

**武蔵野市**

**第四期長期計画  
調整計画案**

**(平成20年度～24年度)**

武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会

平成20年2月

# 目 次

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 計画の位置付けと策定の方法 .....      | 1          |
| <b>第1章 これまでの成果と情勢の変化</b> |            |
| I 社会を取り巻く情勢の変化 .....     | 5          |
| II 武蔵野市の現況と将来 .....      | 7          |
| III 第四期長期計画の取組みの状況 ..... | 11         |
| <b>第2章 調整計画の基本的な考え方</b>  |            |
| I 調整計画全体に関わる基本的な視点 ..... | 19         |
| II 調整計画の重点課題 .....       | 22         |
| <b>第3章 施策の体系</b>         |            |
| I 健康・福祉 .....            | 37         |
| II 子ども・教育 .....          | 50         |
| III 緑・環境・市民生活 .....      | 67         |
| IV 都市基盤 .....            | 88         |
| V 行・財政 .....             | 108        |
| <b>第4章 財政計画 .....</b>    | <b>119</b> |
| <b>用語説明 .....</b>        | <b>131</b> |

## 計画の位置付けと策定の方法

### (1) 「第四期長期計画調整計画」の位置付け

武蔵野市は、市政の計画的運営を図るため、昭和46年から計画期間を10年（第二期、第三期は12年）とする基本構想の議決に併せ、実行計画としての長期計画を策定している。しかし、10年という期間は長く、当初の長期計画を策定したときには想定し得なかった課題も生じる。このような状況に対応し長期計画の実効性を保つため、市政選挙にあわせ、基本構想の枠組みの中で、長期計画をベースに必要な修正や施策を追加し改定するものが「調整計画」である。

「第四期長期計画」は、平成16年12月に議会の議決を受けて定められた「武蔵野市第四期基本構想」にあわせて策定された計画である。この度の調整計画は、平成17年の市長の交代や様々な社会情勢の変化に対応すべく、当初の予定より1年前倒しして長期計画を調整するもので、調整計画の計画期間は平成20年度から平成24年度までの5か年である。

### (2) 「第四期基本構想と長期計画」の枠組み

#### < 第四期基本構想とは >

基本構想とは、市の将来像や基本的な理念を示すもので、地方自治法において、すべての市町村に策定が義務づけられている。この基本構想を策定するには議会の議決が必要とされる。第四期基本構想では、武蔵野市の今後10年のまちづくりの目標として、下記の3点を掲げている。

- ・ 都市の窓を開こう
- ・ 新しい家族を育てよう
- ・ 持続可能な社会をつくろう

そして、その基本理念のもと、「まちづくりの目標・個性を活かした圏域ごとのまちづくり」を掲げ、さらに、具体的な施策の柱となる「施策の大綱」を記載している。

#### < 第四期長期計画とは >

長期計画は本市の場合、基本構想の策定とあわせて策定されるもので、市議会で議決された基本構想の理念に基づいて、具体的な施策や事業などを示した計画期間10年の計画である。長期計画は財源に一定の裏づけを

もつ前半5年間の実行計画と、将来的に実施すべき事業として、後半5年間の展望計画によって構成されている。

### (3) 計画策定の方法と手順

調整計画案の策定にあたっては、「市民が主役の市政」を標榜する邑上市長の方針を受け、より多くの市民の参加を得る目的で、策定委員会設置に先立ち、分野別市民会議を設けた。第四期長期計画の5つの行政分野ごとに公募市民が市民の視点から論議を行い、その結果を提言書としてまとめた。提言書の内容は、これまで行政の視点からは気づかなかつた問題点や課題を含んだものとなっており、多くの点で調整計画案に反映されている。

策定委員会にも従来のように学識経験者だけではなく、各分野別市民会議より推薦された市民委員を策定委員として加える方式を採用した。策定委員会に公募を通じた市民が参加するのは、初の試みである。また、策

定委員会は原則公開で行われているが、これも初の試みである。この新たな策定方式を定着させるためには、市民、行政の意識改革と理解が重要である。

この調整計画案策定過程を通してのお互いの成長こそが、今後ますます盛んになる市民と市との真の協働につながるものと考えている。

\*\*\*\*\*

調整計画案の主な策定手順は以下のとおりである。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 平成18年9月  | 市民会議設置                |
| 平成19年4月  | 策定委員会設置               |
|          | 市民会議提言書提出             |
| 平成19年6月  | 市長との意見交換              |
|          | 庁内推進本部へのヒアリング         |
| 平成19年8月  | 討議要綱完成                |
|          | 討議要綱に対するパブリックコメント実施   |
|          | 市議会各会派との意見交換          |
|          | 教育委員会との意見交換           |
| 平成19年9月  | 市長との意見交換              |
|          | 庁内推進本部との意見交換          |
|          | 市民会議委員との意見交換          |
|          | 分野別団体ヒアリング            |
| 平成19年12月 | 市長との意見交換              |
|          | 庁内推進本部との意見交換          |
| 平成20年1月  | 調整計画原案決定              |
|          | 調整計画原案に対するパブリックコメント実施 |
|          | 市議会全員協議会              |
|          | 市長との意見交換              |
|          | 地区別市民ヒアリング            |
|          | 市民会議委員との意見交換          |
| 平成20年2月  | 調整計画案決定、市長に提出         |
| 平成20年3月  | 調整計画決定                |

# 第1章

## これまでの 成果と 情勢の変化

## I 社会を取り巻く情勢の変化

### (1) 地方分権の進展

地方分権は国と地方の関係を対等・協力関係へ大きく変え、自治体の自立性を強化するものである。市民に対する責任も今まで以上に問われると同時に、自治体運営にはより一層高い経営能力が求められている。

また、三位一体の改革は市の財政に変化をもたらしている。本来、地方財政の強化をもたらすべき改革が、武蔵野市のような財政が比較的豊かな自治体にとっては、逆に補助金の削減や市民税収入の減少をもたらすことにもなる。市の財政基盤の強化を行う必要がある。

### (2) 福祉・保健分野での制度改革

平成17年から18年にかけての介護保険法改正や障害者自立支援法施行など、国の制度改革が行われた。また、平成20年4月からは後期高齢者医療制度もスタートする。国が進める社会保障制度改革の中で、一部の市民

の間で将来への不安や負担感が高まっている。

### (3) 環境問題の深刻化

世界各地で、地球温暖化による異常気象や都市のヒートアイランド化に伴い、市民生活にも影響が出始めている。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効し、平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを平成2年のレベルから6%削減させなければならぬ。武蔵野市においても、環境に対する負荷を軽減する施策をさらに強化する必要がある。

### (4) 都市防災対策の必要性の高まり

平成16年10月に発生した新潟県中越地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震など、自然災害が目立つようになった。本市においても、平成17年9月の集中豪雨では深刻な浸水被害が発生した。今後、武蔵野市での自然災害が起こるリスクに対し、さらに一層の備えを行う必要がある。

#### （５）都市基盤の更新と慎重な 行財政運営の必要性

武蔵野市は、上・下水道などの都市基盤整備を早期に完成した。近年これらの都市基盤も老朽化が進み、上・下水道、小中学校、クリーンセンターなどの施設に更新時期が迫っている。さらに、文化施設、スポーツ施設なども、大規模改修が必要な時期に至っている。リニューアルには膨大な経費負担が見込まれるため、慎重な行財政運営が必要である。

#### （６）コミュニティに対する期 待の高まり

家族の変容や超高齢社会の到来などにより、地域の中で孤立しがちな市民を見守る地域コミュニティの役割に対する期待が高まっている。一人暮らしや高齢者世帯が増え、地域のつながりが薄れる中、地域住民が安全感・安心感を持って暮らせるようなコミュニティづくり、多様な「居場所」づくりを求める声も広がっている。

#### （７）都市型居住の需要の増大

武蔵野市も都市型居住の需要の高まりや規制緩和などの影響を受けている。市内においても工場や社宅などの跡地でのマンション開発、あるいは公団の建替えによって人口が増加した。良好な居住環境づくりの体制整備とともに、今後も予測される大規模マンション開発に対する備えが必要である。

## Ⅱ 武蔵野市の現況と将来

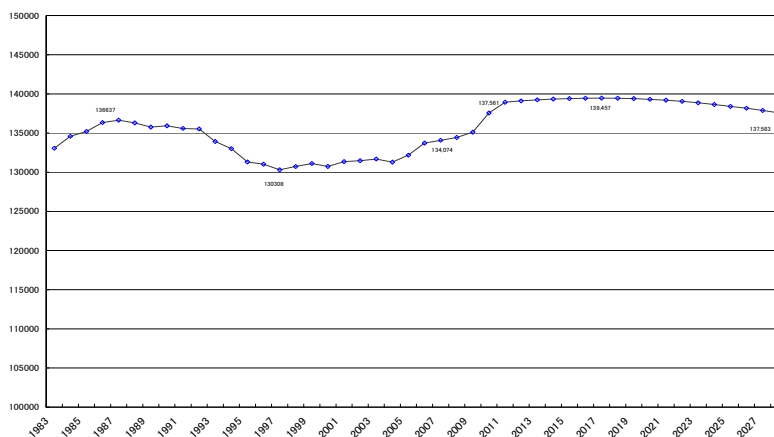
武蔵野市は、東西6.4km、南北3.1km、総面積10.73km<sup>2</sup>の中にJR中央線など3駅を持ち、都心に近く、生活圏に恵まれた近郊住宅都市であるとともに、吉祥寺という有数の商業集積を持った、生活しやすい魅力のあるまちとして知られている。武蔵野市に住みたいと思う人も多く、住宅地・商業地ともその環境は高い評価を得てきた。

### (1) 人口

武蔵野市の人口は、昭和39年5月に初めて13万人台に達し、それ以降、安定していたが、一時、緑町公団や桜堤公団の大規模団地建替えにともない減少し、平成8年には13万人を割った。しかし、平成10年以降、特に大規模団地の建替え完了に伴う戻り入居や、企業などの社宅や工場移転跡地での大規模なマンション建設などにより、徐々に人口

は回復し平成20年1月1日現在で、13万4,253人に達している。

人口の推移と将来見通し



本市の人口の特徴として、単身世帯が多いことが挙げられ、平成20年1月1日現在、平均世帯人員は1.92人と全国でも低位の水準になっている。これは高齢化とともに、20歳前後を中心とする若者世代での転出入の多さによる極めて高い人口の純移動率が原因となっていると考えられる。このことの影響もあって、平成18年の合計特殊出生率は0.89と低く、前年の0.77よりは上昇したものの、全国平均の1.32と比較すると依然大きな差が見られ、多摩地域では最低の数値である。

高齢化の進展は今後とも見込まれるが、65歳以上の高齢者の



総人口に占める割合は、平成20年1月1日現在、東京都の平均に近い19.2%に達している。

人口密度については、平成17年国勢調査によると、1km<sup>2</sup>当たり1万2,816人と、東京23区を除けば埼玉県蕨市に次いで全国第2位の過密状態となっている。

また、近郊住宅地でありながら、吉祥寺という繁華街や多く

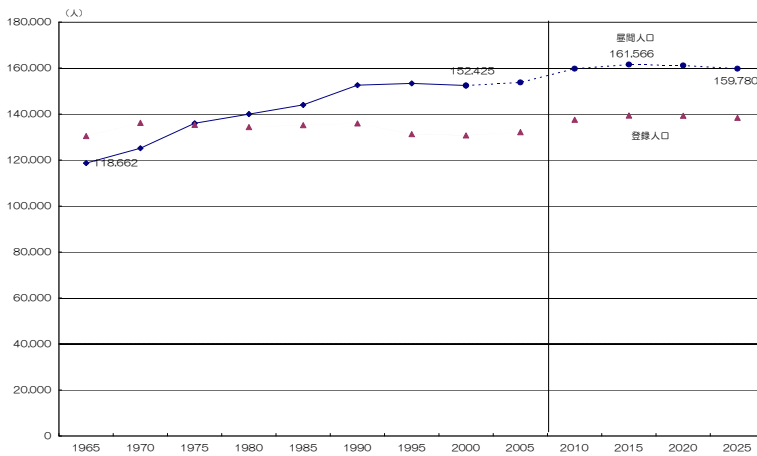
は緩やかな減少が見込まれる。

こうした中で、高齢者の割合はますます上昇し、本調整計画最終年度にあたる平成24年度中には、65歳以上については20.4%、75歳以上については10.7%に達すると見込まれている。これに伴い、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯も増加し、平成22年には、それぞれ

約6,000世帯、約5,200世帯に及ぶと予測されている。

一方、0歳から4歳までの人口については、大規模なマンションの完成による市内へのファミリー層の転入などによる一時的、あるいは地域的

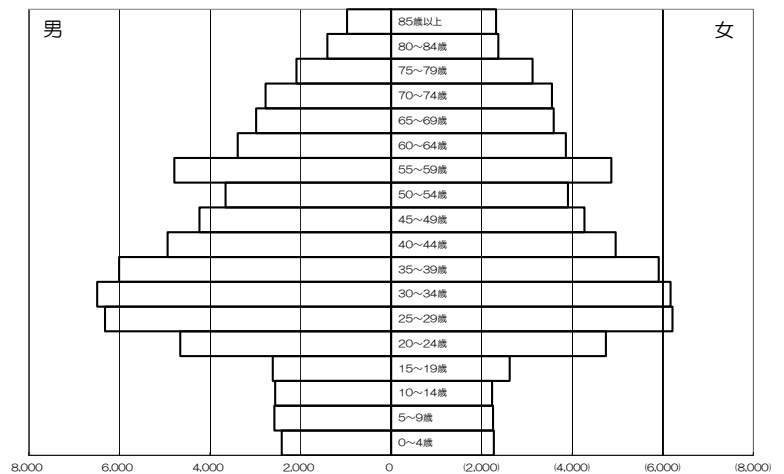
昼間人口の推移と今後の見通し



の事業所・大学などを抱えているため、周辺都市に比べ、昼夜間人口比率が112%と高くなっていることも特徴である。

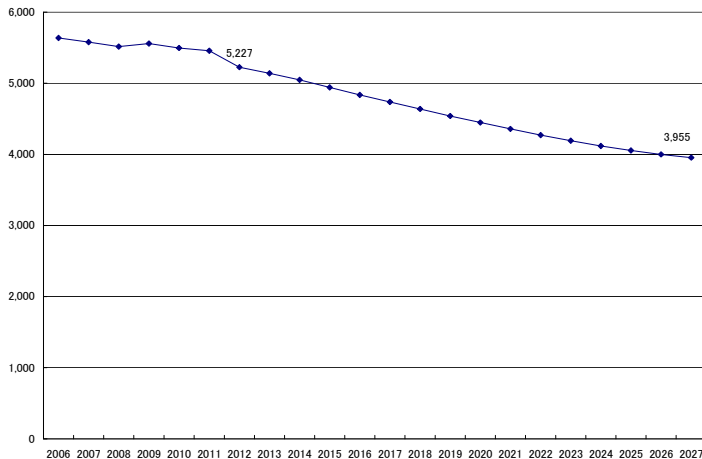
平成19年の将来人口推計によると、主に今後に予定されるいくつかの大規模なマンション建設によって、平成29年の武蔵野市の人口は約14万人に達し、その後

年齢構成の変化（5歳階級人口ピラミッド）  
◇平成19（2007）年



な増加も見込まれるものの、全体としては今後も引き続き減少傾向となるものと考えられる。

乳幼児人口の将来見通し



## (2) 土地利用

平成14年に都が実施した土地利用現況調査によれば、本市の面積1,073haのうち、施設系用途を主とする「公共系、商業系、住宅系、工業系、農業系（農業施設用地）」の面積は723.56ha、67.4%を、他方の「空地等、農地等及び河川等」が349.44ha、32.6%を占めている。

前回の平成9年調査結果と比べると、「公共系、商業系、住宅系」の面積が増えた一方で、「工業系、農業系、空地等、道路等、農地等」の面積が減少しており、住宅系などへの土地利用が進んだ。特に住宅系では

1.2ポイント、商業系が0.3ポイント増加した一方、空地等が1.0ポイント、農地等が0.3ポイント、工業系、農業系がそれぞれ0.1ポイント減少した。

住宅系への用途転換の傾向は、高い環境水準を持った近郊都市への居住ニーズが続く限り、これまでの傾向が続くものと考えられる。それだけに、まちに変

化を及ぼす大型マンションや大規模店の進出・立地など、新たな開発に対しては、明確な方針に基づく的確な対応が望まれる。

## (3) 産業

平成16年現在、武蔵野市の事業所は総数7,582であり、その内訳は小売業を中心とする商業が約27%、飲食業が約19%、そして不動産業、医療・福祉関係、教育・学習関係がこれらに続いている。概ね小規模であり、ほぼ80%が10人未満となっている。

本市の農業については、平成17年現在、農家数84戸、農業従

事業者数227人の状況で露地・施設野菜中心の営農を行っている。しかし、都市内農業の再評価の中にありながらも、この数値は年々減少を続けている。関前から境地区にかけて多く分布する農地も、自己用住宅、共同住宅や駐車場などへの転用が多く、面積は34.75haと漸減状況にある。

本市の工業は、近郊住宅地のイメージが強い中、印刷、電気機械器具、食品加工などを主に、事業所の大半が従業員20人を割る小規模な状態で成立してきた。近年は市内の比較的大きな工場の閉鎖、生産機能の市域外移転などの影響を受け、製造品出荷額を見ても平成12年の約1,416億円から、平成17年には157億円に低下した。こうした状況を捉え直し、次世代に向けた産業の体質転換と活性化を図るため、地理的条件や知識情報の集積の活用による、新たな都市型のコンテンツ産業、文化産業などの起業や誘致をはじめとする積極的な取り組みが期待されている。

本市の商業については、小売

業の年間販売額が平成16年で約3,010億円となり、その中心となる吉祥寺での売り上げは約2,000億円と東京都でも極めて高い水準にある。しかし、事業所規模では、半数以上が4人以下と小規模・零細であり、その数も年々減少の趨勢にある。平成17年現在、市内の商店会は52を数えるが、その数自体の減少とともに、空き店舗数の増加や高齢化、後継者不足など近隣型の路線商店街として様々な問題を抱え、いずれも厳しい状況に直面している。

さらに、昨今の立川、三鷹駅南口、武蔵小金井など周辺地域での発展動向は著しく、今後本市商業に及ぼす商環境の変化、近隣都市間や市内各商店街間での競合の激化などの影響の大きさは計り知れないものと予測される。この中であって、広域商業の核である吉祥寺、大規模開発の進みつつある三鷹駅北口、そしてJR中央線高架化の完成間近な武蔵境それぞれについて、近い将来、強力な振興対策とその具体化が強く望まれる。

### Ⅲ 第四期長期計画の取組みの状況

第四期長期計画で「まちづくりの現状と課題、新たな視点」（『基本構想・長期計画2005-2014』44-51ページ）にあげられた9つの課題への取組み施策は、以下のとおりである。

#### （１）人的サービスの質と倫理性

対人サービスの質の向上を実現するうえで何より主眼に置くべきは個人の尊厳を最大限尊重することである。

「個人の尊厳」を基本理念の一つに掲げる福祉総合計画を平成18年3月に策定した。

障がい者福祉について、平成18年10月、障害者就労支援センター「あいる」を設置した。障がい者の個々のニーズに応じた就労面や生活面の支援を一体的に行い、自立及び社会参加の促進を図っている。

子ども・教育分野においては、平成17年4月に教育支援センターが、既存の相談支援機関を統合し、開設された。不登校の

児童・生徒への支援に重点を置き、家庭への訪問・学校への支援を積極的に実施し、一人ひとりの子どもの持つ力を伸ばす教育サポートを行っている。

#### （２）市民パートナーシップの意義

「保健・医療・福祉の増進」「環境保全」「まちづくりの推進」などの分野で協働が進捗した。

多様化・高度化する市民ニーズにこたえていくためには、市と市民、事業者などの役割分担のあり方を再検討し、協働をさらに推進していくことが求められる。

平成19年3月、NPO・市民活動団体、ボランティア団体などの活動の促進や協働の推進に向けた市の基本姿勢や施策を「武蔵野市NPO活動促進基本計画」にまとめた。

平成19年9月には、NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、市との協働を円滑に推進するため、市役所内に「市民協働サロン」を設置した。

### (3) 健全な財政運営

武蔵野市の行財政改革を着実に推進するため、中期的な行財政運営の基本方針として、「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」を、また、この基本方針の取組事項のうち、集中的に改革を要する取組事項の実行計画として「武蔵野市行財政集中改革プラン」を策定した。

これを受け、有識者と公募市民で構成する「事務事業・補助金見直し委員会」を設置し、事務事業・補助金の点検を行った。今後、市の方針を定め、事務事業・補助金の見直しを進める。

市ホームページ上のバナー広告や滞納整理の強化により、歳入を確保する対策も進めた。

事務事業の見直しも進め、積極的に民間委託や指定管理者制度を導入して歳出削減を進めている。

職員定数については、第三次職員定数適正化計画、及び平成19年度を初年度とする第四次職員定数適正化計画に基づき、着実に定数の削減に努めている。

### (4) 安全・安心のまちづくり

身近に起こる犯罪の質の変化、近年発生する大規模な自然災害など、日常生活における安全・安心に不安を持つ市民が増えている。市民の安全は警察や消防のみならず、行政と市民の協働、コミュニティの活性化によって確保される。

本市では、ホワイトイーグルの増車やブルーキャップによる見回りの強化、市民安全パトロール隊の増員など、様々な形で安全の確保を進めてきた。

震災などの災害から市民を守る拠点として、平成19年7月、防災安全センターを開設した。

地域防災力の向上のため、自主防災組織同士の連携を進めた。

災害時に、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることのできるしくみを構築するため、平成19年度に、災害時要援護者避難支援事業を試行した。

### (5) コミュニティと都市間交流

武蔵野市では、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、全国に先駆けて市民主導のコミュニ

ティづくりが行われてきた。

平成14年4月に施行された武蔵野市コミュニティ条例に基づき、第三者の目でコミュニティ協議会を評価するコミュニティ評価委員会が設置され、平成16年3月の第一期評価に続き、平成18年3月、第二期評価委員会による評価報告書が作成された。

市民生活に関わる様々な課題を共有するため、市とコミュニティ協議会の共催により「市民と市長のタウンミーティング」を平成18年1月から2年をかけてすべてのコミュニティセンターにおいて開催した。

第四期基本構想の、「都市は単立できない」という考えに基づき、本市では、互いのよいところを学びあう趣旨で、都市・国際交流事業を展開している。

市民を主体とする事業展開を行うため、市民提案・企画型の国内交流体制の構築に向けて研究を開始した。

#### （6）高齢者・障がい者への支援

高齢者福祉分野では、平成17年の介護保険法改正に伴い、既

存の在宅介護支援センターに併設されるかたちで、平成18年4月、地域包括支援センターを市内3か所に設置した。また、平成17年10月に、市内6か所目となる在宅介護支援センターが吉祥寺本町に開所した。同施設は、市独自のミニデイサービス・緊急一時ショートステイ事業を一体的に実施する多機能型複合施設である。

障がい者福祉分野においては、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、障がい者に対するサービス体系が大きく変化した。自立支援給付及び地域生活支援事業が創設され、障がい別にかかわらず必要なサービスを利用できるようになった。

#### （7）家族と教育

少子化による子ども数の減少の中で、未来を担う子どもたちのために、子育て支援や教育環境の充実を図ることは重要である。子育てや子どもの育ちについての不安や悩みの相談窓口である、子育てSOS支援センターや教育支援センターの相談

体制を強化した。

平成17年3月に第二次子どもプラン武蔵野を策定し、家庭や家族の役割を重視した事業の拡充を図った。

子どもたちが、自由な遊びの経験の中から、冒険心や自立心、生きる力を身につけていけるよう、境冒険遊び場公園の整備を進め、ミニプレーパーク事業を開催した。

グローバル化が急速に進んでいる現在、子どもたちの言語教育の充実が必要である。日本語能力の向上、考える力や表現する力を育むことを目的に、「子ども文芸賞」を創設した。

#### (8) 家族に対する男女の責任

男女共同参画社会を目指し、「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の体制強化を図り、市民及び団体の自主的な活動とネットワーク化を進めた。

第二次男女共同参画計画の策定のため、平成19年8月には、男女共同参画推進市民会議を設置した。

子育て世代が、仕事時間と生

活時間のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、次世代育成支援対策推進法を受け、第二次子どもプラン武蔵野を策定した。保育所定員の弾力化や、私立幼稚園への支援を通じた預かり保育の推進を図り、多様な働き方に対応する保育サービスの拡充に努めた。

#### (9) 環境形成とまちづくり

CO<sub>2</sub>等の温室効果ガス排出抑制対策として、市は平成12年3月にISO14001の認証を取得し、市役所組織全体の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制に取り組んだ。また、平成18年度からはクリーンセンターにおいてCO<sub>2</sub>排出削減対策工事を開始した。

家庭のCO<sub>2</sub>排出抑制策の一環として、太陽光発電設備の設置に対する助成に加えて、平成19年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及び住宅用高効率給湯器の設置に対する助成を開始した。

新エネルギーの導入については、平成16年度には大野田小学

校に、平成17年度には吉祥寺本町在宅介護支援センターに、燃料電池を設置した。また市立小学校等に太陽光パネルを設置した。

省エネルギーの推進については、ムーバス等公共交通機関の整備などにより、温室効果ガスの発生抑制を推進している。

森林等によるCO<sub>2</sub>の吸収源の確保については、大木・シンボルツリー2000計画を推進し、屋上緑化などにより、吸収源の確保に努めている。

これとあわせ、ごみ排出削減にも積極的に取り組んだ。

一日に一人が出す、家庭ごみ、資源物の量に着目し、「武蔵野

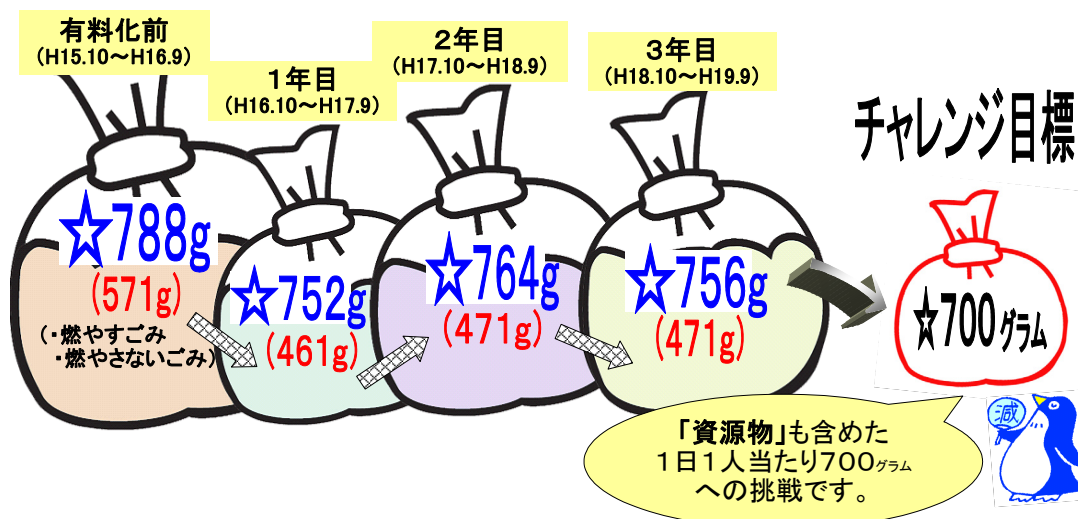
ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」を行い、ごみ減量へ向けた取組みを行っている。

市内の緑は徐々に減少しつつある。豊かな自然環境を保全育成するために、仙川リメイク事業を進めたほか、公園用地の取得など緑を次の世代へ残すための取組みを行った。

「農業ふれあい公園」「境冒險遊び場公園」など生活に根ざした個性的な公園づくりを進め、快適な都市環境づくりに取り組んでいる。

公共施設の適切な維持管理を計画的に行うため、学校改築計画、下水道総合計画の策定に着手した。

**ごみ減量に向けて!!**  
**武蔵野ごみチャレンジ700グラム**  
 家庭ごみの増加傾向を受け、「1日に1人が出す家庭ごみ・資源物量」を現在の約760グラムから多摩地域平均の700グラム以下に向けて平成18年11月よりチャレンジ宣言中 **武蔵野市**



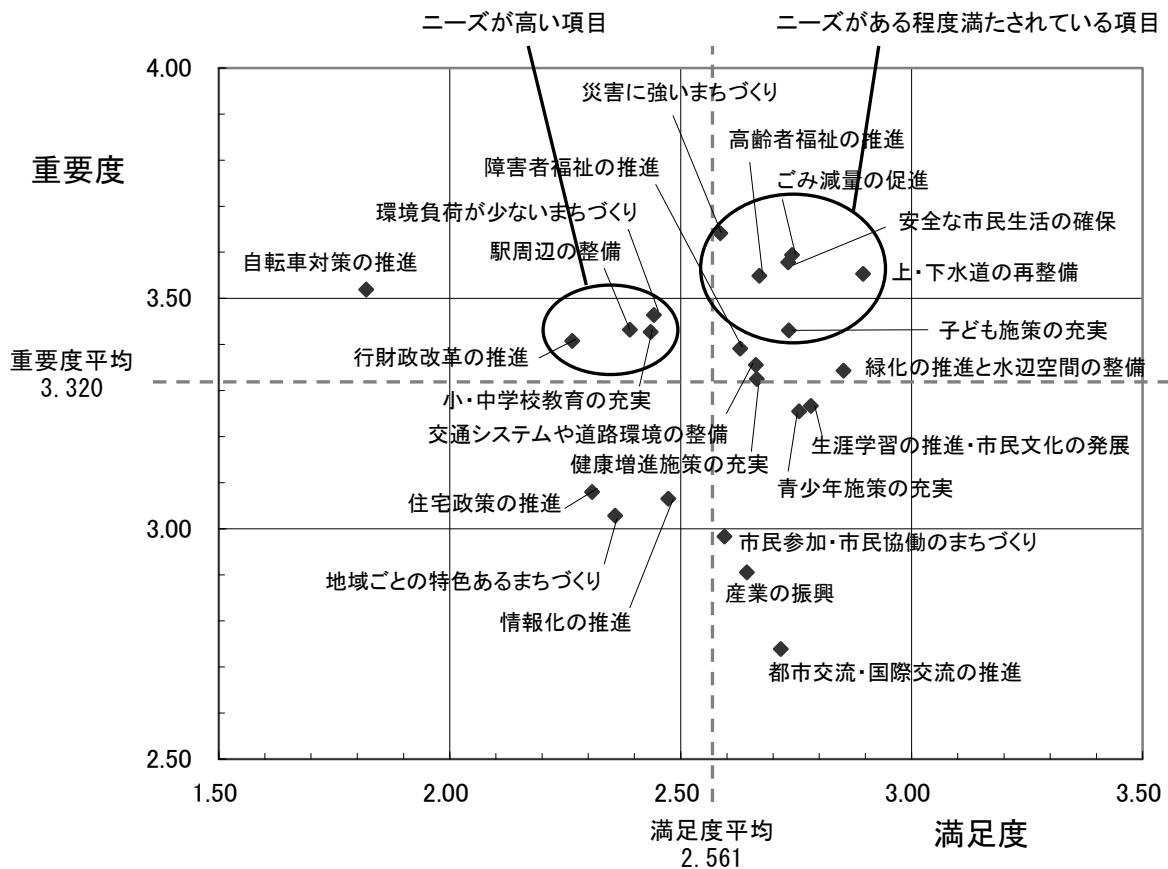


## ニーズ得点

下図の散布図は【満足度】を横軸に、【重要度】を縦軸に23項目の位置を描いたものである。図の左下に位置するほど重要度が低く満足度も低い項目であることを、逆に、図の右上に位置するものほど重要度が高く満足度も高い項目であることを意味している。また、左上に位置するものは、重要度が高く満足度の低い項目であることから、【ニーズ得点】の高い項目であるといえる。

散布図において、左上（重要度が高く、満足度が低い）に位置するのは〔自転車対策の推進〕や〔環境負荷が少ないまちづくり〕、〔駅周辺の整備〕、〔小・中学校教育の充実〕、〔行財政改革の推進〕などであり、これらはニーズ得点の高い項目である。一方、〔ごみ減量の促進〕、〔安全な市民生活の確保〕、〔上・下水道の再整備〕、〔高齢者福祉の推進〕、〔子ども施策の充実〕は、右上（重要度が高く、満足度も高い）に位置し、ニーズがある程度満たされている項目であることがわかる。

図 散布図（満足度・重要度）



『武蔵野市民意識調査報告書』の結果（報告書67ページより抜粋）  
（平成19年6月実施）

## 第2章

# 調整計画の 基本的な考え方

## I 調整計画全体に関わる基本的な視点

第1章にみた、社会情勢の変化、これまでの市政の進捗から判断して、本調整計画の策定にあたって留意すべき基本的な視点として、以下の3点があげられよう。

その第一は、武蔵野市も本格的な成熟期に入ったという認識である。

国全体では、人口を見ても、経済を見ても、財政を見ても、かつてのような右肩あがりの傾向から、低成長に移行した。このような構造のもとにありながら、他方で少子高齢化への対応など、行政需要は減るどころか増大している。行政の一層の簡素化・効率化とあわせて、市民の課題解決能力を高め、さらに協働を促進する視点を大胆に導入する必要がある。

具体的には、今後ますます多様化する市民ニーズに対して、新たに都市基盤や施設を「つくる」前に、既存の都市基盤や施設を有効に「使う」「保つ」こ

とを考え、「施設づくり」から「サービス内容」重視へと発想を転換することが求められる。さらに、市と市民の協働を促進するための共通のルールづくりも必要となっている。

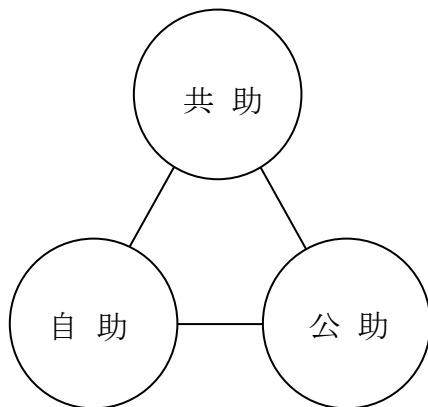
比較的豊かな財政力に支えられた武蔵野市は、環境づくりや社会資本形成に努め、全国のモデルとされるまちづくりを進めてきたが、この段階で、一度立ち止まり、長期的な視野から将来の都市像や都市づくりの戦略について広く議論を起こすべきである。このような視点を、市と市民で共有することは、武蔵野市の将来発展への意欲を創出するに違いない。

この段階での市政運営をさらに難しくしているのは、60年前の市制施行後の初期に整備された都市基盤設備や施設が、大規模修繕や再整備の時期を迎えようとしていることである。都市リニューアルの時代に向けて、財源確保の方策、新しい事業執行のあり方を視野に入れる必要がある。

第二は、リスク回避や持続可能性（サステナビリティ）の視点の重要性である。

これは様々なレベルで重要性を持つ。まず、個人のレベルのリスク回避・持続可能性とは、誰もが安心して住み続けられる支援の必要性である。

暮らしの豊かさやゆとりが語られる武蔵野市でも、高齢化や所得格差の進行、子育て不安、いじめや不登校の発生などにより、地域社会の日常に疎外や孤立を感じる市民が見出される。それが少数であっても、思いやりと公共性の原点に立ち返り、自助、共助、公助のバランスを取りながら、地域への信頼や支えられ感の回復に向かって社会的支援を行う。ミニマムな生活保障などセーフティネットの仕組みを整備する必要がある。



コミュニティのレベルでのリスク回避・持続可能性の課題には、まず「安全・安心」な地域づくり、すなわち災害発生などの非常時への準備や防犯体制の確立などがある。

さらに、あらゆる世代の健康・保健の増進、次世代を担う市民の育成、良好な住環境の維持、ごみ減量化の推進などは、武蔵野市が将来にわたって持続して発展していくための必須の条件であり、今後とも重点的な課題として取り組む必要がある。

もう一段マクロな観点からのリスク回避や持続可能性の確保も、大きな課題となっている。

近年世界的に関心が高まっている地球温暖化への対応もその一つである。武蔵野市民の生活も近年の気候変動の影響から様々な問題に直面している。逆に市民生活が環境に及ぼす影響も無視できない。「地球規模で考え、身の回りから行動を起こす(Think Globally, Act Locally)」といわれるように、市域を越えたグローバルな視点に立って行動を起こすことが求められている。

武蔵野市がこれまで進めてきた都市・国際交流もこうした観点から再定義し、推進していく。平和という視点も重要性を増している。武蔵野市は地域から国へ、地域から世界に広がる視野を取り込みつつ、先進的な施策に取り組むべきである。

第三の視点は、21世紀における新たな都市像の創造という積極的な課題である。

武蔵野市とその近辺には、多くの大学や研究機関が立地している。また、多様なコミュニティ活動・生涯学習活動が幅広い市民の手によって進められている。その一方で、都内でも屈指の商業集積を有する吉祥寺には、アニメやデザインなど、知識情報産業を中心とする高度な企業活動が見出される。

豊かな文化活動を展開するまち、落ち着いた住宅街でありつつ若者で賑わうまちという稀な特性は、武蔵野市の貴重な財産である。この特性を活かして、知的に成熟した武蔵野市が、これからどのような産業・文化の発信地としてさらに発展してい

くのかは全国の注目の的になっている。

「武蔵野プレイス（仮称）」の完成がこの調整計画期間中に見込まれるが、これをひとつのバネとして新しい都市文化の創造を目指し、次世代志向ビジネスや文化産業を象徴する代表的都市としての発展を図ることが課題である。

分権と地域間競争の時代を迎えて、都市政策においても次世代に向けての活性化戦略が大きな比重を持ちつつある。市と市民が協働しながら、地域の多様な資源をお互いの知恵と創造力をもって評価し、明確な方針を立案し、活用していくことが強く望まれる。

## Ⅱ 調整計画の重点課題

### (1) 「支えられ感」を生み出す地域福祉

少子高齢化が進む中で行政においても様々な対応を進め市民生活を支えているが、他方で地域社会の役割がこれまで以上に重要となってきた。地域社会とは何より高齢者や子育て家庭をはじめ多様な人々が生活する場所であり、普段の生活の中での人と人のつながりや支えあいが最も重要な資源である。

支えあいのネットワークが重層的に重なり、支援を必要とする市民一人ひとりを包み込むように地域社会が発展するならば、高齢者や子育て家庭は孤立することなく、自立しつつ支えられることが可能となる。そのためには、地域の様々な施設が単にサービスを提供するのみならず、ニーズのある市民を支え、「頼りとされる」場所となるように真摯に取り組み、「地域の福祉力」を高めていく。

孤立しがちな高齢者や障がい者を支援するために、災害時要

援護者対策の事業など、地域を巻き込んだ取組みを拡充する。さらに、何らかの病気や障がいなどを抱えていても生活していける地域福祉を実現するには身近なところでの在宅医療体制が整備されていなければならない。

市民が年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいてその人らしい生活を続けられるように支援し、ライフサイクルを視野において、連続的かつ体系的に支援するよう努める必要がある。市は「地域リハビリテーション」の実現を理念として掲げ、保健・医療・介護・福祉・教育など、あらゆる組織や人が連携し、体系的かつ実効性の高い事業を総合的に実施していく。

子育て家庭についても、現在実施している様々な市の事業や施策を有機的につなぎ、0歳から18歳までの子どもの成長に即した連続性のある支援を行うよう事業の見直しも行いながら整備を進める。それと同時に、地域の子育て家庭の身近な交流活動が広がるように促しつつ、施

設を活用した地域子育て事業を展開し、地域の子育て力を高める。

具体的には、緊急性の高い子育て支援施設の整備・サービス拡充を図り、コミセン親子ひろばや保育所などを使った子育て家庭のグループづくり、子育てを支援する人のネットワークづくりに一層力を入れて取り組む。これらの課題については、第三次子どもプラン武蔵野の策定の際に具体化を図る必要がある。

## **（２）武蔵野プレイス（仮称）の開館を契機とした新たな市民文化の創造**

人づくりは、学校教育のみならず生涯を通じた市民の学びの課題である。武蔵野市には、市民の生涯学習、文化創造の施設として、図書館、市民会館、市民文化会館、芸能劇場、公会堂、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館、松露庵、スイングホール、コミュニティセンターなどがある。また、武蔵野市には豊富な人的資源と文化活動の実績がある。これらを横断的有機的につなげ、

市民文化の創造と発信に向けて、その基礎となる生涯学習の体系を再点検し、市が行う生涯学習事業の目的と内容を明らかにし、施設の再編成も含めた総合計画を練りあげることが望まれる。

平成22年度末の完成に向け、生涯学習機能を持つ新しい融合型施設として整備される「武蔵野プレイス（仮称）」は、武蔵境地域にある文化・生涯学習施設との関連を整理し、この地域のまちづくりの核として位置づける。武蔵境圏はもとより、市全域あるいは周辺地域に及ぶ広域的な知的創造拠点、出会いと触発による新しい文化の拠点となることを目指していく。

これを契機として、武蔵野らしい都市型市民文化の発信に努め、市民や文化団体のみならず多様な事業者との連携を強化し、新しい文化産業の育成や魅力ある都市づくりを展開していく。

## **（３）進化するコミュニティの創造**

武蔵野市のコミュニティ施策は全国でも稀な歴史と実績を有

し、都市における市民自治のあり方を模索してきた。平成14年には「武蔵野市コミュニティ条例」を施行し、平成17年の改正では指定管理者制度を導入し、コミュニティセンターの運営形態に柔軟性を加えるなどの制度整備が進み、いま一層の飛躍のときを迎えている。

市民間の連携は様々なコミュニティの形で実現される。地域性や地域の中の人間関係が薄まる中、地域においては防犯・防災・生活安全・福祉・子育て支援・青少年活動・教育など多くの課題の解決がコミュニティに期待されている反面、そのための力をコミュニティがいまだに十分に備えていない面もある。

地域コミュニティや目的別コミュニティ、電子コミュニティがそれぞれの特色を活かして発展していくための支援に市は積極的に取り組む。

地域コミュニティには、路線商店街や青少年など、様々な主体が含まれることを改めて想起すべきであろう。路線商店街の空き店舗をコミュニティが活用

したり、青少年の居場所や自発的な活動拠点をコミュニティの中に生み出すなどの工夫により地域の活力を高めていく方策を検討する。

地域コミュニティの核となるコミュニティ協議会については、コミュニティセンターという施設を最大限に活用し、地域づくりをどのように推進しているかについて、評価の仕組みを活用して検証を進める。コミュニティ協議会の力量を高めつつ、より進化したコミュニティの形を創り上げることが課題である。

#### （４）市民協働の展開と情報の共有

地方分権の進展に伴い、基礎自治体への権限委譲が進められ、他方で市民ニーズや地域ニーズがますます多様化・高度化する傾向がある。これに对应していくためには、従来型の行政が中心となった都市経営のモデルに代わって、「新しい公共」の考え方を導入する必要がある。地域の力や市民の知恵・工夫の活用、NPOをはじめとする中間組織



の活動が一層重要になってきている。

武蔵野市の自治体運営は、長い市民参加の歴史を有しているが、これまでのあり方は市民参画の範囲や程度が限定的であり、市と市民の双方向性の確保が不十分であったなど、今日求められる市民協働とは異なる面もある。行政だけでなく、市民自身も力量を養い、公共的課題に取り組む当事者として主体的に関わり、実質的な「市民と行政の協働」の実績を作り、あわせて制度整備を進めていくことが求められる。

平成18年度のNPO活動促進基本計画の策定を受け、平成19年9月に「市民協働サロン」が市役所内に開設され、市民と行政の協働の場が整備された。

これらを活かしつつ、武蔵野市における市民自治の一層の発展を図る施策を積極的に展開する。協働を進めていくためには、市、市民、市民団体（NPO）などがそれぞれ責任を負うべき領域、相互に取り組む領域の区分けを明確にし、協働の時代に

ふさわしいパートナーシップを築く必要がある。

そのために最も求められているのは、幅広い情報の共有である。行政は的確で迅速な情報提供をわかりやすく行うとともに、市民は必要な情報・資料の正確な読み解き、適切な活用に努める必要がある。

#### （５）深刻化する環境問題に対する積極的な取り組み

地球環境問題は近年ますます顕著となり深刻さを増している。本市においても、この80年間に平均気温の上昇があったとされる。

平成17年の京都議定書の発効以来、国連気候変動枠組み条約のCOP13（平成19年）を経て、平成20年には環境・気候変動をテーマとする北海道洞爺湖サミットが開催されるなど、国内外の取り組みが急速に進みつつある。

武蔵野市においてもこれまでの実績を踏まえて、地球温暖化対策への取り組みを一層充実させていく。本市が日本全体の中で占める量的な割合はわずかであ

るが、本市の平坦でコンパクトな都市の特性や、一世帯当たりの車保有台数が少ない状況を活かして、できる限りの環境施策を実施し、その取組みを全国にも発信していく。

環境対策は市だけで取り組むものではなく、市民や農・商・工業を営む事業者との連携・協働が不可欠である。緑化や農地保存、省エネの徹底や自然エネルギー導入への支援をきめ細かく進めるとともに、グリーンパートナー事業の拡大や、一般廃棄物の多量排出事業者への指導強化などを推し進める。市は周辺自治体との広域連携も含め、誘導策、規制策の両面からあらゆる施策を講じていく。

市では平成16年10月にごみの有料化を実施し、現在「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」など、ごみ減量化を積極的に進めている。これからは、ごみ問題など身近な問題を含めて、地球環境の保全には市民のライフスタイルの転換こそが鍵になっていることを、強く訴えかけていく必要がある。

もう一つの課題として、これらの施策を総合的に推進するための効果的な組織構築に着手する必要がある。また、市の事業の決定や見直しに際し、目に見えやすい費用対効果の視点だけでなく、環境の視点からの評価を取り入れる必要がある。

#### **(6) 「まちづくり条例」による課題への適切な対応と効果的な運用**

武蔵野市では、空間環境の形成、地域環境の維持といった様々な面でのまちづくりは、「宅地開発等に関する指導要綱」（昭和46年施行）など各種の関連法規に基づく行政の指導によって進められてきた。しかし恵まれた地理的条件や旧来の土地利用の変化を受けて、限られた土地資源に対する宅地需要や開発の動き、そしてそれらに対する市民参加も含めた調整や適正化への期待は今後も持続することが予想される。

まちづくりの基本となる事項や基準、市、市民、事業者など関係主体の責任と役割、諸手続きや参加、事業調整の仕組みを

明らかにし、安心・快適な地域特性を活かし、武蔵野市にふさわしい住環境を維持・形成する。そのため、現在策定が進められている「まちづくり条例」を速やかに制定・施行する。これに即して、開発計画について市民に迅速な情報提供を行う。また、市民や地域の住民組織と行政との間に立ち、専門的な観点からアドバイスや提案を行う、まちづくり委員会やまちづくりセンターなどの中間的組織のあり方を検討し、実現に取り組む。

都市マスタープランの改定に際しては、市民参加をより進化させる形で見直しを図る。昨今の動向を的確に反映させたまちづくりの基本方針を定め、それに基づき課題となる地区に対する施策選択を急ぐ。

武蔵野市には統一的な景観形成の考え方や指針がないため、景観条例の制定を行い、景観行政団体となり武蔵野市にふさわしい都市景観の創出を行う。また、公共施設を中心とするユニバーサルデザインの普及を重点的に進める。

### （７）三駅前地域の駐輪場（自転車駐車場）の整備と走行安全の確保

都内の放置自転車実態調査によると、吉祥寺駅前の放置自転車数は、平成17年度は都内でワースト8であったが、平成18年度はワースト5となり、この問題の深刻さが浮き彫りになった。これまでの市政アンケート調査でも、常にニーズが高い項目にあげられている。平成19年度実施の市民意識調査でもニーズ得点（重要度が高く、かつ満足度が低い）が最も高い項目にあげられた。

環境負荷が少なく、健康づくりにも役立ち、利便性の高い移動手段として優れている自転車ではあるが、環境整備が立ち遅れているためにこれらのメリットを活かす妨げとなっており、様々な問題を引き起こしている。

「おしゃれなまち吉祥寺」に放置自転車は似合わない。歩道上に設置された駐輪場も景観や歩行者の安全を損なっている。吉祥寺駅周辺の放置自転車問題の解決は、地下利用も含め、抜本的な検討をする必要がある。

三鷹の北口駅前には建設が予定される民間大型複合ビルには、「宅地開発等に関する指導要綱」に基づき、市は自転車1,500台分の公共駐輪場の提供を受ける。しかし、三鷹駅北口も自転車の乗り入れ台数が多く、駐輪問題の抜本的解決を図る必要がある。現在平置き駐輪場として使用している駅前の市有地を含め、北口駅前の総合的な計画を早急に検討する。

武蔵境駅周辺については、かねてより市外からの利用者が多いが、今後さらに増加が見込まれる。借地に設置されている駐輪場も多数あることから、新たな用地の確保、ならびにJR中央線高架下を利用した駐輪場整備も進める必要がある。

駐輪場の設置について三駅周辺のいずれにおいても、引き続き商店会やJRなどに協力を要請していく。

また、幅員のある道路に自転車レーンを設置するなどの環境整備や自転車走行のマナー向上を図ることで自転車と歩行者、車の共存を可能にし、「環境に

やさしいまち」「利便性の高いまち」「歩いて楽しいまち」の理想を実現していく。

#### (8) 都市リニューアルを見通す行財政への転換

市民にとって住み続けたい魅力あるまちとして発展していくために、都市環境と都市基盤の充実は不可欠な要素である。武蔵野市は、井の頭公園に代表される自然と都市の利便性の高さが共存する素晴らしい環境にあり、都市基盤も市制施行後の早い段階で整備に着手し完了している。しかし、都市基盤は維持補修の段階から大規模改修・再整備の時期を迎えており、これには膨大な経費がかかる。また、三駅圏で個性的なまちづくりが展開されようとしている現在、武蔵野市としての総合的な方向を見極めて都市のリニューアルを進めていくことが求められる。

現在まで武蔵野市の財政力は他の自治体に比べて比較的高い水準にあり、その豊かな財政力に支えられ、都市基盤整備や各種施設整備など市民生活環境の

向上に向けた施策を実施してきた。しかし、マンション開発による人口の増加によるニーズへの対応、少子高齢化に伴う行政需要の拡大、三位一体の改革に伴う市民税や補助金の収入減が見込まれ、現在の行政サービス水準の将来にわたる維持・向上については楽観を許さない。

今後は行政組織・人事体制・事務事業などの抜本的な見直しや民間企業の経営手法なども視野に入れた事業執行のあり方の検討がさらに必要である。武蔵野市の発展を今後も持続可能にするため、大胆な行財政運営の視点を切り開く時期に来ている。

## 第3章

# 施策の体系

|   |           |
|---|-----------|
| <b>I 健康・福祉</b>  | <b>37</b> |
| <b>1 健康で暮らしつづけるための施策</b>  | <b>37</b> |
| (1) 「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定<br>(2) 健康増進施策の計画的推進<br>(3) 医療ネットワークの充実<br>(4) 妊婦健康診査の拡充<br>(5) 市民こころの健康支援<br>(6) 食からはじめる健康づくり                               |           |
| <b>2 就労・自立支援と社会参加の推進</b>  | <b>40</b> |
| (1) 高齢者・障がい者の就労支援<br>(2) 高齢者・障がい者の地域活動と社会貢献の促進<br>(3) 障害者自立支援法への取組み   |           |
| <b>3 地域で支えあう福祉のまちづくり</b>  | <b>41</b> |
| (1) 市民が主体となる地域福祉活動の推進<br>(2) 心のバリアフリーの推進<br>(3) 地域の安全・安心の確保<br>(4) ふれあい・ボランティア活動の促進<br>(5) 地域福祉活動への支援   |           |
| <b>4 安心して暮らせるまちづくり</b>  | <b>43</b> |
| (1) 地域リハビリテーションの充実<br>(2) 地域包括支援センターと在宅介護支援センターの機能の強化<br>(3) 障がい者相談事業の充実<br>(4) 障がい児への支援<br>(5) 認知症高齢者施策の推進<br>(6) 家族など介護者の負担軽減施策の充実<br>(7) 虐待防止体制の整備 |           |
| <b>5 サービスの質の向上と利用者の保護</b>   | <b>46</b> |
| (1) 保険者としての市の責務<br>(2) 権利擁護事業と成年後見制度の利用促進<br>(3) 第三者評価への助成  |           |
| <b>6 サービス基盤の整備</b>  | <b>47</b> |
| (1) 地域サービスの拡充<br>(2) 介護者の人材育成<br>(3) 福祉施設のあり方の検討<br>(4) サービス基盤整備への市の責務  |           |
| <b>II 子ども・教育</b>  | <b>50</b> |
| <b>1 子育て支援施策の総合的推進</b>  | <b>50</b> |
| (1) 地域社会全体で取り組む子育て支援の構築<br>(2) 保育サービスの拡充<br>(3) 子どもの安全・安心<br>(4) 子育て家庭への支援<br>(5) 第三次子どもプラン武蔵野の策定   |           |
| <b>2 親子のふれあいと家庭への啓発</b>   | <b>54</b> |
| (1) 体験事業を通じた親子のふれあい<br>(2) 子育ては親育て<br>(3) 子育て家庭への「食」の啓発   |           |
| <b>3 子育て支援施設の整備</b>   | <b>55</b> |
| (1) 保育施設などの整備<br>(2) 児童館のあり方の検討<br>(3) 境幼稚園の将来像及び泉幼稚園跡地利用   |           |

|                    |   |    |
|--------------------|---|----|
| 4                  | <b>学校教育の充実</b>  | 56 |
|                    | (1) 「身体・言語・自然」を重視した教育<br>(2) 次世代の市民育成のための教育の推進<br>(3) 「確かな学力」の向上<br>(4) 学校教育力の向上<br>(5) サポート制度、相談機能の充実<br>(6) 学校経営体制の充実<br>(7) 市立学校の計画的な整備の推進<br>(8) 食に関する教育の充実 |    |
| 5                  | <b>青少年施策の充実</b>   | 62 |
|                    | (1) 青少年育成施策の拡充<br>(2) 自然体験事業の拡充<br>(3) 青少年育成環境の整備<br>(4) 青少年の国際交流の促進  |    |
| 6                  | <b>生涯学習施策の拡充</b>  | 64 |
|                    | (1) 生涯学習事業の体系化・計画化<br>(2) 生涯学習機会の拡充<br>(3) 生涯学習施設の充実<br>(4) 文化財の保護や活用<br>(5) 図書館サービスの充実   |    |
| <b>Ⅲ 緑・環境・市民生活</b> |   | 67 |
| 1                  | <b>持続可能な都市の形成</b>   | 67 |
|                    | (1) 環境負荷の少ない社会への転換<br>(2) ごみ減量の推進<br>(3) クリーンセンター建替え計画の検討   |    |
| 2                  | <b>緑豊かな都市環境の創出</b>  | 70 |
|                    | (1) 市民と協働でつくる緑化空間<br>(2) 「自然環境センター（仮称）」の設立<br>(3) 魅力ある遊歩道の再整備   |    |
| 3                  | <b>身近な自然の回復と保全</b>  | 72 |
|                    | (1) 生態系を重視した水辺空間の整備<br>(2) 近郊地の森林の保全と活用   |    |
| 4                  | <b>農業の振興</b>  | 73 |
|                    | (1) 都市農業の振興<br>(2) 農地の保全<br>(3) 都市農業と市民のふれあいの強化   |    |
| 5                  | <b>商工業の振興</b>   | 74 |
|                    | (1) 武蔵野ブランドの育成<br>(2) 起業支援<br>(3) 中小事業者の支援<br>(4) 路線商業の活性化<br>(5) 吉祥寺圏商業活性化<br>(6) 中央圏商業活性化<br>(7) 武蔵境圏商業活性化<br>(8) 就労支援  |    |
| 6                  | <b>都市観光の推進</b>  | 76 |
|                    | (1) まちの魅力・情報の発信<br>(2) 観光推進組織の設立<br>(3) 都市観光とまちづくりの連携強化   |    |
| 7                  | <b>真に豊かな消費生活の推進</b>   | 77 |
|                    | (1) 消費者教育の推進と相談事業の充実<br>(2) 消費者活動の支援  |    |



|                |   |           |
|----------------|---|-----------|
| 8              | 防犯性の高い快適なまちづくり<br>(1) 防犯性の高いまちづくりの推進<br>(2) 快適な生活環境の確保  | 78        |
| 9              | 防災態勢の強化<br>(1) 地域防災基盤の強化<br>(2) 防災安全センターの機能充実<br>(3) 避難所の整備・運営体制の確立   | 79        |
| 10             | 市民活動の活性化と協働の推進<br>(1) コミュニティの活性化とあり方の検討<br>(2) 協働推進体制の整備と協働事業の展開<br>(3) 団塊世代等の参画支援                                    | 81        |
| 11             | 男女共同参画社会の実現<br>(1) 推進体制の整備と強化<br>(2) 様々な活動の充実と環境整備  | 83        |
| 12             | 都市・国際交流の推進<br>(1) 国内都市交流・協力の推進<br>(2) 国際交流・協力の推進<br>(3) 外国人市民へのサービス・支援の充実   | 84        |
| 13             | 生涯スポーツの振興<br>(1) スポーツ施策の多角的な検討<br>(2) スポーツ施設の整備・充実  | 85        |
| 14             | 特色ある市民文化の発展<br>(1) 市民文化施設の拡充<br>(2) 文化施設及び文化活動のネットワーク化の推進<br>(3) 都市文化の積極的な発信  | 86        |
| <b>IV 都市基盤</b> |   | <b>88</b> |
| 1              | 連携・協働が支える信頼のまちづくり<br>(1) まちづくりの基礎的仕組みの構築<br>(2) 地域の力を活かしたまちづくりの推進<br>(3) 安全で秩序あるまちづくりの推進<br>(4) 事業効果の評価とその成果を活かす手法の検討 | 89        |
| 2              | 地域の特色を活かすまちづくりの推進<br>(1) 身近な地区レベルでのまちづくりの方策の検討<br>(2) 地域の個性、実情に合わせた土地利用の方向性見直し<br>(3) 景観行政への積極的取り組み                   | 91        |
| 3              | 利用者の視点と発想を重視するまちづくり<br>(1) ユニバーサルデザインの視点の展開<br>(2) まちづくりへの環境共生理念の導入<br>(3) 公共施設の適切な維持管理と耐用年数延伸への取り組み                  | 92        |
| 4              | 上水道の整備・充実<br>(1) 安全でおいしい水の安定供給<br>(2) 老朽化した上水施設の維持・更新<br>(3) 経営の健全化と安定への取り組み  | 93        |
| 5              | 下水道の再整備<br>(1) 下水道総合計画の策定<br>(2) 下水道処理システムの整備充実<br>(3) 新たな水循環システム確立に向けての検討<br>(4) 水害対策の推進                             | 94        |

|   |            |
|---|------------|
| <b>6 道路ネットワークの整備</b>  | <b>95</b>  |
| (1) ひとにやさしいまちづくりの推進<br>(2) 生活道路の整備<br>(3) 都市計画道路ネットワーク整備の推進<br>(4) 都市計画道路の整備推進<br>(5) 外かく環状道路への対応<br>(6) まちづくりと連携する道路整備の推進  |            |
| <b>7 安全で円滑な交通環境の整備</b>  | <b>97</b>  |
| (1) 総合的な道路交通環境の整備展開<br>(2) 公共交通手段の充実と利用転換促進<br>(3) 自転車の駐車・走行対策の推進<br>(4) 交通環境でのバリアフリー化の展開   |            |
| <b>8 住宅施策の総合的展開</b>   | <b>100</b> |
| (1) 計画的な住宅政策への取組み<br>(2) 良質な住まいづくりの支援<br>(3) 安全・安心な住まいづくりの支援<br>(4) 環境に配慮した住まいづくりの支援<br>(5) 公的住宅建替えに伴う環境整備の推進   |            |
| <b>9 住宅とまちの防災対策の推進</b>  | <b>101</b> |
| (1) 災害に強い都市基盤と環境の整備<br>(2) 防災空間の確保<br>(3) 建築物の被災時安全性の向上   |            |
| <b>10 吉祥寺圏の都市基盤整備</b>   | <b>102</b> |
| (1) 「グランドデザイン」に基づく事業の展開<br>(2) 吉祥寺駅周辺の交通対策<br>(3) 「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」の推進<br>(4) セントラル吉祥寺（中央地区）における重点整備<br>(5) イースト吉祥寺（東部地区）における重点整備<br>(6) ウェスト吉祥寺（西部地区）における重点整備<br>(7) パーク吉祥寺（南口地区）における重点整備 |            |
| <b>11 中央圏の都市基盤整備</b>  | <b>104</b> |
| (1) 三鷹駅周辺地区の将来像の検討<br>(2) 交通環境の整備<br>(3) 快適な道づくりの推進<br>(4) 大規模団地建替えと住環境の改善<br>(5) 西久保2・3丁目の整備   |            |
| <b>12 武蔵境圏の都市基盤整備</b>   | <b>106</b> |
| (1) 武蔵境駅周辺の総合的まちづくりへの取組み<br>(2) JR中央線の連続立体交差事業推進の円滑化<br>(3) 「武蔵野プレイス（仮称）」周辺地区の環境整備<br>(4) 快適な環境の整備  |            |
| <b>V 行・財政</b>   | <b>108</b> |
| <b>1 市民パートナーシップの積極的推進</b>   | <b>109</b> |
| (1) 協働ルールの確立に向けた取組み<br>(2) 協働のための地域の力の育成<br>(3) 市民による市政参加の拡大  |            |
| <b>2 市民ニーズに応えるサービスの提供</b>   | <b>110</b> |
| (1) ITを活用したサービスの拡大<br>(2) 行政サービスの提供機会の拡大<br>(3) 市民要望に的確に応える仕組みづくり   |            |

|   |     |
|---|-----|
| <p><b>3 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底</b><br/> (1) インターネットによる情報提供の推進<br/> (2) 市政・地域情報の充実<br/> (3) 情報セキュリティの徹底</p>  | 112 |
| <p><b>4 健全な財政運営の維持</b><br/> (1) 財政運営のガイドラインの設定<br/> (2) 会計改革の推進<br/> (3) 適正な受益と負担<br/> (4) 計画的な予算編成と説明責任の強化<br/> (5) 公共施設の計画的整備<br/> (6) 市有財産の有効活用の研究<br/> (7) 財政援助出資団体の経営改善の推進</p> | 113 |
| <p><b>5 時代の変化に対応する柔軟な行政運営</b><br/> (1) 地方分権などへの的確な対応<br/> (2) 事務事業・補助金の見直し<br/> (3) 事務事業のIT化の推進<br/> (4) 職員定数の適正化<br/> (5) 職員の資質向上の推進</p>   | 115 |

# I 健康・福祉

「第四期長期計画」策定当時と比べ、健康・福祉の分野では、国の社会保障制度改革により、年金、介護、医療の各分野における増大しつつある国民負担のあり方を中心とした見直しが進み、介護保険法の改正と障害者自立支援法の施行という大きな変化が起きている。

また、税制改正と同時期に定率減税が廃止されたことによる税負担増や、後期高齢者医療制度が導入されることにより、将来に不安を抱く市民がいることも事実である。

安心して暮らすことができ、充実した生活が送れる「福祉のまちづくり」を実現するために、以下の視点が重要である。

①行政と市民の責任と役割を明確にする。持続可能な社会を実現するためには、国・都・市といった行政間の役割分担を明らかにするとともに、市民も持てる力を発揮し、「福祉のまちづくり」を進める。

②生活不安を解消するための仕組み・目標を提示する。特に、認知症のある高齢者や障がい者及びその家族も「安心して暮らせる」「充実した生活を送れる」まちづくり、環境整備を進める。

③一人ひとりの生活にあわせたサービス提供をする。武蔵野市の福祉が目指してきた、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる施策を推進し、一人ひとりの生活に合わせてサービスが提供できる柔軟な制度の運用を継続・発展させる。

## 1 健康で暮らしつつづけるための施策

国が実施する医療制度改革の一環として、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健診・保健事業が再編される。また、後期高齢者医療制度が開始される。ライフステージの各段階において、市民の健康をトータルに支援していくという市のこれまでの理念を堅持しつつ、制度改革が市

民の健康づくりの増進につながるように事業の展開を図っていく。

普段から市民自らが自分の健康に関心を持ち、健康保持・増進に努める活動がもっとも基本である。健康づくり支援の事業を拡充し、市民の健康増進活動を支援していく。

#### （１）「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」の策定

市では、平成18年3月に「武蔵野市福祉総合計画」を策定し、当該計画に則って福祉施策を推進してきた。平成20年度は高齢者計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画）及び障害福祉計画（障害者計画）の改定時期にあたり、また、平成16年度からスタートした健康推進計画も改定時期を迎える。これらの計画について、福祉施策、健康施策を総合的な視点から再構築することを目的として、平成21年度を初年度とする「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」を一体的に策定し、より市民生活の現状に即した施策を展開する。

#### （２）健康増進施策の計画的推進

市民の健康増進は、乳幼児から高齢者まで、幅広い範囲を対象とするものであり、各関係部署の連携が実効性のある施策に結びつくものでなければならない。

国の制度改革によって平成20年4月から生活習慣病予防に特化した特定健康診査・特定保健指導が始まるが、これまで市が実施してきた事業等の水準低下とならないように配慮し、整合性を確保するように努める。

市は、保健事業を総合的かつ円滑に推進するために、（財）武蔵野健康開発事業団との連携を強化する。その方策として、経験豊かな専門職の確保及び育成を行い、健康開発事業団に多様な専門職を配置し、幅広い視点から質の高い業務が実施できるようにする。市として、関係部署を横断して必要に応じて専門職が事業を担うなど、柔軟かつ効率的な運用の検討が必要である。

市民の健康づくりを総合的にコーディネートするために保健

センター内に設置された「健康づくり支援センター」の事業を整理・充実させ、健康づくりの拠点として拡充していく。市内各地域での健康づくりに関する集会の開催など、市民の健康増進活動を支援する。

また、介護保険法による事業のみならず、運動機能の向上など、高齢者の健康づくりを進めることで、結果として介護予防としての効果が上がるような仕組みを目指す。若いころからの健康づくりやスポーツ活動もあわせて推進する。

### （３）医療ネットワークの充実

市民の健康維持を支援し、安心を確保するためには、病床確保やチーム医療など、必要な医療を身近なところで適切に供給できる体制の整備が重要である。

医療処置の必要な在宅高齢者が増えることが予想されるため、緊急時に際しても適切な医療が受けられるような体制づくりを目指す。地域の中核病院である武蔵野赤十字病院を中心とした、医療ネットワークの充実、24時

間安心して在宅療養できるための医療機関のネットワークづくりを市としても支援していく。

### （４）妊婦健康診査の拡充

妊婦健康診査は、妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図るとともに、流・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止などを目的とし実施している。公費負担による受診を拡大し、妊娠、分娩上のリスクの早期発見による安全な出産につなげる。

### （５）市民こころの健康支援

ストレスから身を守り、こころの健康を維持することは、市民にとって共通の課題となった。こころの問題を抱える本人、家族などへの定期的、継続的な相談体制を整える。また、自殺対策基本法の趣旨も踏まえ、メンタルヘルスに対する市民の意識向上と知識の普及を図り、すべての市民がこころの健康を実現できる社会を目指す。

## (6) 食からはじめる健康づくり

すべての市民の健康の基礎に「食」の問題がある。それぞれのライフステージで健康を保つためには、栄養、安全性、環境などの視点から「食」について考え行動する習慣や能力を市民が養うことが大切である。

「食」を取り巻く社会環境が大きく変化し、これまで長く培われてきた「食文化」も大きく変わりつつある。多忙な生活ゆえの不規則な食事の習慣化、自分で調理をせずに市販品で済ませる食生活の広がり、子どもや高齢者が独りで食事をする「孤食」の増加など様々な問題が指摘されている。

そのような観点から「食」についての市民の意識を高め、新しいライフスタイルに見合った健康な食生活の創造と啓発に努める。

## 2 就労・自立支援と社会参加の推進

### (1) 高齢者・障がい者の就労支援

高齢者や障がい者の地域にお

ける自立と社会経済活動への参加を促進するため、高齢者・障がい者の就労支援体制の整備を行う。また、介護などの地域サービスでの柔軟な就労の場を提供するなど、新しい就労支援のあり方を検討する。

高齢者・障がい者の一般就労の支援については、国や都との役割分担を踏まえつつ、就労機会を拡大させる方策を検討する。

シルバー人材センターは、高齢者の就労と生きがい活動を推進している。その活動の強化を支援し、新たな職場開拓など就労機会の拡充を図る。

障がい者の就労を進めるため、個人の能力・特性にあわせた支援を行う。市は、障害者就労支援センター「あいる」とともに、労働、保健、教育などの関係機関と連携をとり、就労支援ネットワークを構築する。

一般就労が困難な障がい者については、通所事業を運営する法人の協力を得ながら、市内通所施設の事業の拡充を支援し、福祉的就労の場を確保する。小規模作業所については、障害者

自立支援法の改正動向を踏まえつつ、必要な支援を行う。

## （２）高齢者・障がい者の地域活動と社会貢献の促進

高齢者や障がい者が生きがいを持ち、健康に暮らしていくためには、地域活動への参加を支援する施策が重要である。

高齢者や障がい者が、学校や地域でボランティアをする機会を設け、市の歴史や自身の体験を次世代に伝え、地域づくりに貢献する機会をつくる。

中学生との世代間交流事業である高齢者パソコン教室や、境南小学校でのふれあいサロンの活動を他校にも広げる。

高齢者に対する趣味・文化・スポーツ活動などを推進し、生きがい増進を図る。また、高齢者の参加しやすい事業や興味、関心を持てる講座について検討し、実施する。

障がい者（児）については、健常者（児）とともに集い、相互のつながりを広げる様々な活動を支援していく。

## （３）障害者自立支援法への取り組み

市は、平成 19 年度から自立支援医療の診断書料助成制度等の開始や、精神障がい者向け機関紙「こころのつながり」の発行など、支援費制度の対象外であった精神障がいについても市独自の施策を先進的に行った。

障がいの別にとらわれることなく、個々人の障がい特性に配慮しつつ、これまでのサービス水準を下げることのないよう、地域の実情や条件を踏まえた施策を引き続き展開していく。また、障害者自立支援法に関する国や都の動向を見据えながら、必要な働きかけを国や都に対し積極的に行っていく。

## 3 地域で支えあう福祉のまちづくり

武蔵野市は、老人食事サービスの実施を皮切りに、他市にさきがけて、市民が高齢者や障がい者の生活支援にかかわる仕組みを作ってきた。これらを通じて、市民は高齢者や障がい者とふれあい、学び



あう機会を得た。そして、地域における医療・保健・福祉の現状について知ることが出来た。

市民が培ってきた福祉の風土を活かし、生活支援の場への市民参加により、地域で支えあう福祉のまちづくりが推進されるよう、参加のあり方やバックアップ体制を工夫する。

### **（１）市民が主体となる地域福祉活動の推進**

高齢者、障がい者を含めすべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していくうえで、武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）の役割は大きい。市は、市民社協と連携を強化しつつ、NPO、市民団体などの活動が充実するよう支援する。より多くの市民の参画を促しながら、一層豊かなまちづくりを進めていく。

その一環として、「地域福祉活動推進協議会（地域社協）」への支援を通じて、地域における見守りなど助けあい活動に取り組んでいく。

高齢者や障がい者が心身の健康

を保つためには、「外出する」「集う」「役割を得る」機会を得ることが重要である。たとえば、居場所づくりのために、コミュニティカフェなど市民が主体となった地域福祉活動を支援していく。

### **（２）心のバリアフリーの推進**

すべての人が人権と生き方をお互いに尊重しあい、ともに生きる社会を実現するには、啓発活動の推進が必要である。障がい者や高齢者に対する理解が市民の間に育まれるように、交流事業や講演会などを実施し、市民意識の啓発を図り、地域における心のバリアフリーを実現していく。

### **（３）地域の安全・安心の確保**

地域社協は、一人暮らし高齢者などの安否確認や日常生活の不安の相談などを、地域の中で連携して解決するため、地域社協を中心に安心助けあいネットワークを展開している。

平成19年度に市は、地域社協と連携し、災害時要援護者避難

支援事業をモデル事業として実施した。平成20年度以降、この事業を全市的に展開し、安全・安心のための地域ネットワークを形成する。

#### (4) ふれあい・ボランティア活動の促進

子どもたちと高齢者や障がい者との相互理解の促進を図るため、多様なふれあいの場を提供することが重要である。

ボランティアセンター武蔵野が実施するボランティア講座や夏体験ボランティア事業など、各種ボランティア体験事業の充実を支援していく。また、学校教育におけるボランティア体験学習の支援を行う。

#### (5) 地域福祉活動への支援

テンミリオンハウス事業は、平成11年に開始されて以来、すでに7か所が整備され、市民の連帯による地域ケアの実現を目指している。

地域の福祉力を高めるという事業の目的にかなうよう、事業採択及び運営評価基準を見直し、

数年ごとに公募により補助対象団体を選考することを検討する。また、各地域の実情にあわせて、整備目標数や事業のあり方を見直す。

また、移送サービス（レモンキャブ）事業を拡充し、外出困難者の生活の利便性を高め、閉じこもり防止などの介護予防や生きがい増進などを図る。

### 4 安心して暮らせるまちづくり

#### (1) 地域リハビリテーションの充実

市が目指すべき地域リハビリテーションは、次のような支援のあり方である。

- ① すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援
- ② 人のライフサイクルを視野に置いた、継続的、かつ体系的な支援
- ③ 保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援

こうした理念に立ち、医療制度改革の影響など多くの課題について整理し、市民一人ひとりの実状に即した支援を行う地域リハビリテーションの体制整備を進める。

具体的には、市関連部署（高齢、介護、保健、子ども、教育分野など）の連携体制を強化し、ライフステージに応じた支援が途切れることのないような支援体制の構築に取り組む。

あわせて、医療関連ネットワークとの連携などを実現し、日常生活や社会生活の再構築支援、療育支援も含めた新たな課題に取り組む。市及び市関連機関で専門職の役割を広げ、横断的な業務を担当できる人材を育成する必要がある。

地域リハビリテーション有識者会議の提言を受けて、短期目標と中長期目標を明確にし、地域リハビリテーションを推進する。

また、地域リハビリテーションの拠点として、保健センターの拡充、障害者福祉センターの役割の見直しと充実を図り、積極的に事業を展開する。

## （２）地域包括支援センターと在宅介護支援センターの機能の強化

武蔵野市では市内6か所の在宅介護支援センターにおいて、総合相談・地域支援・権利擁護を含め、きめ細かな高齢者福祉サービスを実施してきた。今後とも地域包括支援センターや市役所との連携を一層強め、武蔵野の福祉のレベルをさらに高めるサービス体制の構築に努める。

地域の中で高齢者が安心して生活できるよう、在宅介護支援センターを中心とした、医療・保健・福祉及び権利擁護などのサービス、市民の支えあい・助けあいネットワークなどを機能的に結びつける総合的・包括的システムの実現を着実に進める。

このような観点から両センターのあり方を整理し、それぞれが市民により身近な存在となるよう、新たな名称をつけることも含め検討する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成17年10月、吉祥寺本町に市内6か所目となる在宅介護支援センターが開設された。介護保険制度によらない市独自のミニデイサービス、緊急一時ショートステイを併設している。

★介護保険法改正に伴い、平成18年4月、市内の6か所の在宅介護支援センターの内、3か所に地域包括支援センターが併設された。在宅介護支援センターと連携し、高齢者の在宅生活を支える介護予防の総合調整などを行うほか、保健医療機関と連携し、高齢者の健康保持を支援している。

### （３）障がい者相談事業の充実

障がい者相談事業は、相談のみにとどまることなく、中途障がい者の社会参加支援や、退院促進事業の展開など支援の幅を広げていく。

そのために、市は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとして活動している「びーと」と「ライフサポートMEW（ミュー）」と連携する。

### （４）障がい児への支援

障がい児とその親などが地域での生活に困難を生じることがないように、生活全体を長期にわたって継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みが必要である。

市では、心身に何らかの障がいのある子どもに対する早期からの療育支援体制を整備し、障がい児を育てる親の不安を軽減

するための相談支援などを、平成19年度に地域療育推進事業（療育相談室ハビット）として開始した。今後、この事業の充実を図っていく。

また、障害者総合センター内にある障害児通所訓練施設「こども発達支援室ウイズ」を都営武蔵野アパート内に移転し、定員の拡大、学齢期への移行支援などの機能拡充について検討する。

### （５）認知症高齢者施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数が増加している一方、若年認知症の問題も深刻である。認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症相談事業及び認知症の理解と地域での支援を促進するための啓発活動を充実させる。

認知症の早期発見・早期診断のための受診・サポート医システムの推進を図る。また、早期に個別支援を行うことで、認知症の進行や周辺症状による生活困難の発生を予防するための体制づくりをすすめる。

認知症高齢者を見守る事業を推進することで、家族の介護負担軽減を目指す。

#### (6) 家族など介護者の負担軽減施策の充実

家族などの介護負担を軽減するため、介護に関する情報提供、介護の知識・技術の習得、福祉用具の活用方法などに関する講習会を実施していく。また、介護者間の情報交換の場やインターネットを通じたネットワークづくりなどの支援を行う。

#### (7) 虐待防止体制の整備

高齢者や障がい者が、家族などから虐待を受け、緊急又は一時的に保護をする必要がある場合、緊急一時保護施設の利用により、心身の安全を確保する。

虐待が疑われた場合や虐待を発見した場合の通報先について、市民への周知を図る。介護を行っている家族への支援を強め、虐待防止体制を強化する。市民に対する啓発を積極的に進め、虐待の起きない社会づくりを進める。

## 5 サービスの質の向上と利用者の保護

### (1) 保険者としての市の責務

市は、介護保険事業の保険者として、サービスの質の向上と安定供給の環境整備に努める責務がある。

介護保険制度発足にあわせて、居宅介護サービス事業者に対して、連絡会議・研修会などを実施し、事業者間の連携とサービスの質の向上を促す仕組みを作って実施してきたが、今後この取組みを充実させる。

また、今後もケアマネジャーへの体系的な研修、新しい情報の提供、地区別ケース検討会での対応困難事例の検討などを行う。

要介護認定調査については、正確性・公平性をいっそう高めるために、公的機関による認定調査を継続し、認定調査員、認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師に対する研修を行う。さらに、必要なサービスが適正に提供されたかどうか、給付実績をもとにケアプランの内容を検証し、改善につなげる。

市民の介護保険制度の利用状況の把握に努め、地域の実情や条件に応じた施策の検討を進め、制度見直しに向けた国や都への働きかけを引き続き行う。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★国は保険料の所得段階を標準モデルとして6段階に定めた。市は第3期介護保険事業計画で保険料の累進性を強化し、所得に応じてきめ細かく10段階に設定（全国で5市区のみ実施）し、低所得者の負担を軽減するように努めた。

## （２）権利擁護事業と成年後見制度の利用促進

高齢者や障がい者の相談・支援体制の充実に引き続き取り組む。特に、権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進し、市民の権利を守るセーフティネットとしての機能を高める。

成年後見制度利用に際して、判断能力が十分でなく、かつ保護者のいない高齢者や障がい者については「市長申し立て」による審判手続を市が行っている。低所得者が成年後見制度を利用しやすくするため、後見人などへの報酬費用助成制度を創設したが、今後は申立費用の助成制度についての検討も行い、さらに拡充する。

本市では、権利擁護事業と成年後見制度の利用促進を武蔵野市福祉公社で実施しているが、福祉公社の権利擁護センターを「成年後見制度推進機関」と位置づけ、一層の利用促進を図っていく。

## （３）第三者評価への助成

市民が福祉サービス事業者のサービスの質を知るには、第三者評価による事業者の事業内容の公表が必要である。市は、第三者評価の受審費用の一部を補助することにより、サービスの質の向上、市民に対するサービス情報の提供を推進してきたが、今後も、市民が目的に応じて質の高いサービスを選択できるように支援する。

## 6 サービス基盤の整備

本市では福祉サービスのあり方について、現金給付型ではなく、必要なサービス基盤を充実させる方向で施策を考え、実施してきた。

今後もこの考え方にに基づき、福祉サービス基盤の整備を積極的に進める。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★介護保険制度施行以前は、所得に関係なくホームヘルプサービスの利用を無料とする施策を行ってきた。介護保険制度導入に伴い、利用料として自己負担が10%生じることとなり、激変緩和の観点から、居宅サービス利用促進助成事業（7%助成）を実施してきたが、所期の目的を達成したと考えられることから、平成18年6月利用分までで当該事業を終了した。

★平成18年7月利用分からは、低所得者を対象として、利用者負担額助成事業（5%助成）を新たにスタートさせた。

### （1）地域サービスの拡充

少子高齢化の進展とともに、施設介護から在宅介護へと国の政策の焦点が移るに従い、自宅で暮らす要介護高齢者や障がい者が増えている。

高齢者や障がい者の在宅生活を維持・充実するため、ショートステイ・デイサービス等の施設整備や福祉施設活用の方策の検討を行う。

特別養護老人ホームとして、平成20年5月に、境南町にケアコート武蔵野（仮称）72名（併設ショート8名）が開設される予定があり、さらに、平成22年度には桜堤に100名規模の施設整備が計画されており、地域サービスの拡充が期待される。

障がい者のショートステイ施設として、西部地区に「桜はうす・今泉」、中部地区に「なごみの家」が設置されているが、今後、東部地区に新たにショートステイ施設が開設される。これにより、三駅圏にショートステイ施設整備が実現する。

市は、東部地区に開設される施設を、日中活動のプログラムの拡充、自立体験機能の強化、柔軟な受け入れなどを行う特色ある施設として整備し、市民ニーズに応じた幅広い事業展開を進める。

また、加齢にともない、自宅で暮らすことが困難になる高齢者に対しては、住み慣れた地域でより柔軟な居住形態を選べるように、住み替えや共同住宅の活用・整備を研究する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成19年11月から、中重度の要介護状態となっても、夜間を含め24時間安心して在宅生活ができるよう、夜間対応型訪問介護のサービスを開始した。①定期巡回の訪問介護②利用者の求めに応じた随時の訪問介護③利用者の通報に応じた調整・対応するオペレーションを組み合わせたサービスを行っている。

## （２）介護者の人材育成

ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど、介護の担い手となる人材を対象とした講習会や研修会などを実施し、人材育成や資質の向上を図り、サービス基盤の更なる整備を図っていく。

## （３）福祉施設のあり方の検討

市政を取り巻く情勢の変化を見据え、基盤整備を効果的に行う必要がある。「くぬぎ園」は建替え、あるいは大規模改修を具体的に検討する時期に来ている。くぬぎ園のあり方について具体的な検討を開始する。

障害者福祉センター内の小規模作業所については、都の補助事業の動向を見極めつつ、通所者の希望や特性に配慮して、今後の方向性を検討する。

## （４）サービス基盤整備への市の責務

サービス基盤整備と利用者保護は、市の責務である。介護保険法の改正により、地域密着型サービスの事業者指定と指導監督の権限が市町村に認められた。

しかし、地域密着型サービスは、市場原理のみに任せておいては計画通りの整備が進まないことも明らかになった。今後、これらの課題を含め、「武蔵野市健康福祉総合計画（仮称）」策定において総合的なサービス提供の仕組みを検討し、積極的に整備を行う。



## Ⅱ 子ども・教育

武蔵野市の14歳以下の年少人口は平成20年1月1日現在、総人口の10.6%にまで減少しており、次世代を育成していく力を養うことは地域社会全体の課題となっている。第四期基本構想・長期計画策定以降、教育に関する議論が高まり、国の制度も改変されたが、武蔵野市でも少子高齢社会における子育てや教育のあり方を積極的に問い直し、活力ある地域社会を築いていく必要に迫られている。

調整計画の策定にあたっては、長期計画に掲げるファミリーフレンドリーの理念を受け継ぎつつ、新たな少子化対策の視点を取り入れた施策が必要である。

子どもが育つ環境として家庭の重要性はいうまでもないが、子どもの育ちは地域・企業・行政など社会全体の責任でもある。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の見直しを含め、子育て中の家庭が社会全体に支えられているという安心感の中で、主体的・自律的に自らの家庭の子育て力を高めていく

ことが求められる。そのために、すべての子どもの育ちと学びを保障する環境を整備し、子どもの視点に立った施策を推進する。

学校の自主性・自律性を高めつつ、教育力の高い特色ある学校づくりを推進する。学校のみならず、子どもたちが抱える課題を解決するために、家庭や地域、行政が一体となって取り組んでいくことが重要である。

生涯学習社会においては、いつでも、どこでも、だれでもが学び、自己実現を目指すことが保障されなければならない。市民の連携・協働による生涯学習事業の体系づくりによって学習の機会を子どもから高齢者まで幅広く提供し、継続性のある事業展開を図る。市内や近隣に数多くある学習施設、人的資源、文化資産を生涯学習事業に活かすとともに、学校教育との連携を深める。

### 1 子ども支援施策の総合的推進

少子化が進行する中での子育ては、子育て家庭の孤立や閉じ

こもり、子育て不安、さらには子どもに社会性が育ちにくいなどの問題が起こりやすいことが指摘されており、実際に児童虐待などが生じる背景ともなっている。

そうした中で家庭のもつ子育て力を維持し高めていくには、地域・企業・行政が様々な手法で子育て家庭を支え、子育て家庭が「支えられている」と実感できる環境整備を進めていくことが求められる。

子育ての問題は、自助と公助の意義が強調されすぎのきらいがある。自助とは家庭による自己努力であり、公助とは市などが行うサービス給付であるが、「支えられている」と実感できる環境を実現するうえで共助が果たす役割は大きい。身近な子育て家庭が緩やかに結びつき、互いに情報を共有し、支えあい、助けあうネットワークが広がることにより、子育て不安や家庭の孤立の緩和が図られ、子育て経験の乏しい親が親として成長し、家庭の子育て力を高めていくことが促される。

行政が行う子育て支援施策に

共助の広がり育てる視点を加え、かつそれを幅広い市民や団体が温かく支える環境を整備することにより、家庭と地域の子育て力が着実に高まるように施策の総合化を図る。

#### (1) 地域社会全体で取り組む 子育て支援の構築

児童虐待の防止と子育て家庭への支援を図るために市が平成16年に設置した子育てSOS支援センターでは、親子で過ごす場、子育てに関するサービスや子育てに関する施設などについての情報提供も行い、親しまれている。今後も一層の拡充を図る。

子育て中の親子の「居場所」づくり施策として、地域での共助のネットワークづくりに努め、身近な場所で親同士のつながりや支えあいが進むように支援していく。コミュニティセンターや保育所などで、子育て中の親子の遊び場事業などを展開し、さらに、地域のグループやサークルなどが行う子育て活動の支援やその中心となる子育て支援リーダーの養成を行う。また、

子育て情報交換の場としてインターネットを活用する方策について検討を進める。

現在、市や市の財政援助出資団体で実施している様々な子ども関連事業を横断的かつ効率的に進めるためには、子ども関連事業全体を包括的に実施することが必要である。武蔵野市子ども協会を全市域の子ども育成活動全般を支える機関として積極的に位置づけ、0123吉祥寺・はらっぱの乳幼児施設の運営のみならず、青少年までの関連施策にも事業を拡大する。その際、任意団体である武蔵野市子ども協会は、事業の拡大に備えて法人化を推進する。

## （２）保育サービスの拡充

近年、大型マンションの建設などに伴う人口流入がみられ、0歳児の人口増も生じている。育児休業制度の普及もあって、育児休業終了後の1歳からの入所希望が増えている。待機児解消のため、認可保育所の誘致を進めるとともに、認可保育所の年齢別の定員見直しや弾力化を

進める。

NPO、家庭福祉員（保育ママ）制度、私立幼稚園の預かり保育、認証保育所など多様な制度や仕組みを使って、待機児の解消を図る。

近年の経済情勢の変化によりますます親の就労形態が多様化する傾向があり、短時間、定曜日、夜間の一時保育などのニーズが高まっている。市のみならず様々なサービス供給主体の参入を促し、全体としてニーズに応えられる体制を構築する。

市内に9園設置されている公立保育園については、武蔵野市公立保育園改革計画（平成16年策定）に基づく改革が平成16年度から平成18年度の間、進められた。これにより一定の成果を得たものの、依然、公立と民間では児童1人あたりにかかるコストに大きな差がある。「公立という設置形態を維持しながら質の向上と効率化を推進する」という武蔵野方式を検証しつつ、様々な運営の形態を検討することも、今後の課題である。

### (3) 子どもの安全・安心

近年子どもが犯罪に巻き込まれる事件が全国で相次いでいる。子どもを守る武蔵野連絡会などでの情報交換を通じ、関係機関相互の連携を深め、市内の防犯機能を強化し、不審者情報の迅速な提供などを行い、子どもの安全を確保していく。

また、青少年問題協議会地区委員会の協力のもと、「子どもを守る家」「自転車防犯帯」の普及を図り、地域で子どもを守る体制づくりを推進する。

### (4) 子育て家庭への支援

市では、孤立しがちな子育て家庭への支援策として、コミュニティセンターを活用した自由来所型の「コミセン親子ひろば」を実施し、就学前の親子の交流機会を提供しているが、今後、未実施のコミュニティセンターへの拡大を働きかける。ひろば事業は、「遊び場」の提供だけにとどまることなく、子育ての悩み・相談・遊びの指導を実施する。そのために「子育て支援推進担当」の充実を図る。

妊娠中の不安解消を図る相談事業などを拡充し、地域の子育て家庭への支援を広げていく。そのために、保育所や保育士経験者などを地域の子育て支援の資源として一層活用する。

図書館では、0歳と3歳児を対象としたブックスタート事業をはじめとして、主に本を媒介として親子で楽しむことができる子育て支援事業の拡充を図る。

地域の中で大きな役割を果たしている私立幼稚園については、保護者と事業者双方について一層の支援を行っていく。

また、ひとり親家庭に対しては、自立を支援するための市の計画を策定する。

本市では、平成19年10月1日より「義務教育就学児医療費助成事業」を実施している。子育て支援の観点から乳幼児医療費助成と同様、所得制限は設けず、自己負担3割のうち1割を助成している。今後は都の取組みの動向も視野に入れながら支援の拡充を検討する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★未就学児を対象とする「乳幼児医療費助成」については、より子育てしやすい環境を整備するため、平成17年10月から所得制限を撤廃した。

## （５）第三次子どもプラン武蔵野の策定

第二次子どもプラン武蔵野（平成17～21年度）を着実に実施し、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備などを推進する。次世代育成支援対策推進法（平成15年施行）との整合性も考慮していく。

引き続き、第三次子どもプラン武蔵野を策定し、子ども関連施策を推進する。次世代育成支援対策推進法の強化を受け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が一層図られるように取組みを強める。

なお、計画策定にあたっては広く市民の提言を求めたり公募委員を選任したりすることにより、市民の意見が一層計画に反映される仕組みを研究する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成17年3月、子どもに関連するすべての施策・事業を取り込んだ総合的な計画として、「第二次子どもプラン武蔵野（平成17～21年度）」を策定した。

## 2 親子のふれあいと家庭への啓発

### （１）体験事業を通じた親子のふれあい

都市化に伴う自然環境の悪化、遊び場の減少などから、子どもたちが直接自然にふれあう機会は減ってきている。また、情報化社会の進行により、実体験を伴わないバーチャルな環境に接する機会が増え、子ども同士のコミュニケーションがうまくいかず、相手を思いやる心が養われにくい状況も見られる。

そこで、自ら体験し、自らふれて感じる自然体験などの活動機会を提供し、親と子がふれあい、絆を深めるように促すとともに、これを通して子育て家庭相互のつながりが深まるように働きかける。

### （２）子育ては親育て

父性や母性は人間が成長の過程で学ぶものである。ところが、核家族化の進行などにより、祖父母や地域の子育て経験者などから子育ての知恵を学ぶ機会が減少し、親の役割や子どもへの

接し方など、いわゆる「子育て文化」の継承に問題が生じている。さらに、労働環境や生活様式の変化によって、これまでの「子育て文化」が実情にそぐわない面も生じており、新しい「子育て文化」の創造が必要となっている。

新しい時代の親の役割、親意識（「親性」）を育てはぐくむために、生涯学習事業とも連携を図りながら、成長段階に応じた体験学習や親となる若い世代を対象とした講座の開講を検討するとともに、引き続き「子育ては楽し」キャンペーンを実施する。

### （3）子育て家庭への「食」の啓発

子どもが健全な食生活を送ることは、子どもの心身の発育にとって重要である。食事を通じた家族のコミュニケーションの深化、朝食の摂取など規則正しい食生活の維持、栄養やごみについて考える習慣、子どもも調理や片付けに役割を持つ責任意識を養うなど、子どもと家族の食の問題について、「家族で手

作り・楽しい食卓キャンペーン」などを通して市民の意識を高めていく。

また、保育所や小学校では、保護者が望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、昼食や給食の献立を通じて食育の重要性や栄養管理に関する知識などを啓発する。

## 3 子育て支援施設の整備

地域の子育て支援ニーズは人口動態や就労形態、さらには家族形態の変化によって大きく変動する。市はこれらの変化を機敏にとらえ、長期的・短期的の二つの視点から常に柔軟に対応していく必要がある。

### （1）保育施設などの整備

待機児の解消を図るために、保育所整備を進めるとともに、都市特有の保育ニーズに応えるべく設置されている認証保育所を誘致し、保育施設の多様な整備を進める。

都営武蔵野アパートの建替え事業に伴い、こどもテンミリオンハウスなども視野に入れ、子

育て支援の活動拠点となる施設の整備を行う。

## (2) 児童館のあり方の検討

桜堤児童館は、安心して子育てができる環境や親同士のつながりを求めて、乳幼児親子の利用が増加している。一方で、地域子ども館（あそべえ）が整備されたことにより、小学生の利用は減少している。今後、児童館、0123施設、地域子ども館（あそべえ）のそれぞれの役割を整理したうえで、桜堤児童館を含めた西部地域の子育て支援施設の再編を検討していく。

## (3) 境幼稚園の将来像及び泉幼稚園跡地利用

境幼稚園については、少子高齢化の進展に伴い幼児数が減少し、私立幼稚園の補完という役割は終えたことを受け、新しい子育て支援施設としての活用を具体化する。これまでの実績を発展させるという観点から、隣接する境保育園との連携も視野に置いて、より地域に開かれた高機能な子育て支援サービスが

提供できる施設として検討する。

具体化にあたって、これまでの境幼稚園の「発展的解消」をめぐる経緯を踏まえ、大型マンション建設など住宅事情の変化にも十分対応できるよう西部地域全体の子育て支援施設の再編の中に位置づける。

泉幼稚園跡地については、幅広い子育て支援機能を有する施設を中心として利用のあり方の検討を進める。

## 4 学校教育の充実

教育についての関心が国はもとより地域のレベルでも高まっており、公立小中学校の教育の質の向上を一層図っていく必要がある。本市では、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、体験的な学習、課題解決能力を養わせる学習に力を入れ、成果をあげている。

今後はそれらをさらに発展させ、教員の教える力、児童・生徒の学ぶ力を高める施策を豊富に展開し、確かな学力が身につく教育の拡充を目指す。「歩く、走る、読む、書く、ふれる、気

づく」など今の子どもに必要とされている力を様々な教科や活動を通して育成する独自の教育モデルを一層充実させ、子どもたちが目標を持ち、生き生きとした学習を主体的に進める学校づくりに努める。

また、学校は子どもたちの成長を支えるという包括的視点に立ち、地域社会との連携を深める。

#### (1) 「身体・言語・自然」を重視した教育

児童・生徒の心とからだの健康づくりを家庭や地域と協力しながら推進する。「歩く」「走る」などをテーマに取組みを進め、授業のみならず、ランニングフェスティバルの実施など体力づくりに向けた意識啓発も進める。あわせて、部活動、特別活動などを活性化し、学校の教育活動全体を通じて子どもの体力の向上を図る。

「読み・書き」の能力はすべての学力の基礎にある。児童・生徒の言語力の向上を図るために、国語科をはじめとする授業を総体として一層充実させるととも

に、朝読書や読書週間などの取組みを通じて、幅広く読書に親しむ子どもを育てる。また、全小中学校における図書データベースや、保護者や地域住民などの協力を得て導入した「図書室サポーター」制度により、学校図書室の活用を推進する。あわせて、市立図書館や学校間の連携システムについても研究する。

自然にふれる体験活動については、地域に残された農地など身近な自然を活用した自然体験・勤労生産体験活動もあわせて実施する。セカンドスクール、プレセカンドスクールのねらいである自然とのふれあいを通じた知的好奇心・探究心の喚起や、長期宿泊体験を通じた豊かな人間関係の醸成、子ども同士の協力・協調、自主性の育成を図る。

学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、武蔵野市の特色ある学校教育のあり方の検討を行う。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★市立小学校での英語活動の試行を開始した一方、日本語能力の向上、考える力や表現する力を育むことを目的に、本市の豊かな文化的土壌を活かし、「子ども文芸賞」を実施した。



## （２）次世代の市民育成のための教育の推進

心の教育、キャリア教育、環境教育など次世代の市民を育成するための教育を積極的に推進する。

児童・生徒が自分の内面を見つめ、課題に主体的に取り組む態度を養わせる取組みを推進する。自分と異なる立場や感じ方についての理解を深めさせる。また、「命の尊さ」「思いやり」「勇気」「優しさ」など自他を尊重する態度を一層養わせ、いじめの問題についても考えさせる。

伝統芸能や伝統芸術、国際的な芸術文化など、本物に直接ふれる体験を通して、豊かな心を育ませる。

児童・生徒の発達段階に応じて自分の将来像を考えさせることは一層重要となっている。健全な勤労観や職業観を身につけさせ、社会との関わりについての意識を深めさせるために、生き方を考える教育を体系的に推進する。

世界的な温暖化など環境教育

の重要性が高まっている現在、地球環境への意識を高める教育を充実する。学校のビオトープや近隣の自然豊かな公園などの活用も積極的に図る。

「市民」であることの意味を考えさせるシチズンシップ教育、メディア情報を正しく取捨選択する能力を身につけさせる情報リテラシー教育、男女共同参画社会の実現に向けた教育、国際理解教育などもあわせて推進する。地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状について理解させる。

## （３）「確かな学力」の向上

「読み・書き・計算」などの基礎的な知識・技能に加えて、高い学習意欲を持ち、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよい問題解決の方法を見つける資質や能力が「確かな学力」である。

こうした能力を確実に高めるために、少人数指導、チームティーチング、習熟度別指導などを効果的に組み合わせた適切な

指導を進め、児童・生徒の個性や学力に応じた柔軟な指導を充実していく。あわせて学習支援教室などによる補充的な指導の場や、学習相談の機会を充実する。さらに、市独自の工夫により教員体勢を強化し、少人数教育の拡充を図る方策について研究する。

これらの成果を検証するため、定期的に「学力向上を図るための調査」を実施し、調査結果を児童・生徒の学習改善に役立て、授業改善推進プランの作成と活用に努める。

また、小中学校間の円滑な移行・接続を図り、9年間を見通した教育を充実するため、市独自の小学校理科専科教員の配置を含め、小学校高学年における教科担任制の拡充について検討する。

#### (4) 学校教育力の向上

学力問題やいじめ問題など、公立学校をめぐる様々な教育課題の解決に向けて、学校の課題解決力を一層高める。教員の教える力の向上を図るために教員のニーズにあわせた研修を実施するとともに、授業力向上研究

校の指定や、授業研究リーダー研修の実施、授業改善アドバイザーの派遣などを活用し、学校支援体制の充実に一層積極的に取り組む。

課外活動の活性化にも力を注ぐ必要がある。学校教育活動の一環としての部活動を充実させる。また、地域との連携を図り、外部指導者などの活用を進める。

学習指導員やティーチングアシスタント、ボランティアなどの形で、教育力を有する地域の人材が学校教育の現場に一層積極的に参画する仕組みと手続きを検討するため、積極的に試行する。さらに近隣の大学や企業との連携も含めた学校支援ネットワークの構築を研究する。

コンピュータ教育ネットワークの構築については、その目的・手段を十分に検討整理したうえで、小中学校の教育用ネットワーク環境、児童・生徒用コンピュータ環境の整備を推進する。また、教員のITリテラシーの向上とあわせ、それらを活用する教育用コンテンツの開発・共有化を図る。

## （５）サポート制度、相談機能の充実

通常の学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症などの発達障害のある子どもを含め、一人ひとりのニーズを把握して必要な教育的支援を行う特別支援教育が平成19年度より本格的に始動した。

これを一層充実するために、特別支援教育推進計画を策定し、体系的な支援体制の構築を推進していく。

教育支援センターを中心に、学校・教育分野だけではなく保健・福祉・医療分野なども含めた相談・支援機能の連携や情報共有など全市的なネットワーク化を進めていく。

不登校児童・生徒の学習支援や生活支援を行うチャレンジルーム（適応指導教室）の充実を図る。また、学校と教育委員会、子育てSOS支援センター、児童相談所、専門医、警察などの関係諸機関との連携を深め、きめ細かな対応を進める。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★教育に関する相談事業の充実、学校支援機能の強化を図るため、平成17年4月、「教育支援センター」を開設した。小中学校への臨床心理士の派遣や、不登校児童・生徒の支援のための体制強化、関係機関との連携強化を図った。

## （６）学校経営体制の充実

学校の経営力強化を支援することを目的として市立全小中学校に設置されている「開かれた学校づくり協議会」を一層推進する。また、保護者や地域住民、有識者などによる外部評価のあり方を研究する。

また、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校など学校間の連携を図るための調査・研究を行う。特に幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校への移行期の支援が重要であり、円滑なサポート体制の構築、指導の連続性に配慮したカリキュラム導入のための研究が必要である。教員の授業交流や、児童・生徒間の交流活動もあわせて推進する。

校務支援のための教員用コンピュータを整備する。また学校における個人情報保護などセキュリティ対策を確立する。

## （ 7 ） 市立学校の計画的な整備の推進

小学校12校、中学校6校の学校施設については、計画的に耐震補強を行うとともに、施設の延命化に配慮して、長期的な計画に基づき、改修・改築を進める。

大規模改修・改築に際しては、学校としてふさわしい施設であると同時に、地域コミュニティの場としての役割や、一時避難所としての防災機能、校庭や教室などの学校開放、学童クラブ、地域子ども館（あそべえ）などにも配慮する。学校施設の緑化もあわせて推進する。

旧桜堤小学校施設・用地の活用方法について、旧校舎内の施設の移転先も含めて、広い視点に立って検討する。

## （ 8 ） 食に関する教育の充実

食育は本来家庭の役割ではあるが、食の指導の必要性が強く指摘される今日において、重要な教育課題の一つとしても位置づけられる。食の指導の目的は、教育活動全体を通して食に関する知識の習得や望ましい食習慣

の確立を目指すことであり、学校と家庭が連携して、食育プログラムの取組みを強化していくことが求められる。

学校給食については、栄養士や調理員による栄養指導や調理実習をはじめとする様々な食育プログラムを積極的に進める。地産地消の推進、和食献立の充実などを図り、給食を通じた学校と地域の連携や、食文化の継承に努める。

桜堤調理場は、当面、耐震補強を行い使用していくが、老朽化に対する抜本的な対応としては建替え、移転も視野に置いて研究を続ける。

中学校給食については、教育委員会においても改めて検討を行い、平成19年6月に実施の方向性が決定された。中学校給食実施計画策定委員会の答申を受けて、弁当との選択制も含めた柔軟な形態を整え、市立6校で実施する。

なお、学校給食については食の安全と質及びコストのバランスを考慮しながら民間委託など業務のあり方を検討していく。

## 5 青少年施策の充実

### (1) 青少年育成施策の拡充

土曜学校は、学校休業日の土曜日を利用し、小中学生を対象に、学校ではできない様々な体験活動を提供する生涯学習プログラムであり、「ひらめく、かんじる、かんがえる」をキーワードに各所で多彩な講座が実施されている。これまでの土曜学校の成果を検証し、メニューの豊富化など一層の充実を図っていく。地域の教育力を生涯学習の活性化につなげ、生涯学習と学校教育との連携をこれまで以上に推進していく。このために、地域でプログラムの運営を支援する組織を育成する。

児童の放課後活動については、市内全市立小学校において自由来所型の地域子ども館（あそべえ）が設置されている。活動内容やスタッフ研修の充実を図り、地域の子どもたちが安心して自主的に遊べる施設として、機能、内容の充実、利用者の増大を図る。

地域子ども館（あそべえ）や学童クラブについて、それぞれの設置の目的や趣旨を踏まえ、

連携を深める。統合については今後も研究を進めていく。子どもの良質な発達環境の確保と、親の子育てと仕事の両立支援の双方の観点から、年齢に応じた子どもの土曜日の過ごし方について検討を行い、青少年育成施策の充実を図る。

また、学童クラブの学校内あるいは隣接地への移転を鋭意推進する。市民グループや保育施設などが行う放課後児童健全育成事業への支援を継続する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成17年4月から、すべての市立小学校で、地域子ども館（あそべえ）事業を本格実施した。子どもたちが安心して自主的に遊ぶ、自由来所型の事業として、地域住民で構成された企画運営会議を中心に運営されている。

### (2) 自然体験事業の拡充

武蔵野市では、自然クラブ、親子体験キャンプなど多彩なプログラムを野外活動センターが中心となって推進している。また、むさしのジャンボリーは地域の青少年問題協議会地区委員会が中心となって実施し、定着している。これら自然体験事業について、各部署間で連携を図

り体系化を行い、対象年齢や目的別に市民が利用しやすい環境を整える。

活動の拠点となる市立自然の村などの施設については、市民が利用しやすいよう適切な管理運営を行う。

また、学校、地域、NPOなどの自然体験事業実施団体との連携を広げるとともに、自然体験の効用について周知・啓発し、これらの活動を推進する指導者の拡充とその核となる人材の育成を図り、活動の場の提供を行っていく。

### （３）青少年育成環境の整備

青少年育成の機能の強化のために、様々な年齢層にわたる青少年の地域での居場所の必要性が指摘されている。

境冒険遊び場公園については、NPOなど運営団体と連携をとりながら、子どもたちが自分の責任で自由に遊べる場として確立していく。

また、中高生のボランティアリーダーを育成し、地域における役割を持たせるとともに、様

々なイベントなど活動できる機会を整備する。

「武蔵野プレイス（仮称）」に音楽やダンスのできるスタジオなどを設置し、中高生の活動場所としても利用できる施設として整備する。

次世代を担う若者の地域での活動の場の確保も重要である。世界的な視野で活動するNGOなどとも連携し、若者がお互いを磨きあう場となるように仕組みをつくる。市内のみならず周辺大学の学生も含めて広域的な観点から推進していく。

働き盛りの親世代が地域での青少年育成活動に参画することは育成環境の整備にとって不可欠であるので、その推進のための地域の取組みを支援する。

### （４）青少年の国際交流の促進

常日頃から異文化に関する知識にふれたり、地域における国際交流に参加することは、青少年が地球市民として育つうえで大きな意義がある。土曜学校のプログラムとも連携して取組みを深める。

青少年が外国に赴いて現地の  
人々と直にふれあい、生活を  
ともにする機会を多彩に提供し、  
帰国後の相互交流や参加経験者  
のアイデアの活用なども進める。

青少年の国際交流事業につい  
ては、長期的な視点から評価を  
行い、継続性をもたせる。

## 6 生涯学習施策の拡充

武蔵野市の生涯学習は今日ま  
で市民の自主性と高い学習意欲  
に支えられて発展してきた。

社会の成熟化を背景に、市民  
の生涯学習へのニーズは今後ま  
すます多様となり、市民活動や  
コミュニティ活動、文化活動と  
一体となって発展していくこと  
が予想される。こうした中で、  
従来の社会教育や生涯学習の概  
念にとらわれない、新しい生涯  
学習社会の構築が求められてい  
る。

平成22年度に「武蔵野プレイ  
ス（仮称）」が完成する。生涯  
学習機能を備えた新しい融合型  
の文化創造の場として、市民が  
出会い、切磋琢磨して次世代の  
文化を創り出していく役割が期

待される。これを機会として、  
武蔵野市全域はもとより周辺地  
域も視野に入れた生涯学習社会  
の構築を行う。

### （１）生涯学習事業の体系化・ 計画化

これまで多様に実施・展開さ  
れてきた各種の生涯学習事業や  
市民による主体的な活動につい  
て、市民のニーズに照らして事  
業の再構築を行い、市民の主体  
的な学習活動への支援も含めた  
施策の充実を図る。

また、生涯学習施策を総合的  
に推進するための「生涯学習計  
画（仮称）」を策定する。

### （２）生涯学習機会の拡充

市と武蔵野地域五大学の連携  
による武蔵野地域自由大学は、  
平成15年以来「学ぶ楽しさ無限  
大！」をテーマとして、市民の  
高い生涯学習ニーズに应运いて  
いる。武蔵野市ならではの高度な  
学習機会の提供を今後とも推進  
していく。

「武蔵野プレイス（仮称）」  
建設を契機に、市内の企業や公

共機関などとも連携・協力して、市域全体をキャンパスに見立てて総合的な生涯学習を提供するようなネットワーク化を図る。

「人は地域を耕し、地域は人を耕す」と言われるように、幅広い市民の多様な学習は地域社会の根底であることを認識し、いつでも誰もが学び、その成果を地域に活かしていける仕組みづくりを進める。

### （３）生涯学習施設の充実

「武蔵野プレイス（仮称）」は、西部図書館を移転拡充した図書館機能を中心に、生涯学習機能などを加えた知的創造拠点として整備する。市民がそれらの機能を活用して、新たな交流・連携のあり方を切り開いていく施設として発展を図る。

施設の運営にあたっては、一体的管理が必要であることを考慮して、指定管理者制度を導入する。その際、現在、市が行っている生涯学習事業の一部移行についても検討を行う。

市民会館と「武蔵野プレイス（仮称）」はともに生涯学習機

能を有しており、立地が近接していることから重複の可能性が指摘されている。市民会館の今後のあり方については、「武蔵野プレイス（仮称）」の事業や運営の詳細が固まる時期とあわせて検討を進める。これについては、住民のニーズを踏まえて、コミュニティセンターとしての利用なども含め検討を行う。

なお、西部図書館は、都営住宅建設に伴い地元還元施設として都から借りている建物である。廃止後の施設のあり方については、そのことを踏まえて都と協議を行い、今後検討を進める。

### （４）文化財の保護や活用

武蔵野の歴史への興味を喚起し、市民の郷土意識を高めることは市のアイデンティティを確立するうえで不可欠である。

市が保有する文化財や民俗資料などの整理を進めるとともに、文化財マップなどでの紹介や、公共施設などを利用した展示の機会を充実させる。また、資料のデータベース化を行うとともに、資料の活用方法としてイン



ターネットを利用した公開などを検討する。

#### (5) 図書館サービスの充実

「武蔵野プレイス（仮称）」を含む図書館3館全体としてのサービスの充実を図る。中でも「武蔵野プレイス（仮称）」は、図書館機能と他の機能との新しい融合型創造拠点としての特徴を活かし、地域や住民の課題解決を支援していく。レファレンスサービス（調べものや情報探しの相談）の拡充を進め、公立図書館が市民協働を支える場となるよう、新しい図書館像を模索していく。

図書検索の電子化が進んでいるが、誰もが利用しやすいように用語の表記や検索方法を工夫し、サービスの向上を図る。あわせて、郷土・行政資料のデジタル化を進めるなど、多様な情報を市民に提供する。デジタル資料をIT環境を用いて市民の利用に供する事業を推進する。

さらに、図書館の利用に障害のある利用者に対するサービスの向上を目指す。

小学校での読書の動機付け指導や「子ども文芸賞」など、子どもが本に親しんだり創作をする機会を増やす事業を推進する。

### Ⅲ 緑・環境・市民生活

武蔵野市はかねてより、緑豊かで落ち着いた住環境、ファッションナブルな買い物エリア、市民の高い教育意識と市民参加など、多くの点で高い評価を得ており、住みたいまちランキングなどではトップレベルの評価を受けることが多い。すなわち、市民生活が豊かなまちであると考えられるが、いくつかの点で課題が生じていることも確かであり、刻々変化する情勢の中で豊かさの質を検証し、望ましい姿の実現に努めていかなければならない。

地域社会は市民の自己実現の場であり、その理想は、日々の生活の中でそれぞれの個人が成長する過程が持続可能な形で周囲や未来とつながることで実現される。

この分野の主な施策の領域としては、環境、緑、産業、文化・スポーツ、コミュニティなどがある。これらについては、市と住民が十分な連携を取って推進することが最も重要であり、

そのための仕組みの整備を進めなければならない。

昼間人口は住民登録数を2万人ほど上回っており、地域社会の担い手は住民ばかりではない。学生、買い物客などに加えて、市内の産業に従事している人々も多い。従来の職種に加えて、近年はS O H Oなど情報サービス産業の従事者が増加している。そのような産業の起業を目指す人にとっても武蔵野市は魅力あるまちであることが求められており、高度な都市文化と学術文化が融合する知的付加価値の高いまちづくりを進め、その特色を積極的に発信していく視点が不可欠である。

安心して暮らせるまちの今ある豊かさを維持しつつ、新しい都市文化を育むまちであることを目指す都市の活性化戦略を、市と幅広い市民の多様な協働により一層推進することが求められている。

#### 1 持続可能な都市の形成

21世紀初頭の最大の環境問題は地球温暖化である。その主な

原因は、現在の私たちの生活スタイルを支える化石燃料の燃焼により発生するCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出である。

平成20年から平成24年においては、京都議定書における第一約束期間として、国全体の温室効果ガスの排出量を平成2年比で6%削減することが求められている。しかしながら、平成17年度の排出量は逆に7.8%も増加し、このままでは今世紀末には気温が最大6.4℃上昇すると考えられている。地球温暖化が原因と推測される異常気象、自然災害なども発生しており、温暖化対策は待ったなしの状況である。

ごみ減量の課題も含めて、持続可能な都市の形成のためには、資源多消費型の社会経済システムやライフスタイルの変革が不可欠である。

### (1) 環境負荷の少ない社会への転換

循環型社会に向けて、市民・事業者・行政の協働を推進し、環境問題に取り組む市民活動団

体のネットワーク化をはかるとともに、次世代に対する体験型環境教育をより一層充実させる。

化石燃料の燃焼によるエネルギー使用量を今以上に削減するために、太陽光発電など新エネルギーの使用へと一層の誘導を図るとともに、市の施設では率先して環境負荷軽減施策を実施する。

市民生活や事業活動の中に、環境配慮行動を広げるための制度を充実させる。

来街者も含め、幅広い年齢層の市民に呼びかけて、環境配慮型ライフスタイルのアイデアを募集し、活用する。また、グリーンパートナー制度を充実させ、環境に配慮した事業活動を積極的に支援する。

リサイクルセンターの設置については、クリーンセンターの建替え計画とあわせて検討するが、当面、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみ減量の普及啓発・情報受発信機能を強化していくとともに、市民活動の拠点整備について研究する。その際は、環境問題全般についての

普及啓発機能もあわせて検討する。また、平成19年度から始めた剪定枝葉の緑のリサイクル事業を積極的に推進する。

庁用車については、引き続き低公害車・天然ガス車を率先導入する。また、CO<sub>2</sub>を全市的に削減するために、公共交通、自転車の利用促進について関係機関と連携して啓発を進める。

これまで市ではISO14001の手法を用いて環境保全の取り組みを進めてきたが、今後は費用対効果の視点を加え、環境会計の手法も参考にしながら、新たな評価基準の導入を検討・実施する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成18年度から平成22年度を計画期間とする新たな環境基本計画を策定した。

★平成18年度からクリーンセンターにおいてCO<sub>2</sub>排出削減のための工事を実施している。

★家庭のCO<sub>2</sub>排出抑制策の一環として、太陽光発電設備の設置に対する助成、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム及び住宅用高効率給湯器の設置に対する助成を実施した。

## (2) ごみ減量の推進

ごみ減量は、二ツ塚最終処分場の更なる延命化、焼却に伴う温室効果ガスの排出削減、ごみ処分にかかる経費の節減などか

ら、急務の課題となっている。特にごみの発生抑制（リデュース）が重要であり、まず、レジ袋の削減など、抑制の取組みを強化する必要がある。そのうえでも発生するごみについては、資源としての再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を推進する。

家庭ごみの有料化や市民、事業者の努力などによって、「ごみから資源へ」の流れを定着させることができつつあるが、ごみ総量の減少はわずかである。1人1日あたりのごみ発生量を多摩地域平均並みに削減することを目指し、「ごみ減量協議会」を中心に、「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」を幅広く展開していく。あわせて、本市への就業者・就学者、買い物客などを対象にした働きかけを強める。

排出・生産者責任を一層明確化し、市民・事業者がごみの発生・排出抑制に積極的に取り組むよう啓発・指導を強化し、処理経費節減を図る。あわせて事業系一般廃棄物処理手数料の適

正化の検討を進める。

資源の集団回収などごみの資源化のための自発的な活動への支援を、関係団体と連携をとりながら推進する。

東京たま広域資源循環組合が進めている焼却灰のエコセメント化事業は、二ツ塚最終処分場の延命に寄与するので、同組合の構成市として引き続き支援するとともに、同組合を通じ処分場のある日の出町の環境保全に十分配慮する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★1日に1人が出す、家庭ごみ、資源物の量に着目し、「武蔵野ごみチャレンジ700グラムキャンペーン」を開始し、ごみ減量へ向けた取組みを推進している。

### （3）クリーンセンター建替え計画の検討

稼動から23年が経過したクリーンセンターについては、建替えにむけて地域住民と積極的に協議を行い、合意形成を図る。

規模・仕様は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との整合性を図りながら、施設の位置付けや求められる機能などを基に、具体的な検討を開始するとともに、建替えに向けて生活環境影響調

査などを行い、施設基本計画を策定する。

建替えにあたっては、より環境負荷の少ない安全で効率性の高い循環型ごみ処理システムを構築し、啓発施設としてのリサイクルセンターの併設など、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を含む総合的な廃棄物対策の促進に寄与する施設を目指す。

## 2 緑豊かな都市環境の創出

年々緑が失われつつある都市部において、市民の生活環境としても、子どもたちの生育・教育環境としても、緑豊かな環境の維持・創出は重要である。市内の緑の約65%は民有地の緑であり、緑豊かな武蔵野市のイメージは、一つひとつの民有地の緑に支えられている。しかし、これらの緑を維持管理し、新たな緑を育てていくことは簡単なことではない。

緑化施策においては、目標設定型から成果管理型の計画体系へ移行していくにあたり、市と市民の協働を一層進める。様々

な指標を開発し、緑の量とともに、景観や緑地が市民生活にとって持つ意味から質の検証を進めていく。

市内全体の緑を市民の共通財産としてとらえる意識を啓発し、市民が主役となって緑を育み維持管理する活動を支援する。

### （１）市民と協働でつくる緑化空間

平成19年度に改定された「武蔵野市緑の基本計画」に基づいて、今後も公園・緑地の新設・拡充を進める。

「公園緑地リニューアル総合計画（仮称）」の策定にあたっては、市民参加の手法を取り、既存の公園の特色ある活用を図る。市民の健康づくりやレクリエーション、防災などの機能にも配慮し、公園・緑地の再整備・活用の促進、恒常的な運営への市民参加の推進などについて一体的に事業を進めていく。

公共施設緑化は、屋上緑化・壁面緑化など多様な方法で推進し、民間の緑へとつなげていく。学校施設の緑化は、環境教育の

推進・良環境の創出などに資するべく、既存のビオトープの一層の活用を含めて推進する。

また、近年特に減少傾向にある民有地・民間施設の緑の回復及び保全育成を目指し、既存の制度を評価や見直しをし、新たな制度の検討を行う。また、雑木林や屋敷林、農業用地などを保全するとともに、新たな緑の創出を図るための施策の調査・研究を行う。

市内随所において地域の住民による公園管理や緑化推進事業をすすめるとともに、市と市民による様々な緑化協働事業の展開に対応するため、みどりボランティア団体支援制度のあり方を検証する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★農業ふれあい公園、関前四丁目公園、境三丁目緑地の3公園を整備した。

★「東京みどりの研究会」が発足し、近隣自治体との連携を強めている。

### （２）「自然環境センター（仮称）」の設立

今後の「緑のまちづくり」や自然環境の回復と保全の推進には、市・市民・事業者・NPOなどが連携・協働することが不

可欠である。新たなパートナーシップ確立のため、共通の支援基盤（プラットフォーム）としての「自然環境センター（仮称）」を設立し、トラストやファンドのあり方を検討・実施するとともに、人材の確保と緑化環境に関する技術や知識の向上のため、緑のサポーター制度の活用を推進する。

### （３）魅力ある遊歩道の再整備

緑化推進ゾーンであるグリーンパーク緑地を安全で快適に移動できる緑の回廊として拡充整備する。

グリーンパーク緑地、千川上水、玉川上水、仙川など、軸となる緑と水辺空間を再整備し、様々な緑の保全・創出事業と連携させながら、緑のネットワーク化を推進する。

## 3 身近な自然の回復と保全

市民の憩いの場としてはもちろんのこと、特に子ども達の成育環境としてありのままの自然を身近に体験できることが重要である。生態系の視点を重視し

て、水と緑の豊かな自然の回復に努める。

### （１）生態系を重視した水辺空間の整備

引き続き仙川水辺環境の整備（仙川リメイク）を実施し、自然豊かな河川を回復し、生物の生息する自然な水辺を創出する。

また千川上水の管理が都から市に移管されたことを受けて、「千川上水整備計画（仮称）」を策定し、上水沿いの遊歩道整備をすすめるとともに、良好な水辺・親水環境を創出する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成10年度から仙川に清流を確保し、生物の生息空間を創出するため、水辺環境整備を行い、自然生態系復活ゾーン918mの内、617mの区間の整備が完了した。

### （２）近郊地の森林の保全と活用

荒廃しつつある東京の森林を保全し、育成するため、「二俣尾・武蔵野市民の森」及び「奥多摩・武蔵野の森」の保全事業を全国に先駆けて実施してきた。これまでの保全事業の内容や活用状況について、長期的な視野に立って評価・検証を行う。

## 4 農業の振興

本市の農業は都市化の波に押し寄せ、極めて厳しい環境の中に存立してきた。昨今都市農業の大切な役割は、生産面にとどまらず多機能性からも見直されてきており、将来への可能性を確かめつつ、積極的に振興を図っていくことが望まれる。

### (1) 都市農業の振興

平成18年策定の農業振興基本計画に基づく経営条件の強化とともに、5年ごとの成果検証によって生産力の維持・向上に努める。同時に農産物直売所、直売会の開設とマップづくり、幼稚園・保育所・小中学校での食材利用などによる、地産地消を中心とする安定的な流通・販売経路の確保を支援する。

これにあたっては環境に配慮する循環型農業や安全・安心の農産物づくりを目指す栽培技術、トレーサビリティ（履歴管理）への取り組みに対しても支援していく。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成18年度から平成27年度を計画期間とする「武蔵野市農業振興基本計画」を改定した。

### (2) 農地の保全

指定を受けた生産緑地をはじめ農地は、景観にゆとりを与え、災害時の避難場所、体験教育の場などの役割を期待されており、農地の保全と減少の抑止は都市環境にとって重要な課題になってきている。このため国の施策動向も視野に入れながら、登録農地制度の活用、農業改善への意欲ある後継者や認定農業者の育成など、市独自の支援策を検討する。

### (3) 都市農業と市民のふれあいの強化

農業と周辺の地域や人々の暮らしの間、特に本市のような都市型タイプの場合には、相互間に心の通いあうコミュニケーションの形成が大切である。

これには秋の収穫祭の開催、農業者自らが開設・運営し、借り手が農業を体験学習できる市民農園、そして農業ふれあい公園や農業塾を経た市民が援農に参加できる仕組みの創設を検討する。また一方では、農地へのごみ不法投棄など農家の抱える



問題の解決に、ボランティアとして地域住民が協力するなどの工夫を講じる。

## 5 商工業の振興

本市は23区と市町村部の境にあり、都内有数の商業地である吉祥寺を抱えている。周辺における都市間競争が激化する中で、都市産業の活性化に取り組み、次世代に向けた起業支援など地域基盤の強化を積極的に進める必要がある。

吉祥寺を中心とする地域は来街者が多く、都市の文化が発展する一方で、路線商店街や地域コミュニティの活動も各所で展開され市民生活にとって欠かせないものとなっている。今後一層活力のあるまちづくりを進めるため、商工会議所や商店会連合会のみならず、公共交通事業者、周辺大学や地域住民とも連携し、時代に適合した新たな起業も視野に入れ、商工業を振興する。

### (1) 武蔵野ブランドの育成

地域ブランドとは、地域特性のある製品や場所、地域のイ

メージを喚起させる無形の資産を含むトータルな概念であり、武蔵野市の「緑豊かな文化都市」などのイメージもそのひとつである。付加価値の高い都市の戦略を展開するうえで、武蔵野ブランドの確立は重要な意味を持つ。武蔵野市の魅力づくりとブランド創出・活用戦略を研究する。

### (2) 起業支援

近年の都市生活におけるライフスタイルの変化にともない、ビジネス形態も変化してきており、都市のニーズに応えるような業態の起業が増加している。

団塊世代など多様な世代や、女性の起業も今後増加が予想される。SOHO事業者やコミュニティビジネスを含むこれらの新たな起業動向に注目しつつ、より効果的な育成や支援を行う。

### (3) 中小事業者の支援

本市の商工業を支えているのは圧倒的多数の中小事業者であり、地域社会のニーズと調和しながら、事業を進めている。そ

これらの活動は地域での市民生活を支えるものであり、積極的な振興が必要である。

小規模企業資金融資あっせん制度や、勤労者互助会を通じた中小企業のための支援を引き続き行うとともに、景気動向の把握、実態調査などを踏まえた振興策を検討する。

商工会議所が行っている、次世代ライフスタイルにふさわしい商品・サービスの開発努力を支援する。

#### （４）路線商業の活性化

路線商店街は、高齢者や子育て家庭の支援、防災、防犯、交通対策、環境など市民生活に密着しており、住民に頼りにされ、地域生活に不可欠な役割を担っている。しかし、路線商店街は大型店との競合や後継者問題など多くの課題を抱えている。

商店街の利便性や個店の魅力の向上、活性化のためのイベントやPRの工夫を通じて、歩ける範囲内で日常生活をまかなうことができる足腰の強い商店街づくりを支援する。

商店会については、組織活性化のための支援策を講じる。

地域の課題にともに取り組みることが路線商店街の活性化の鍵であり、商店街ごとの立地条件や性格を反映した戦略構築を促し、適正な規模を考慮に入れつつ、地域コミュニティの交流の場所としての役割を強めるよう働きかける。

#### （５）吉祥寺圏商業活性化

吉祥寺グランドデザインに基づいたまちづくりを進めるにあたり、吉祥寺の魅力を総合的に創出・維持・発展させるために、地元商業者や住民とともに協働でまちづくりに取り組む。また、吉祥寺というまちの魅力を市内外に発信し、それによる来街者の増加と来街者のまちづくりへの参加によってより一層のまちの活性化を図る。

#### （６）中央圏商業活性化

中央圏は後背地でのマンション開発による人口増、大型企業の事業展開、三鷹駅南口方向からの著しい変化の動向を受け、

近い将来、商環境に大きな変化が生じることが予測される。

現在、北口で民間大型複合ビルの建設が進んでいる。既成商店街との共存を図りつつ、賑わいと魅力のある市街地の形成を創出する。都市基盤整備の進捗とあわせて、活性化のための基本戦略を構築する。

#### (7) 武蔵境圏商業活性化

武蔵境圏は、鉄道の連続立体交差化事業に伴う南北一体のまちづくりによって、大きく変わろうとしている。また、「武蔵野プレイス（仮称）」の建設も含めて、駅周辺地区には文化・生涯学習施設が多数存在しており、来街者の増加も見込まれる。

南北一体化された新しいまちづくりの基本方針を検討するため、商業者や市民に加えて、大学関係者・鉄道事業者・農業者など地域を構成する様々な主体の協力体制を組み、地域の総合的な活性化を図る。

#### (8) 就労支援

就労支援の課題は、個人の希望する就労の形態と雇用のマッチング、就労に必要な技術・技能の研修、それに就労継続支援である。これらの課題に対して、ハローワークなど関係機関と連携して取り組む。

### 6 都市観光の推進

都市観光とは都市にある日常の生活文化を楽しむ観光のことであり、市民が市内での買い物やイベントを楽しみ、芸術活動など多様な魅力に気づき、まちを大切に作る心を育むことによってその魅力をさらに高めていくプロセスが重要視される。

それぞれの都市に際立つ歴史や文化、多様な活動が観光の対象になってきた現在、全国的にも魅力的なまちの評価が高い吉祥寺を要に、本市でも都市観光の推進への動きが始まり、今後への期待が高まりつつある。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★都市観光の視点でまちづくりを行う指針として、平成19年8月に「武蔵野市観光推進計画」を策定した。

### （１）まちの魅力・情報の発信

商工会議所や地元商店街を中心に、多彩なイベントやマップづくり、「吉祥寺コンシェルジュ」など都市観光への新たな取り組みがスタートし、市も武蔵野市観光推進計画（平成19年策定）によって、観光資源の所在や観光推進についての基本となる方針と方策を明らかにした。

これに基づきつつも、更に来街者や市場特性の把握にも配慮し、よりの確な資源の評価と選択、経路の設定、そして情報発信、またブランドづくりやイベントなどによるパブリシティ（宣伝）努力など、具体的で戦略的な活動の提案や実施を図っていく。

### （２）観光推進組織の設立

都市観光の担い手はまさに一人ひとりの市民であり、事業者である。それらの広い範囲からの協力、支援を得て、市民が繰り広げる都市観光を推進するため、その母体として「武蔵野市観光推進機構（仮称）」を設立する。

また、隣接都市との一帯地域での観光の展開に向けて、様々なレベルでの広域連携も進める。

### （３）都市観光とまちづくりの連携強化

都市観光の推進は市民の暮らしのためのまちづくりと表裏一体の関係にある。すなわち、緑や景観の充実、標識やストリートファニチャー（街路灯、ベンチなど）の整備、ユニバーサルデザインの導入やおもてなしの心など日常のまちづくりの成果のすべてが都市観光の資源であり、また観光資源の維持や保全が市民生活にも結びつく。都市観光の推進はこうした広い視野に立ち、多くの主体の協働によって展開していく。

## 7 真に豊かな消費生活の推進

消費生活の課題は時代により変化するが、現在は「振り込め詐欺」に代表される詐欺行為、人の不安につけ込む悪質商法、偽装などの食の問題への対応が重要な課題となっている。これらの被害を未然に防ぐための消費者教育や啓発活動を進めると

ともに、豊かな消費生活について市民同士が学びあうような工夫をすることが必要である。

### **(1) 消費者教育の推進と相談事業の充実**

庁内外の関連部署の連携を引き続き進めながら、市民を対象とした「消費生活講座」を開催し、市民、特に中高生や高齢者などを対象にした出前講座の積極的な推進や悪質商法被害に関する情報提供、被害防止キャンペーン、きめ細かな相談などを充実させる。

### **(2) 消費者活動の支援**

消費者活動に継続的な取り組みを行っている市登録団体への支援を引き続き進める。食の安全や食文化など、食生活のあり方に消費者が主体的にかかわる力を育てる各種講座や啓発活動を進める。

## **8 防犯性の高い快適なまちづくり**

本市では、市内110番受理件数及び刑事事件発生件数は、平

成14年以降減少傾向にある。

しかし、犯罪の発生場所が身近な住宅地になる傾向があることや、国内での若年層の衝動的な犯罪がしばしば報道されることから、市民の「体感治安」は悪化しているといわれる。今後市民の安全感・安心感を高めていく必要がある。地域社会での取組みとしては住民相互のつながりを深め、より「防犯力」の高いまちづくりを進めていく。

### **(1) 防犯性の高いまちづくりの推進**

地域防犯の基礎は、地域住民同士が顔見知りになり、声を掛けあう関係をつくり、お互いが見守りあうまちづくりを進めることである。また、自転車や徒歩で各地域を巡回する市民安全パトロール隊や、市内全域を車で回るホワイトイーグルも、地域防犯における重要な役割を担っている。今後はこれらのパトロール間の連携を促進し、犯罪の防止を図る。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★公立保育園では門扉オートロック化、防犯カメラの設置を行った。また、すべての市立小中学校、幼稚園に防犯カメラを設置した。

## (2) 快適な生活環境の確保

快適な生活環境の確保のために、公害及び有害化学物質の発生状況を監視するとともに、近年増加傾向にある市民生活に起因する生活公害（騒音やペットに関わる問題など）の低減や解決のための施策を検討する。

また引き続き吉祥寺駅周辺の環境浄化に努める。現在、商店会・企業・市・市民の協働で行っている三駅周辺の喫煙マナーアップキャンペーンは一定の効果を上げており、今後一層高い目標を掲げ、取組みを強化するとともに、他地域への取組みの拡大を検討・推進する。これまでの駅前などの美化清掃事業に加えて、市内の落書きを防ぐ対策を検討し、落書き消去とあわせて積極的に推進する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成18年から市民、事業者、行政関係者等により「落書き消しちやい隊」として、市内の電柱、バス停、商店シャッターなどの落書き消去活動を実施している。

## 9 防災態勢の強化

地震・風水害・伝染病・テロなどの自然災害・人為的危機に備え、防災態勢と危機対応態勢を確立し、被害を最小限に食い止める減災能力を公民双方において向上させることは、安全・安心なまちづくりのうえで最重要の課題である。

突発的集中的豪雨による水害が市内で発生したことは記憶に新しいが、首都圏での大地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。阪神・淡路大震災の教訓の通り、都市災害においては民間の自主防災力が各地域単位にどれだけ整っているかが減災の成否の分かれ目となる。自助・共助・公助のそれぞれの力をつなぎ、連携態勢を確立し、防災・減災能力のさらなる向上を目指す。

### (1) 地域防災基盤の強化

地域防災の基盤強化の課題は、施設・設備の整備であるとともに、福祉やコミュニティなどの活動との連携を不可欠とする。

消火栓をはじめ防火水槽など

の消防水利の整備を引き続き進める。災害時に避難所となる市内小中学校への災害用給水施設の整備は完了したため、今後は、給水方法の検討や既設設備の改善を行う。

また、オープンスペース確保及び防災機能強化のための「防災広場」整備と「地区災害時待避所」の追加指定の協力依頼を引き続き推進する。

震災時、迅速な救出・消火活動などを行うためには、地域の防災力の向上が課題である。その一つとして、地域の様々な単位の人的資源をつなぎ合わせるにより、自主防災組織づくりを進める。

自主防災組織は、平成19年9月現在24組織まで増えているが、市内全域の組織化をさらに推進し、自主防災組織連絡協議会を設立する。

平成17年度に想定された避難想定人口4万9,000人の2日分の食糧備蓄を進めるとともに、寝具や日用品などの生活必需品の整備を引き続き進める。

また、地域の防災拠点確保の

ため、引き続き各消防団詰所の防災機能の整備・強化を進める。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★消防水利の不足地域の公園など3か所に100tの防火水槽、計3基設置した。

## (2) 防災安全センターの機能充実

平成19年7月の防災安全センター開設により、災害など様々な危機管理に対する対策本部機能は確保された。今後、対策本部の情報収集・伝達などの指揮所機能を確実なものとしていく。災害時に必要な情報を、新たに構築した防災情報システムにより、一元的に収集・分析し、防災関係機関・災害ボランティアセンターなどとの情報共有や被災者への情報発信を行う。

新型インフルエンザなどの健康に対する危機やテロなど様々な危険から市民の安全を守るため、関係機関と連携し全庁体制での取組みを確立する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★危機管理の拠点として、災害対策本部の判断・指揮機能を有する防災安全センターを平成19年7月に開設した。

### (3) 避難所の整備・運営体制の確立

災害時、いち早く各地域の実情にあった避難所を開設・運営することが必要となるため、地域住民が主体となって参画できる態勢を確立する。

地域の自主防災組織や防災推進員などが主体となって避難所運営に参画・協力できるよう、組織整備と研修・訓練をサポートする。

高齢者、障がい者、外国人市民など災害時に特に支援を必要とする人々に対する支援のあり方については、地域防災計画を踏まえ、十分な備えを行う。

避難所・公園などにおけるトイレ対策を引き続き進めるとともに、マンホールを活用する災害用トイレの整備を進める。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★災害時に避難所となる市立小中学校の災害用井戸の全校への設置、市内4か所目となる防災広場、西久保二丁目防災広場を整備した。

## 10 市民活動の活性化と協働の推進

武蔵野市のコミュニティづくりは、コミュニティ構想に基づ

き16のコミュニティ協議会が組織され、20館（分館を含む）のコミュニティセンターを拠点として、市民主体で進められてきた。

コミュニティ構想の策定から35年以上経過した今日、安全・安心のまちづくりなど様々なまちのニーズとの関連でコミュニティの重要性が再認識され、地域コミュニティ活動の活性化がこれまで以上に求められている。

今後ますます多様化するであろう市民のニーズに的確に応えていくためには、行政による施策だけでは不十分であり、NPOや各種市民活動との幅広い協働の推進が不可欠である。

### (1) コミュニティの活性化とあり方の検討

現在、コミュニティ協議会、コミュニティセンターの積極的な役割に対する期待が高まっている。コミュニティセンターの施設改善や新たなセンター設置の要望のほか、コミュニティ自体の活動の質を一層高め、幅を広げる方向での様々な要望もある。



こうした課題を整理し、地域コミュニティの更なる活性化のために、コミュニティとコミュニティセンターのあり方について広く検討するため、第六期コミュニティ市民委員会を設置する。

コミュニティセンターの中には、使用者の利用形態の変化などに対応した設備の改善や、一層のバリアフリー化が必要とされているものもある。これらについては、対策を検討し、計画的に改善を行っていく。

地域通貨はコミュニティづくりのツールとしての可能性を秘めており、コミュニティビジネスの萌芽育成や人の交流を促す仕組みづくりの観点から研究する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★武蔵野市コミュニティ評価委員会  
が設置され、平成16年の第一期評価  
に続き、平成18年3月、第二期評価  
が実施された。

## （２）協働推進体制の整備と協働事業の展開

地域の主人公としての住民が自発的に行う公益的な活動は、住民参加、住民自治の本来のあり方であることから、行政がこ

うした活動の支援を行うことは重要な意義を持つ。

また、市民の多様化するニーズに的確に応えていくためには、NPO・市民活動団体との幅広い協働を推進することが必要である。NPO活動促進基本計画に基づき、協働推進体制を整備し、事業を多面的に推進する。

NPO・市民活動の拠点整備、相互交流とネットワーク化の推進のために、市役所内に設置した「市民協働サロン」に加えて、本格的な「NPO・市民活動サポートセンター（仮称）」の整備を進めるとともに、その運営などのあり方についての検討を市民参加で進める。

市と協働したい事業の企画をNPO・市民活動団体から募る公募制度を拡充し、これらの団体との創造的な協働事業の拡大を図る。

行政とNPO・市民活動団体などが共通の理解のもと、協働事業を進める際のガイドラインを定めたハンドブックに基づき、今後の協働を進めていく。

また、協働の推進には、職員

の意識改革とともに、市民意識の向上も必要である。各種事業の企画立案・実施体制の見直しを行い、庁内推進体制の整備を進める。同時に職員と市民との相互理解を深めるための研修を検討する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成19年9月に、NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、行政との協働を円滑に推進するための「市民協働サロン」を市役所内に設置した。

### （3）団塊世代等の参画支援

団塊世代や定年を迎えた世代がその豊富な知識や経験を活かして、NPO・市民活動や地域コミュニティ活動などに積極的に参画できるよう、環境整備と仕組みづくりを進める。

## 11 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会の実現は、本市にと

ってもなお課題である。全庁的な取組みを強化するとともに、市民との協働を促進していく。

### （1）推進体制の整備と強化

市の男女共同参画計画の事業進捗について点検評価し、新たな社会変化に対応する第二次男女共同参画計画を策定する。男女共同参画推進の指針となる「男女共同参画基本条例（仮称）」の制定について検討する。

市民との協働を促進する一環として、むさしのヒューマン・ネットワークセンターの活動と機能の充実を支援する。武蔵境市政センターの移転が計画されているが、同センターについても移転を含めた検討を行う。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成19年8月に、男女共同参画推進市民会議を設置した。

### （2）様々な活動の充実と環境整備

女性の就労実態や、就労のバリアとなっている社会環境を把握する取組みを強化し、男女共同の社会参画を促す施策を、人権擁護、保育・育児、介護などの分野で

展開する。

育児休業・介護休業制度の普及を図り、男女が仕事と家庭の両立を図れるように努める。部分就労などの新しい働き方についての情報提供、地域に根ざした創業・起業への支援を進める。

男女共同参画の推進に向け、市民の共通認識を深める手がかかりとして、情報誌「まなこ」のさらなる充実を図っていく。市の各種委員会などにおける男女構成比の適正化など、全庁的な取組みを引き続き進める。

## 12 都市・国際交流の推進

本市の交流事業は「都市の窓を開く」をキーワードにして、友好都市や在住外国人との相互理解と互惠の促進を原則にして推進されてきた。事業ごとに目的を明確にし、その成果がより一層お互いに還元されるように、一定の年限毎に検証を行いつつ、充実を図る。

### (1) 国内都市交流・協力の推進

市民相互の交流を中心とし、相手側からの提案も募りつつ、

農業や自然体験など参加・体験型の事業を推進する。お互いの生活を補いあうような形で、多様なチャンネルでの交流を検討する。

多くの自治体は過疎化の問題を抱えている。友好都市として課題を共有し、取組みを検討する。

### (2) 国際交流・協力の推進

今後も市民を主体とする交流事業の一層の深化を目指して、積極的に国際交流・協力事業を推進していく。拡大・発展してきた事業については、その目的と成果を検証しつつ、武蔵野市国際交流協会や関係機関と連携して進める。

また、国際交流協会は、公益財団法人化を図り、新たな組織体制を確立する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成19年4月、ジュニア交流団、ホストファミリー経験者を中心とする「ラボックの会」を設立した。

★市民提案・企画型の国内交流体制の構築に向けて研究を開始した。

### (3) 外国人市民へのサービス・支援の充実

留学生を含む外国人にとって、今後も武蔵野市が「住みたいま

ち」であり続けるように環境整備を進める。

外国人市民に対して、きめ細やかな情報提供に努め、それらの人々が抱える問題についての相談事業を一層充実させる。また、国際交流協会を中心として、アジアをはじめとした様々な国の人々との交流を行い、異文化理解や国際協調の意識を深化させる。

留学生支援の課題は、留学生活での困りごとの解消と、地域の人たちとの交流を通して、友好関係を築き、相互理解を深めることである。市内・周辺大学と連携し、留学生支援策の拡充について検討する。

### 13 生涯スポーツの振興

健康への意識の高まりや、コミュニケーションや仲間づくりを求めて、スポーツやレクリエーションに参加する人々が増えている。多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことが期待されている。

#### (1) スポーツ施策の多角的な検討

生涯スポーツ社会を目指し、市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として「スポーツ振興計画（仮称）」を策定する。市民がスポーツに親しむ機会をより拡充するために、総合体育館を中心として、学校、コミュニティセンター、民間のスポーツ施設との連携のあり方を検討し、利用者の立場に立ったネットワークの構築を進める。

あわせて、（財）武蔵野スポーツ振興事業団のあり方についても多角的に検討する。

スポーツ指導者の育成を引き続き進めるとともに、市民誰もが気軽に身近にスポーツを楽しめるよう、講習内容の工夫や環境整備を行う。

#### (2) スポーツ施設の整備・充実

すべての市民が、スポーツを快適かつ安全に楽しみ、健康づくりの基盤形成となるように引き続き施設の整備・充実、利便性の向上を図り、新たなスポーツ種目の普及も含めて、生涯ス

スポーツの振興を進める。

開設後20年近くになる総合体育館は、計画的に改修を進めるが、平成25年開催予定の第68回国民体育大会（東京国体）の競技会場となる施設の改修を優先する。武蔵野プール管理棟は改築の検討を行う。

## 14 特色ある市民文化の発展

武蔵野市の特色ある市民文化として、吉祥寺を中心に活発に躍動する都市の文化、市内・周辺大学や市民の旺盛な学習活動に支えられた学術的文化、多様な公園や上水沿い及び街路樹や宅地の樹木まで含めた緑を守る文化、さらに地域活動や市民公益活動を住民が自主的に担う自治の文化などがあげられる。

武蔵野市観光推進計画では、観光推進の目標として、「ともに楽しみ、交歓できるまち」「価値ある時間を過ごせるまち」「楽しさや、くつろぎの中に、安全・安心を実感できるまち」の三つをあげている。この三つのイメージは武蔵野市が育てたい都市ブランドでもある。

市民生活の中で育まれた多様な文化が、都市の文化として形をなし、人を引きつけてやまない魅力として発信される武蔵野の都市の戦略を積極的に推進していく。

### （１）市民文化施設の拡充

新たに建設が予定されている「武蔵野プレイス（仮称）」は、図書館機能を核とした新しいタイプの知的創造拠点施設として、武蔵境駅周辺の南北一体のまちづくりの構想の中に位置づけ、市民参加で運営・企画を推進する。

歴史資料館については、武蔵野市に残された文化財や古文書・公文書や、中島飛行機武蔵製作所に代表される戦争の記録などを収集・整理・保存・公開する場として、その規模や機能について引き続き検討をすすめる。

吉祥寺美術館は、今後、魅力ある企画を充実させ、一層の活用を図るため、企画展示室の拡張や設備面の充実など様々な角度からあり方を検討する。

公会堂は近年施設・設備の老

朽化が目立ち始めた。また、多くの利用者からのバリアフリー化の要望にも対応できていない。今後、公会堂のあり方について、建替えも含めて研究を行う。

## （２）文化施設及び文化活動のネットワーク化の推進

市民の多様な文化活動が相互に結びついたり、様々な文化施設が結びつくことにより、一層豊かな文化活動を展開することができる。今後は、様々な文化施設が、学校、子育て・高齢者施設などの公的施設や民間施設と連携をとって、総合的に文化活動を創造・継承・発展させる地域拠点としてネットワークを構築することが求められる。

また、文化の担い手の育成と拡大も必要である。市民との協働を進めながら、より総合的な文化施策を構想・推進し、「市民文化振興総合計画（仮称）」の策定を検討する。

## （３）都市文化の積極的な発信

市民の生活圏が広域化し、世界的な広がりにもまで及ぼうとしている今日、武蔵野市を広域的

・グローバルな視点から捉え直し、世界的な都市の文化の発展、未来の文化創造へとつなげていく視点の重要性が増している。

「武蔵野プレイス（仮称）」、市民文化会館、吉祥寺シアター、芸能劇場を武蔵野発の都市文化発信の拠点として積極的に捉え、相互のネットワークを強化することで市内外の注目を常に集める魅力ある事業を推進し、時代の先頭に立つ創造性を発揮していく。

## IV 都市基盤

「都市基盤」の範囲は、市民の暮らしや活動を支える施設・設備などの物的社会資本の整備や維持、その方法や仕組みなどである。そこでの事業は「的確な技術の適用」、「長期的な持続性」、「事業規模に伴うコストや地域社会への影響の大きさ」などの特徴を考慮して行わなければならない。

本市は比較的豊かな財政力のもとに市民や市の賢明な選択とたゆまぬ努力によって高水準の都市基盤を整え、広く「住みたいまち」の評価を得てきた。

この分野の将来的見通しとして、次の三つの方向がある。

第一は「良好な都市環境の保全・維持及び新たな都市の変化を受け入れるための市、市民、事業者の主体間の協働と連携による対応」である。昨今、三駅周辺市街地における基盤整備や住宅地域での比較的大規模な学校・社宅・工場などの跡地へのマンション開発の動きは著しく、今後もさらに幾つかが予測され

ている。これらに対して、まず武蔵野市としての将来的まちづくりの基本的指針を打ち出すため「都市マスタープラン」の見直しを行い、あらためて土地利用や道路体系などの明確化を図ることが必要である。

今後のまちづくりの進め方の基本を定めるため、現在、平成20年度制定を目指して「まちづくり条例」を検討している。都市の発展と活性化には一定の変化とそれに伴う整備・開発事業は不可避である。環境に大きな影響を及ぼす事業にあたっては、その適不適の評価・判定や具体化・実施における市民と事業者との利害調整などの問題についての的確で有効な運用に積極的に努めていく。

第二は「市民生活、都市活動が直面する課題への速やかな打開策の着手」である。これには先年の突発的集中的豪雨による一部地区での浸水被害に対する都市型水害防止対策、木造住宅を主とする新耐震基準以前の建築物に対する診断の実施をはじめ短期的に手を打つべき様々な

点があげられる。あわせて常日頃市民生活の実情に目を向け問題の所在を見出していく努力が必要である。

そうした中で、常に市民ニーズの上位を占め、早期打開が求められるのが三駅周辺での都市機能、安全と防災、景観の妨げの原因となってきた自転車乗り入れ、特に駐輪場と放置自転車の問題である。近年は事故発生数の増加なども加わり、抜本的対策への取組みが急がれる。

第三は「長期を見据えた都市基盤の更新への準備」である。

市制施行後60年がたち、本市は多くの施設・設備など都市基盤整備の面でも成熟期を迎えた。しかしこれは同時に上・下水道、道路をはじめ多様な市民施設に至る都市基盤全般について、これからそれらの維持更新の時期に入ることを意味する。

都市基盤整備はおおむね事業と投資の規模も大きく、しかも更新には新たな技術革新やシステム転換への対応を要する場合も多い。それだけに今後はこれらのそれぞれについての補修維

持と新規更新に向けて「ライフサイクルコスト」などの視点から検討を開始し、将来への準備作業に本格的に取り掛かることが大切である。

## 1 連携・協働が支える信頼のまちづくり

### (1) まちづくりの基礎的仕組みの構築

良好なまちづくりの推進は、充実した都市基盤や残された緑を大切にし、地域・地区のあり方と調和した街並み形成や景観など恵まれた居住環境を計画的に守り育てていくことである。

現在平成20年度制定を目指して「まちづくり条例」の検討が進められており、今後のまちづくりはこれに則り、地域の力の活用、市民、事業者、市それぞれの主体的な責任と役割の自覚、そして相互の信頼関係に基づき、協働と連携を基本にすることが必要である。

まちづくりに関するデータベースの開発や事業評価の研究によって、情報の普及と共有化を促進するなど、市民が主体的



に関わるまちづくりを支援するための仕組みを整備する。また、平成22年度を目途に「まちづくりセンター（仮称）」を設置し、多様な市民活動の連携と協力、公民協働のまちづくりを促進する。

本市の将来像、都市づくりの全体及び地域別の方針を明確にする「都市マスタープラン」は平成12年制定以降すでに8年が経過しており、これも平成22年度を目途に一層の市民参加を得て、社会状況の変化などを踏まえて見直しを行う。

## （２）地域の力を活かしたまちづくりの推進

本市のまちづくりは地域の力、すなわち地域社会における豊富な市民の活動の経験を持つ。協働と連携の時代を迎え、その更なる参加への道を開くため、企画・計画段階に止まらず、道路や公園などの公共施設の維持・管理などを含むより具体的な舞台で市民の知恵や実行力が活かせる方法をまちづくり条例に位置づける。

あわせて、本市及びその周辺

に立地する大学や企業などを貴重な地域の力として位置づけ、それぞれが持つ人材、知識・情報、ノウハウの蓄積を多面的にまちづくりに活かす新たな産学公民連携の方向性を積極的に検討する。

## （３）安全で秩序あるまちづくりの推進

構造計算書偽装問題を契機とする建築基準法改正によって建築確認の審査、建築物の中間検査・完了検査が一段と厳しくなった。一方、民間の指定確認検査機関による確認件数が半数を超える状況となってきた。

こうした中で、周辺環境に及ぼす影響の大きさから、建築行為に適正、厳格に対応し、また市のまちづくり施策に関する情報の提供などを通じ、今まで以上に民間の関係機関に協力を求め、連携を強化していく。

違反建築物の摘発・是正指導には引き続き厳正に対処する。不特定多数の人々が利用する既存建築物などについても関係機関と連携し是正指導を行っていく。

#### (4) 事業効果の評価とその成果を活かす手法の検討

まちづくりには長期的な展望が求められ、それぞれの事業には計画決定から完了までに長い期間を要する。それだけに市民にとって都市基盤整備の施策内容や事業効果は実感し難いところも多い。

こうした点に理解を得るため、市の行う公共事業の実施にあたっては、市民の暮らしや地域社会にとって優先すべきものや重点的なものを正確に見極め、事業推進に要する時間やコストの管理、及び事業効果の事前アセスメントを徹底化し、透明性を確保する。

将来に向けて、事業の効率的な実施やコスト削減に寄与する民間活力の導入など、新たな手法についての検討にも着手する。

## 2 地域の特色を活かすまちづくりの推進

#### (1) 身近な地区レベルでのまちづくりの方策の検討

市内それぞれの地域の環境特性や変化の動向にきめ細かに配

慮し、より魅力と活力に富んだまちづくりに取り組む。

このため「都市マスタープラン」や「地区計画」が描く地域ごとのビジョンの設定・決定に際しては、「まちづくり条例」が定める手順に従い、市民の参加を促し、市民・行政の連携、協働の一層の強化に取り組む。

#### (2) 地域の個性、実情に合わせた土地利用の方向性見直し

地域の個性や条件に基づいたまちづくりは都市計画、主に用途地域によって規定される。その見直しは、決定権者である都の全市域を対象とする一斉実施の方針から、地域の実情に応じた将来ビジョンに基づき、随時見直すことになった。今後はこの運用方針を活用し、地域ごとの状況に対応する見直しを行う。更に市独自の特別用途地区の適用の可能性の検討も含んで、当面する課題に対し、適時適切な土地利用のあり方についての誘導や規制に努めていく。

### (3) 景観行政への積極的取組み

本市にふさわしい都市景観の維持・保全と創出を目指し、景観法に基づく景観行政団体の指定に向けて、景観計画の策定と景観条例の制定に努める。

その一環として、道路整備・改修にあわせて、舗装をカラー化し、横断抑止柵や街路灯、ベンチを設置するなどの景観整備を進めていく。

電線類地中化については、これまで三駅周辺の主要幹線道路を対象にしてきたが、今後はより広く問題点や課題を整理し、技術的手法などについて検討し、整備対象路線の拡大を図る。

路上の不法看板などの取締り、指導を引き続き実施する。「環境浄化特別推進地区」に指定されているイースト吉祥寺地区については警察、地元商店街の助力を得て指導、撤去に力を注ぐ。

## 3 利用者の視点と発想を重視するまちづくり

### (1) ユニバーサルデザインの視点の展開

本市は早い時期からT W C C(すべての人に優しいまちづく

り)の理念を掲げ、バリアフリー、すなわちすでに存在する障壁を取り除く視点からのまちづくりを、様々な面で進めてきた。

今後はその延長線上にバリアフリー化を推し進めるとともに、「バリアフリー新法」の考え方に基づき、広く市内全域を対象とするユニバーサルデザインの発想に立脚して交通バリアフリー基本構想改定を行い、事業立案の段階からの多くの市民の参加を推進し、誰にとっても快適なまちづくりを進めていく。

誘導標識などのサインについてもユニバーサルデザインと景観の観点から、統一感のある整備を進めるガイドラインを策定する。

### (2) まちづくりへの環境共生理念の導入

ハードなものづくりの分野は、地球規模にまで及ぶ今日の環境問題にとってプラス、マイナス様々な具体的関わりを持つ。

こうした面でもこれまで本市は各種施設の建設などに当って積極的な努力を積み重ねてきた

が、今後もこれらを継続、実施するとともに、更に新たな試みに積極的に取り組んでいく。

中でも各種公共事業における環境の負荷を低減する工法、また住まいづくりをはじめ民間施設建設における環境配慮の工夫の採用誘導策について研究を進める。

### （３）公共施設の適切な維持管理と耐用年数延伸への取組み

本市においては上・下水道、道路及び公共建築物など多くの社会資本整備を早期に達成した。今日、耐震補強や保全整備を着実に実施し、耐用年数の延伸への努力を行う。

老朽化の進む下水道の維持管理・再構築に向けては、下水道総合計画において位置付けと計画的実施のプログラムを定める。

市役所、市民文化会館、総合体育館などの大規模施設については計画的な改修を進めて行く。

小中学校については現在策定中の学校改築計画に基づき、施設の耐用年数延伸化に配慮しつつ、長期的には改築を進めてい

く。学校施設以外の老朽化した公共施設についても改修・改築計画を検討する。

## 4 上水道の整備・充実

### （１）安全でおいしい水の安定供給

本市の水道事業は、昭和29年の創設以来、市単独の事業として安全でおいしい水の供給を行ってきた。しかし高度成長期の水需要増により昭和43年に都から分水を受けるようになり、現在は市内の深井戸からの供給割合は7割となっている。

水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最も重要な基盤であるとともに、ライフラインであり、将来も都市の発展や震災・事故などの状況変化に対して安全で確実な事業運営がなされなければならない。

何よりも安全・安心と安定した供給のために、都営水道との連携のあり方も視野に入れ、浄水場再整備、水源施設整備、配水管網整備などを進めていく。

災害時の給水能力を保つため、

バックアップ機能の整備にも力を注ぐ。

## （２）老朽化した上水施設の維持・更新

すでに50年余を経過し老朽化した施設・設備は更新時期を迎える状況にある。将来にわたって安全な水を安定供給していくために、これらの施設・設備の維持・更新を綿密な計画のもとに推進する。

## （３）経営の健全化と安定への取組み

水道事業は水道料金を財源として運営されている。公営企業としての経営の健全化と水の安定供給を確保するには専門性の維持と継承が求められる。この点も考慮しつつ、一部業務の外部的化についても検討する。

施設や設備の整備にあたっては、基本となる財政計画を検討、立案し進めて行く必要があり、その円滑で継続的な推進のために受益者負担のあり方や料金体系の見直しを研究する。

## 5 下水道の再整備

### （１）下水道総合計画の策定

本市の下水道事業は、昭和27年に着手し、昭和62年度には普及率100%となっている。現在、整備した管渠の約90%が30年を経過しているため、計画的な維持管理及び再構築計画が必要となる。下水道の将来における方向性を明らかにし、それに向けて整合性のある事業展開を図っていくためには事業運営の体系化が必要となる。このため、今後の整備計画を明確にするとともに、維持管理計画や財政計画を合わせて体系化し、武蔵野市の下水道事業が目指すべき方向性を位置づけるため、「武蔵野市下水道総合計画」を策定する。

### （２）下水道処理システムの整備充実

老朽化に起因する陥没事故などが増加しており、耐用年数を超えた管渠などを計画的に更新・再生しなければならない。維持管理の考え方を発生対応型から、予防保全型に転換し、下水道施設の耐用年数の延伸とライ

フサイクルコストの削減を図る。

震災時におけるライフラインとして必要不可欠となる防災拠点・避難場所などからの排水機能の確保を目的に、主にマンホールと本管の接続部の改修を進め、耐震性の向上を図る。

吉祥寺駅周辺での下水道からの臭気発生にはかねてから進めてきた調査や実験の成果を活かし、原因となっているビルピットなどについて改善に向けて支援手法の研究を行う。

### **(3) 新たな水循環システム確立に向けての検討**

本市には容量の大きな河川がなく、下水道の流末を他自治体の処理施設に依存しているため、他の自治体との連携を図っていくことが必要不可欠である。市内では、雨天時の下水道排水が原因の河川汚濁に対し、公衆衛生上の安全を確保するため、汚濁負荷量の削減、きょう雑物の削減などに取り組む。

### **(4) 水害対策の推進**

近年多発する集中豪雨対策と水循環システム構築のため、下

水道施設の能力(降雨強度50mm/h)拡充と雨水浸透・貯留施設の設置などを行う。市立小中学校全18校については平成19年度より5か年で、校庭に雨水貯留浸透施設設置を行う。

民間施設に対しては、平成19年4月改定の「雨水流出抑制施設設置要綱及び雨水浸透施設助成金交付要綱」によって、雨水流出抑制対策を進める。

## **6 道路ネットワークの整備**

### **(1) ひとにやさしいみちづくりの推進**

何よりも生活道路における歩行者の安全・安心の確保のため、通過交通車両の流入量や速度の抑制に実効性ある道路づくりと管理のあり方が問われる。このため、これまで実施した手法や実績に基づき、安全・安心のみちづくりに向けた新たな工夫を検討し、市内全域に広く展開する。

通過交通対策としては、交通規制の見直しなどを含めた総合的な交通体系の再構築が重要である。ひとにやさしい道づくり

事業は、中長期事業路線の選定とともに事業内容の見直しについても検討を進める。

## （２）生活道路の整備

誰にもやさしく、安全で快適な道路環境づくりのため、3年ごとの点検実施により20年サイクルを目途とする計画的な市道の整備・改修を進める。

区画道路の拡幅整備を積極的に推進し、交通の円滑化や防災性の向上を図る。

安全で快適な住みよいまちづくりを推進するため、沿道の土地所有者などの協力を得て、4m未満の狭あい道路の拡幅整備に努める。

## （３）都市計画道路ネットワーク整備の推進

多摩地域全域に共通する南北方向の道路問題は、JR中央線連続立体交差事業の進捗にあわせて、解決に向かうものと考えられる。今後は整備の遅れている東西幹線道路について、事業中の都市計画道路の早期実現促進とともに、関係機関へ働きかけていく。

## （４）都市計画道路の整備推進

市施行の都市計画道路については、まず玉川上水の自然・文化を活かした道路景観と強い関わりを持つ都市計画道路7・6・1号線の整備を、市民参加により策定された整備基本計画に基づき推進する。

武蔵境圏の南北一体のまちづくりに貢献する都市計画道路3・4・27号線については、鉄道連続立体交差事業の完成にあわせた駅前広場の整備や公共施設建設事業との全体的な関連を見計らいつつ整備を図っていく。

都施行の都市計画道路については、いずれも広域的な交通体系の形成、災害時での交通ライフラインの確保などの観点から重要な位置を占めており、整備の促進が急がれる。

都市計画道路3・3・6号線（調布保谷線）の整備では、自転車道など環境施設帯について市民参加によって検討する協議会の設置や事業の円滑な推進を都に働きかけていく。

東西道路である都市計画道路3・4・10号線（五日市街道）、3・

4・3号線（井の頭通り）及び3・4・11号線（女子大通り）についても拡幅など事業化の早期促進への働きかけを都に対して行う。

#### （５）外かく環状道路への対応

平成19年4月、外かく環状道路本線は高架方式から地下方式に都市計画変更された。しかし現状は地下水への影響や災害時の安全などに関わる知見や情報が少なく、今後もこれら環境や安全の面について、地元市としてより慎重な対応を求めていく。

地上部街路の「外環の2」については、本線の地下化を見定めながら、その必要性自体に遡って検討すべき問題である。地元住民への影響を踏まえ、協議や対話の機会を設けていくよう国や都に積極的に働きかけていく。

#### （６）まちづくりと連携する道路整備の推進

道路の整備に際して、沿道の空間、環境との一体的な視点に立ち、より良好なまちづくりを推進する。

これにあたっては、地域の実情にあった適正な土地利用の誘導などを行えるよう、必要に応じて地区計画を定め、沿道の用途地域などの見直しを図る。

### 7 安全で円滑な交通環境の整備

#### （１）総合的な道路交通環境の整備展開

誰もが利用しやすい交通体系実現のため、市民との協働による「市民交通計画」の推進とその定期的な見直しを実施する。

具体的には、まず交通渋滞や大気汚染などを生む道路交通環境の改善に向けて都市計画道路の整備、「第2次交差点すいすいプラン100事業」の推進に取り組む。あわせて円滑な移動環境のため、市内道路交通体系を中心に、都や周辺区市と連携し広い視野からの検討を行う。

右折車線の設置、延長などによる交通渋滞の解消については、警察や関係機関と連携し、整備や検討を進める。乗降に長時間を要したり、交通量の多いバス停等については、



バスベいの設置の検討やスムーズな自動車走行の確保などによって交通環境の改善に努める。

歩行者の安全・快適な移動のための信号機や横断歩道などの交通安全施設の適切な整備、改修を行うにあたっては、市民の要望や警察との情報交換などを積極的に活用する。

違法駐車は円滑な交通を阻害し、災害時救助活動などの支障となる。警察との連携による啓発活動、道路構造物・道路標示などの施工などを交えて、その防止、削減を図っていく。特に交通渋滞の著しい駅周辺の幹線道路などにおいては、違法駐車防止や荷捌き車両の指導、駐車施設整備の検討を進め、道路交通環境の改善に努める。違法駐車対策と駐車場整備計画の策定に際しては、「道路交通法改正」に伴う民間駐車監視員制度の導入を考慮し、新たな対策の可能性を検討する。

## （２）公共交通手段の充実と利用転換促進

便利な市民の移動とマイカー利用の抑制のため、バスの運行定時性の確保、パークアンドバスライド事業、ムーバス運行による公共交通手段の充実、改善を図る。

路線バスの運行定時性の確保については、駅前交通広場や幹線道路の整備、乗り継ぎの効率化、違法駐車防止などに努める。パークアンドバスライド事業については、駐車場用地の確保に努める。

コミュニティバス・ムーバスは、福祉・環境・交通対策などに成果をあげてきており、ネットワークも7号路線開設により当初目標のバス交通空白・不便地域はほぼ解消された。今後は利用の促進と運営の改善を目指し、広い視点に立って基本方針等の見直しを行い、再整備計画を策定する。バリアフリーや環境への観点から、引き続き、ノンステップ車両の導入とともに、低公害化を進める。

### （３）自転車の駐車・走行対策の推進

駅周辺地区での放置自転車の削減のため、駐輪場の増設を推進し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動を行う。

かえで通りに自転車道を設置するモデル事業を実施し、安全性の確保、交差点・バス停部分の処理方法などを検証し、隣接市との連携を図りつつ、自転車の走行環境の整備方法を確立する。道路交通法の改正により、自転車の安全利用の促進が図られることから、市としても総合的な環境整備を進めていく。

駐輪場については、現在市内三駅周辺での収容台数は約２万３,５００台であるが、依然不足しており、新たな場所の確保に努力するとともに、引き続き商店会やＪＲなどにも設置について要請していく。また、既存駐輪場の立体化など効率的利用のあり方、各駐輪場の利用形態、市民優遇の利用料金などの見直しについて検討する。

近年本市においても自転車に

よる対人事故の増加が急速に問題化してきている。対策としては、運転者に対する交通ルールの周知、自転車安全利用のための講習会やマナーアップキャンペーンなどを通じ運転マナーの向上を図る。また、警察など関係機関との連携によって安全利用の促進をより強力に推進していく。

### （４）交通環境でのバリアフリー化の展開

交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区内の特定経路とともに準特定経路の整備を推進する。今後はさらに「バリアフリー新法」の主旨を活かしユニバーサルデザインの考え方に立ち、公共施設や公益性の高い施設はもちろんのこと、道路から建物、都市空間へとバリアフリー整備を広げ、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進を図る。

また、歩道の環境整備も推進し、ベンチを設置するなど利用者に親しまれる場所となるように整備する。

## 8 住宅施策の総合的展開

### (1) 計画的な住宅政策への取り組み

これまで良好な住環境を誇ってきた武蔵野市であるが、市民のライフスタイルを反映して住まい方と住宅のあり方には大きな変化と多様化が進みつつある。

こうした状況を受けて、新たに「住宅マスタープラン」を平成22年度中に参加型で改定を行う。高齢者を含む単身世帯や若年ファミリー世帯の増加など、住宅、住環境を取り巻く多様な市民のニーズに対応する、きめ細やかで、適切な公的支援策を検討していく。

また、近く契約更新時期を迎える福祉型住宅についても、福祉政策と住宅政策の整合を図りつつ、福祉型住宅のあり方について検討する。

### (2) 良質な住まいづくりの支援

大多数が私有財産である住宅に対する施策は、間接的支援と誘導策が基本である。市民の住生活に密着し、実効性ある支援と誘導の中身が求められる。

良質な民間住宅建設を誘導するため、優良事例の紹介などの情報提供を行い、政策誘導につなげる新たな制度の創設について調査、研究する。

また、高齢者や障がい者、外国人など様々な市民の安心居住の支援に向けて、民間事業者や賃貸住宅オーナーなどに協力を求め、住宅情報のネットワーク化を推進する。

マンションの老朽化に伴う様々な問題が懸念される。分譲マンションについては、管理組合や区分所有者の自助努力を基本に、維持管理のノウハウや建替えについての取り組み方法などの支援を行うとともに、賃貸マンションの老朽化の問題について研究を行う。

### (3) 安全・安心な住まいづくりの支援

防犯性を高め、安全・安心な住まいと地域づくりを推進するため、「防犯助成制度」を継続し、防犯情報提供などの対策に一層努める。

防災面では、耐震性向上を図るため、耐震診断・改修費用助

成及び耐震アドバイザー派遣事業を引き続き実施するとともに、制度の見直しを行い、住宅の耐震化をさらに強化、促進する。

また、発災時の初期被害軽減対応の重要性と、家具の転倒やブロック塀倒壊の防止など防災対策に対する市の支援の周知に努める。

#### **（４）環境に配慮した住まいづくりの支援**

環境に配慮した住まいづくりを進めるため、引き続きエコライフ体験機器や雨水貯留タンクの貸出しを行うとともに、今後の事業手法について検討する。

#### **（５）公的住宅建替えに伴う環境整備の推進**

市内の公的住宅団地の建替えにあたって、より良好な住環境の創出に向けて、事業スケジュールにあわせて、住民や事業者と必要な協議を行う。

都営武蔵野アパートについては、緑豊かな歩行者専用道路「緑の回廊」の整備や市道の線形改良を、旧桜堤団地について

は、関係機関と密接な連携を図り、地区計画の方針に沿ったまちづくりを目指す。

市営西久保住宅については老朽化対策及び居住環境の向上の観点から建替事業（桜堤へ移転）を推進する。

## **９ 住宅とまちの防災対策の推進**

### **（１）災害に強い都市基盤と環境の整備**

地震、風水害など多様な災害を想定し、災害発生後の対応策も織り込んだ計画に基づき、都市基盤整備を推進し、安全・安心なまちを構築していく。

被災後のスムーズな復興も視野に、応急危険度判定体制の確立や震災復興マニュアルの策定など包括的な備えを講じる。

### **（２）防災空間の確保**

公開空地や公園などの避難空間の確保とともに、幹線道路沿道の高度利用の誘導や木造建築物の不燃化の促進によって、延焼を遮断する機能などの拡充を図る。

### (3) 建築物の被災時安全性の向上

「耐震改修促進計画」に基づき、震災などに備え公共建築物、不特定多数者利用の民間施設、住居系建築物を中心に、耐震診断や耐震改修を進める。相談窓口や助成制度についてもさらに充実し、減災対策の充実を図る。

また、震災などの発生時における被災建築物の応急危険度の早期判定の体制整備や復旧のための被災度区分判定の仕組みを検討する。

既存雑居ビルについては、関係機関と連携し、防災安全対策の指導などをさらに強化していく。

## 10 吉祥寺圏の都市基盤整備

### (1) 「グランドデザイン」に基づく事業の展開

「吉祥寺グランドデザイン」に基づき、優先性と実現性を判断し、着実に整備を進める。

#### ① 駅南北自由通行の良好化

吉祥寺の魅力である回遊性の向上には、駅を挟む南北ゾーンの連絡改善が極めて重要である。そのため、JRや京王電鉄など

関係主体との協働により、現在の駅南北通路の自由通路化と拡幅、動線の明確化を早期に実現する。

#### ② 吉祥寺方式による荷捌き車両対策の推進

商業活動などを支える荷捌き車両の多さは、他方では歩行者の回遊性を阻害する要因の一つになっている。都市間競争における吉祥寺の優位の保持など、今後に向けてのまちづくりの一環として、荷捌き作業の路上から路外への転換などの工夫が求められる。

試行によりすでに一定の実現性も確かめられているように、共助の視点に立つ吉祥寺方式としての地元商業者、運送事業者、駐車場事業者、関係行政機関等の多分野の関係者から成る協議会を設置し、具体的な荷捌き対策に積極的に取り組む。

#### ③ 駐輪場等の地下利用可能性に関する本格的な検討

吉祥寺における道路や交通環境等の基盤整備の必要性は依然高い。しかしながら、外側への拡大も難しい中心市街地部での

未利用空地は極めて限られており、地価も高い。そのため、特に大規模駐輪場としての利活用に向けて着目されているのが地下空間である。

すでに基礎調査もスタートしており、今後その着実な継続と成果検討に沿って、早急に結論を得るよう努力する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★吉祥寺の未来を展望し総合的なまちづくりの方向性を定める「吉祥寺グランドデザイン」を平成19年3月に策定した。

## （２）吉祥寺駅周辺の交通対策

今後は、荷捌き車両、客待ちタクシー、バイク等も視野に、総合的な違法駐車対策を講じる。

乗り入れ自転車に対する駐輪場の確保は、長年の懸案であり、このために公共用地の立体利用や先の地下空間利用など抜本的な対策を検討する。

## （３）「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」の推進

「安全、清潔、楽しいまち吉祥寺」であるために、引き続き迷惑喫煙、ポイ捨て、落書きの防止に努めるとともに、ハード

面では雑居ビル等を対象とし、建物や設備を点検し、防災や防犯対策を推進する。

## （４）セントラル吉祥寺（中央地区）における重点整備

駅に近接し、戦後のマーケットの雰囲気を残す北口ハモニカ横丁は、ここ数年新規店舗の参入などによって急速に賑わいを取り戻し、吉祥寺の都市観光の代表的スポットとして脚光を浴びつつある。しかしもともとの基盤の脆弱さに老朽化が加わり、火災や事故等の防災上の危険が懸念される状態にある。

そうした課題の解決に向けて、関係者との連携を強化し、まちづくりの推進体制や、ライフラインとなる基盤整備などについて、検討を行う。

## （５）イースト吉祥寺（東部地区）における重点整備

長期にわたって環境浄化の取り組みが進められ、図書館、吉祥寺シアターも建設され、まちのイメージにも徐々に変化が見られつつある。今後は住民を主

体に望ましいまちのあり方を明らかにしつつ、まちづくりを推進する。

このため、区画道路の市道第298号線、同第299号線の整備の推進により、都市基盤の構築と適切な土地利用や機能の誘導を促進するとともに、現在地区の将来ビジョンとして地元関係者が中心となって策定を進めている地区計画を基礎として、市有地の活用も含め、新たなまちづくりへの歩みを支援していく。

#### **（６）ウエスト吉祥寺（西部地区） における重点整備**

もともと良好な住宅地とつながり、新たな路面店の展開にも恵まれ、吉祥寺の中では最も活性化の動きが著しい地区である。しかし、その反面周辺住宅地への商業・サービス系店舗の滲み出しも見られるなど、両者間の均衡の維持を図る必要も生じてきている。そのため、地区計画などの制度を活かし、より詳細な地区のあり方について検討を進める。

#### **（７）パーク吉祥寺（南口地区） における重点整備**

吉祥寺駅南口は、井の頭公園と一体となった魅力作りが期待されている。その導入部としての南口駅前交通広場の整備には、バスの利便性向上や、駅に隣接するパークロードの歩行者優先化、井の頭通りの交通渋滞緩和などの役割が課せられており、着実な用地取得交渉により早期完成を目指す。

また広場整備を契機に、関係権利者や社会の動向を見定めながら、南口全体の将来像となる「吉祥寺駅南口周辺再整備構想」の検討を進める。

駅から井の頭公園への魅力的なポイントの集まるアクセス道路である七井橋通りについては、より快適な道路空間づくりを目指して、整備を行う。

### **11 中央圏の都市基盤整備**

#### **（１）三鷹駅周辺地区の将来像 の検討**

北口駅前の民間大規模開発の進展にあわせて、今後比較的短期間での駅周辺地区の変容は著

しいものと想定される。

「三鷹駅北口地区開発計画調査検討委員会」の基本方針に沿って、道路用地・駐輪場などの提供による一定の基盤整備も予定されている。これを契機に、更に広く三鷹駅北口周辺地区全体に及ぶ都市機能配置や活性化など、より幅広い視点から将来的なまちづくりの方針について検討と提案を行う。

この地区に多く散在する、市有地を含む低・未利用地の適切な利用、歩行者と自動車が輻そうする駅前広場や、駅周辺地区を含めた交通動線の再検討を行っていく。

## （２）交通環境の整備

交通環境については道路体系と駐輪場が課題である。

まず駅前広場への流入・通過交通の迂回道路の役割を担う補助幹線道路などの整備に積極的にあたっていく。

駐輪場についての現状は、駅北口周辺での収容台数は約4,900台であるが、将来の増加も含めて、いまだ不足している。

三鷹駅北口周辺の将来的なまちづくりの方針に沿って整備を進めていく。駐輪場の設置については、引き続き地元商店会やJRなどに要請していく。

## （３）快適な道づくりの推進

三鷹駅から市民文化会館に向かう道路を「かたらいの道」と名づけ、電線類の地中化、植樹帯設置、インターロッキングブロック舗装など景観に配慮し、整備を進めている。

今後は、大型開発に伴う駅周辺の道路の整備に併せ、快適で、潤いある道づくりに努める。

## （４）大規模団地建替えと住環境の改善

この圏域では、緑町の都営武蔵野アパートの建替えが進行中であり、スケジュールに併せ、住環境の改善、向上の実現を目指し、住民、事業者を交え必要な協議、調整を行う。

## （５）西久保２・３丁目の整備

長年の懸案である西久保２・３丁目の木造住宅密集地域につ



いては、市道第295号線をはじめ区画道路や狭あい道路、公園などの公共空間の拡充、整備を促進し、地域の快適性、安全性、防災性の一層の向上を図る。

## 12 武蔵境圏の都市基盤整備

### (1) 武蔵境駅周辺の総合的まちづくりへの取り組み

J R 中央線及び西武多摩川線の鉄道連続立体交差事業は、本計画期間中の上り線の高架化によって完成し、武蔵境のまちは南北一体化による新たな時代に入る。

これを目指して、「武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会」を中心に進められてきた議論の成果を踏まえ、駅舎づくり、駅前広場整備、高架下利用、駅北口周辺の区画道路や都市計画道路3・4・24号線（天文台通り）の整備などと多岐に及ぶ事業について、総合的な視野から相互連携を図って、順次具体化、実施していく。

西東京市など隣接する周辺市との境界部にも新たな開発の動きが見られる今日、本市域への

影響も予想される。行政間の連携を深めるとともに、広域の観点からの対応も進める。

### (2) J R 中央線の連続立体交差事業推進の円滑化

J R 中央線及び西武多摩川線の鉄道連続立体交差事業は駅舎改良や市内6か所の踏切除去、側道整備など鉄道関連施設自体の改善、整備にも直結する。

市は、高架下の無償利用できる部分を含めて利用計画を定め、公共施設の整備を進める。

鉄道関連事業として、高架下空間の駐輪場としての利用など、これらが市民生活や地域社会に配慮し、プラスをもたらすよう J R はじめ関係機関に対し要請していく。

また、長期的課題として J R 中央線の複々線化（地下線）についても、その事業化を働きかける。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成18年12月、西武多摩川線の武蔵境駅付近の約840m区間について高架化。平成19年7月には J R 中央線三鷹駅～国分寺駅間の約6.2kmの下り線が高架化され、同区間にある13か所の踏み切りで遮断時間及び横断距離が短縮された。

### （３）「武蔵野プレイス（仮称）」周辺地区の環境整備

「武蔵野プレイス（仮称）」は武蔵境駅南口に近接し、武蔵境のシンボルとしても位置づけられる。この建設にあわせて、北側に連続する公園や周辺道路、駐輪場など一帯の環境を、文化創造と豊かな緑をコンセプトとして整備し、積極的に武蔵境のまちの魅力づくりを図っていく。

### （４）快適な環境の整備

南北地域ともまだ緑地景観に富んでいる武蔵境圏域では、今後のまちづくりにおいても、緑の保全、活用が期待される。

武蔵境圏を流れる仙川水辺環境の整備「仙川リメイク」を引き続き進めていく。

## V 行・財政

第四期基本構想冒頭に掲げられた目標の一つは「持続可能な社会をつくろう」である。その目標を第四期長期計画が掲げる「市民パートナーシップの積極的推進」によってどう達成するかがいま問われている。

少子高齢化が進展する中で、武蔵野市は三位一体の改革の結果、国の補助金が削減されたばかりか市民税収入も減少し、また近い将来、膨大な経費を要する大型都市基盤の再整備が予定されるなど、予断を許さない財政状況に置かれている。

そのうえ、これからますます多様化・高度化する市民ニーズや地域ニーズに対し、行政だけで応えていくことは不可能に近いばかりか、不適切でもある。地域の公共的課題に取り組む担い手をもっぱら自治体だけと考える時代は、すでに過去のものになっている。

今後求められるのは、市と市民、事業者などがそれぞれ責任を負うべき領域、相互に協働し

て取り組むべき領域の区分けを明確にしたうえで、各領域を市が調整役となり最適に組み合わせ、その相乗効果によってより質の高いサービスを提供することである。それが財政上、持続可能な方法であるだけでなく、市民が実感する満足度からみて望ましい方法でもある。

もちろん権限・財源・組織などの面で、地域経営の資源を最も多く持っているのは市である。市と市民、事業者などの相互調整役を市が担うべきであるのも、そうした理由からである。

多様な主体が地域社会を担うという考えに立てば、市民には、公共サービスの受け手であるばかりでなく、自らを担い手の一翼でもあると位置づける自覚や、サービスの費用対効果などを考える地域経営の感覚をもつことが望まれる。

武蔵野市には、自主三原則に基づくコミュニティセンターの運営をはじめとして、これまで市民参加、市民自治が広く実践されてきた蓄積がある。今後、市民がより一層市政に参加し、

市と協働して公共的課題の解決にあたるための社会的基盤はすでにある。

## 1 市民パートナーシップの積極的推進

市民パートナーシップを積極的に推進するために、そのルール化を図る方策を検討するとともに、市民活動をその担い手の育成まで配慮して支援し、また、市民が市政に参加する機会や場をこれまで以上に拡充する。

### (1) 協働ルールの確立に向けた取組み

市民パートナーシップや協働の考え方に基づく市と市民、事業者などの役割分担のあり方、自治体運営の基本的なあり方の見直しは、分権・自治という時代の大きな変化を受けて要請されているものである。

そこで、自治体運営の基本的なあり方を武蔵野市全体の合意事項として明文化し、市と市民、事業者などの共通ルールとして広く認識されるようにしておく必要がある。そのために自治基本

条例の検討を引き続き進める。

検討にあたっては、条例の意義、条例化する場合の手法、条例に盛り込むべき内容、関連する他の条例のあり方などについて議論を尽くし、行政、市議会、市民などが協働して、十分な合意形成ができるように努める。

### (2) 協働のための地域の力の育成

これまでも市の新規事業の検討や既存事業の見直しに際して、地域住民の知識や経験が様々な分野の事業に活かされてきた。今後はこれまでの地域活動の経験に学びつつ、新たな地域の力を見出し育成することが必要である。今後の協働の発展のために、市民活動の場の確保とともに、活動を支える役割を担う人材の育成を推進する。

地域特性や世代によって異なる市民ニーズに対して、協働方式できめ細やかに対応するために、「市民協働サロン」が市役所内に設置され、市と市民団体などとの協働の推進や団体相互の交流の場は確保された。

協働の基礎を強化することを目的として、市民ボランティアや市民活動団体、NPOの積極的な活動を支援・推進する。市民活動の創成、交流・連携の場として、「武蔵野プレイス（仮称）」内に、「NPO・市民活動サポートセンター（仮称）」を整備する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★平成19年9月に、NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、行政との協働を円滑に推進するための「市民協働サロン」を市役所内に設置した。

### （3）市民による市政参加の拡大

市民参加による長期計画策定をはじめとして、市が設置する審議会・委員会には、これまでも多数の市民が委員として参加してきた。

今後、多様化する市民ニーズを市の計画に反映するために、様々な世代や性別などに配慮した市民公募を推進し、多くの市民が参加しやすい仕組みづくりを検討する。

また、審議会などに参加した委員及び市民に対して、活動の成果が施策にどのように反映されたかの説明と情報提供を行い、

市民参加における双方向性を強化する。

さらに、市民の声を幅広く市政に反映させるため、計画段階での意見募集（パブリックコメント）を推進する。

電子会議室が市民による市政参加のツールとなるように現在のあり方を見直し、効果的な活用を図るための新たな運用形態も含めて積極的に検討する。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★市とコミュニティ協議会の共催により「市民と市長のタウンミーティング」を平成18年1月から開始した。

## 2 市民ニーズに応えるサービスの提供

現代の急速なICT技術革新の応用が様々な分野で広がっている。行政も例外でなく、市民が必要なサービスを「いつでもどこでも」受け取ることができる行政のユビキタス化の試行も始められている。このような動向を見据えつつ、今後のサービス提供のあり方について積極的な対応を研究する。

### **（１）ＩＴを活用したサービスの拡大**

市民が市役所に出向くことなく、市の事業への参加申し込みや、証明書などの発行の請求ができる電子申請システムは、平成17年1月から稼働している。今後は、この電子申請システムを積極的に活用し、システムで取り扱う申請手続きを拡充していく。

法人市民税や固定資産税（償却資産）の電子申告の導入については、多額の費用を要するため、費用対効果や全国の動向を注視し、慎重に判断する。

インターネットを利用した公金の支払が可能となるマルチペイメントシステムの導入について検討する。

総合サービスカード（ＩＣカード）の導入については、現代の技術水準や市民のニーズを把握し、利便性とリスクの観点から検討を続ける。

### **（２）行政サービスの提供機会の拡大**

平成19年の3月から4月にかけて、市政センター3か所で土・

日曜日の開所を試行し、利用した多数の市民から好評を得た。休日・夜間にも住民票、印鑑証明などの交付が受けられる自動交付機導入を進めるとともに、市政センターの休日開所や取扱業務の拡大を進める。

また、コンビニエンスストアや郵便局のＡＴＭなどを利用し、税金の支払ができるようにするなど、市内に点在する民間サービス機関を活用し、市民の利便性を高めていく。

### **（３）市民要望に的確に応える仕組みづくり**

市民のニーズにもっともよく応えるために、人と人のコミュニケーションを大切にする市役所へと態勢の整備を進めていく。

「市政コンシェルジュ（仮称）」の設置を検討し、市役所を訪れる市民に、市政に熟知した職員が話を聞き、その場で即答したり、適切な部署・相談窓口へつなぐことができるようにする。また、市役所の各種相談窓口の相互連携を推進し、市民の様々な相談に的確かつ迅速に

対応できる柔軟な組織とする。

市民から市に寄せられる「よくある質問」については、その内容と回答をホームページ上で公開している。その定期的な見直しを行うことで、市民が「いつでもどこでも」必要な情報を取り出せる仕組みを拡充する。

### 3 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

「市民が主役」の基本姿勢に立ち、市民と行政との協働を進めていくには、市の保有する情報を個人情報保護に配慮したうえで、市民と行政とで共有することが必要である。市民と行政との間で情報の量や理解度が均衡して初めて、市民が持てる力を遺憾なく発揮できる環境が整う。

そのためには、市民に市政情報と地域活動情報を伝達する手段として、市報を基本に様々な媒体をこれまで以上に効果的に活用する工夫を行う。

#### (1) インターネットによる情報提供の推進

市のホームページには、引き

続き最新の情報をきめ細かにわかりやすく掲載すると同時に、ユニバーサルデザインの視点から、利用者が必要な情報を容易かつ適切に得ることができるように常に改善していく。

さらに、子育て世代や高齢者、障がい者、家族介護者など、在宅中心で過ごしている市民向けに、各々が必要とする情報を共有できる新たなシステムづくりを研究する。

#### (2) 市政・地域情報の充実

市や地域に関する情報の入手手段として、市民が最も利用している市報は、編集のあり方、紙面構成も含めて、新しい目で見直し、一層の定着を図る。

また、最適の媒体を活用して効果的な情報発信を行っていくため、市政に関する多様な情報が市民に適切に伝わっているか、それが市民により有効活用され、市民の満足を得ているかに関し、市民調査や市民による評価システムに基づいた研究を進める。

市政資料コーナーや図書館では、市が保有する情報や資料の

目録をデータベース化したうえで、市民が必要とする資料を簡単に検索できるシステムを開発・活用することを検討する。

### （３）情報セキュリティの徹底

市の業務のＩＴ化に伴い、市は市民の個人情報を大量に保有している。個人情報を保護することは、市が市民から信頼されるために、最も基本的なことである。市民に関する情報を確実に保護するために、武蔵野市にふさわしい情報セキュリティ・ポリシーを徹底していく。

このポリシーを遵守するために、職員研修のほか、各課の業務システムすべてにセキュリティ実施手順と運用マニュアルを策定し、実践を徹底するとともにその内容も定期的に見直す。

さらに、実施手順に沿った内部監査や、外部の団体によるセキュリティ監査を各情報システムについて実施していく。

また、市のホームページを情報の発信源として充実させていく中で、内容が改ざんされることのないよう、今後も技術革新

などの状況を考慮し、適切な管理を行う。

## 4 健全な財政運営の維持

財政運営の基本は、健全な財政を維持しながら、時代の変化に対応した重点施策への資源配分を行い、サービス提供の効率性を高めていくことにある。限られた財源の中で新規の事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルドや施策の総合化などを視点におき、効率的な実施に努めなければならない。

### （１）財政運営のガイドラインの設定

市の健全な財政運営を維持するためには、市の財政を中長期の視点で考える必要がある。バランスシートなどの財務情報を活用し、財政運営のガイドラインの設定を検討する。

### （２）会計改革の推進

単式簿記会計である公会計制度の欠点を補うため、複式簿記会計の導入を検討する。都などの先行事例の効果などについて



研究し、本市における問題点、効果、導入時期などについて検討を行う。

### （３）適正な受益と負担

市民に行政サービスのコストを示したうえで、受益に見合った適正負担の観点から、４年ごとに行っている使用料・手数料などの見直し作業を継続して実施する。

また、新たな歳入確保策としての広告料収入については、すでに実施しているホームページのバナー広告に引き続き、市の刊行物などへの導入についても検討を行う。

### （４）計画的な予算編成と説明責任の強化

適切な行政運営を行うために、現在行っている事務事業レベルの行政評価制度を抜本的に見直し、政策・施策レベルの行政評価制度を構築するとともに、評価をもとにした予算編成を行うなど、予算と連動した仕組みへの転換も視野に入れたアウトカム手法の行政評価制度のあり方

を検討する。

予算編成においては、各施策の目標・評価や事業に必要な経費が一目でわかるよう工夫し、予算の根拠をできるだけ明らかにすることによって市民に対する説明責任の向上を図る。

行政運営上、透明性と市民への説明責任を確保するため、積極的な情報公開はもとより、監査委員機能の充実を図ると同時に、外部監査機能の積極的な活用を検討する。

### （５）公共施設の計画的整備

クリーンセンター、上・下水道、小中学校など、社会生活を支える基盤が更新時期を迎えている。これらの施設の更新には膨大な費用負担が予想されるため、中長期的な視点から、公共施設の中長期資産管理計画（インフラ資産及び公共施設の維持更新計画など）を作成するとともに、財政計画との整合性を常に検討する。

また、公共施設ごとに「安全」「保全」「環境」「福祉」「経済」「利便」などの性能を

調査し、現状とあるべき姿を把握したうえで、実効性、合理性のある総合的な改善・整備計画を作成し、計画的に実施していく。

あわせて、利用者の満足度調査を行い、課題や問題点などを整理したうえで、次の改善・整備に反映させる。

武蔵境市政センターは、JR中央線連続立体交差事業の完成や武蔵境駅舎及び駅周辺道路の整備など、武蔵境駅周辺まちづくりの進捗を見据えながら、駅周辺への移設を検討する。

#### （６）市有財産の有効活用の研究

健全な財政運営を維持していくための方策の一つとして、市有財産の有効活用が求められる。利用計画が定まっていない市有財産や未利用地については、売却や貸付なども含め、その方策を研究する。

#### （７）財政援助出資団体の経営改善の推進

市政の代替・補完機能を担っている財政援助出資団体に対し、

団体の設立者である市は、財政援助出資団体経営改革プランや経営評価制度などに基づいて、適切な指導監督を行う。

本調整計画期間中に、財政援助出資団体が指定管理者となっている施設の指定期間が終了する。市は、財政援助出資団体が民間との競争に耐えられるようその経営改善を指導監督する。

また、公益法人制度改革に伴い、本調整計画期間中に、財政援助出資団体の今後の方向性を決めていく必要がある。財政援助出資団体については、設立時と現在の目的・役割の変化や将来展望に照らし、統廃合や再編なども含めて、そのあり方を慎重に検討する。

### 5 時代の変化に対応する柔軟な行政運営

市は、これまで多くの市民による広範な活動と高い担税力に支えられて、先駆的な行政サービスを実施してきた。

しかし、将来の財政見通しは楽観を許すものではない。限られた財源の中で、これまで行政

が提供してきたサービスの質を落とすことなく、より豊かで、安全・安心なまちとして発展を目指すには、効率的・機動的な行政運営が不可欠である。

民間企業における経営の考え方や手法を行政運営に取り入れ、市政の効率化・活性化を図るため、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）手法を積極的に活用し、顧客主義や成果主義について研究する。

また、行政運営の見直しとともに、職員一人ひとりの持てる能力を最大限に引き出していく人材育成を進める。

#### （１）地方分権などへの的確な対応

「国から地方へ」のかけ声のもと、平成12年4月から施行された地方分権一括法やその後の三位一体の改革などにより、地方分権が着実に進展しつつある。

一方、この間行われた地方交付税の大幅削減に見られるように、分権改革にはその名のもとで、自治体への分権よりもむしろ政府の財政再建など、国の都合を優先させがちな側面がある。

今また地方分権改革推進法の制定により、第二期分権改革が進められようとしている。それが真にその名に値する改革となるように、自立した自治体として関連情報を的確に把握し、また、国や都に積極的に意見を述べていく必要がある。

分権改革が進むにつれ、自治体には、持続可能なまちづくりをする総合的な経営主体としての力量がいままで以上に問われる。そのための経営力を高める取組みを着実に進める。

#### （２）事務事業・補助金の見直し

市が直営で事業を実施すべきもの、市民協働によるべきもの、民間委託をするもの、補助金などにより外部団体の取組みを促進すべきものについて、統一的な方針や基準を示し、厳格な運用を図り、効率的な運営が行えるよう検討する。

そのために市の方針を策定し、市の施策・事業のあり方や必要性、手法などを全庁的に点検・評価し、事務事業の見直しを計画的に進める。市場化テストや

P F I（民間資金の活用による公共事業）の導入を目指す。

市が団体等に対して支出している補助金について、公平性・必要性などの観点から評価を行い見直しを実施する。

市民団体やN P Oからの事業受託提案制度などについてすでに行われている事業との整合性をとりつつ研究する。あわせて、民間などへの委託化を推進する。

さらに、公の施設の管理運営については、一部の施設で指定管理者制度を導入しているが、市が担う役割分担を踏まえ、民間に開放すべき公の施設には、積極的に指定管理者制度を広げていく。

市民の生活圏域が拡大している現在、それぞれの自治体が類似の施設などをつくることは行政運営上効率的であるとは言えない。各自治体の保有する施設を相互に利用しあうことなどをさらに検討し、近隣区市などとの広域連携の一層の推進を図る。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★有識者と公募市民で構成する「事務事業・補助金見直し委員会」において、事務事業・補助金の点検を行った。

### （３）事務事業のI T化の推進

安全で信頼性の高い行政サービスを実現するための手段としてI Tを積極的に活用し、市民サービスの向上と庁内業務の徹底した効率化を図る。

課税・収納事務の連携と効率化のため、税務総合電算システムの導入を図る。

また、既存のシステムについてもセキュリティ対策の徹底や費用対効果の視点で見直しを行っていくことが重要である。

このことから、第二次総合情報化基本計画を策定し、I T戦略会議を中心にI T施策を推進していく。また、効果的な研修などを通じて引き続きI Tを活用できる人材、指導できる人材の育成を行う。I T化に伴う職員のストレス緩和対策もあわせて進める。

### （４）職員定数の適正化

職員定数に関しては、第四次職員定数適正化計画を確実に実行するとともに次期計画を策定する。任期付職員制度の活用、退職職員の計画的な再任用・再

雇用、民間企業経験者の採用などの一層の推進や、1人2職制などの検討を行いつつ、適切な職員体制を実現していく。これらの運用にあたっては、公平性・透明性を確保する。

また、業務精査、外部委託、嘱託職員化等を総合的に研究し、嘱託化については、平成11年度から実施している中高年雇用・障害者雇用創出事業を含めて検討を行う。

\*\*\*\*\*

第四期長期計画の主な実績

★中期的な行財政運営の基本方針として、「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」を、また、この基本方針の取組事項のうち、集中的に改革を要する取組事項の実行計画として「武蔵野市行財政集中改革プラン」を策定した。

### (5) 職員の資質向上の推進

地方公共団体として、「最小の経費で最大の効果」を上げ、自治体としての体質強化を図っていくことは当然の責務である。職員自らが常にコスト意識を持つことはもとより、経営能力を養うことが必要である。

給与制度については職員の職務や職責、能力、成果に応じたものに改善していく。あわせて

勤務評定制度が職員の能力や職務上の成果を適正に反映するようにし、人材の育成や給与上の処遇に活用できる制度とする。

職員のコスト意識の徹底を促進していくとともに、職員の心身の健康管理に努めることも、業務効率の改善には不可欠な要素である。平成19年度に庁舎レイアウトの変更を実施したのに伴い職場内の環境改善を行ったが、今後も引き続き良好な環境を整備することで、職員間のコミュニケーションを活性化させ、業務連携の迅速化・円滑化を図る。

市民協働や行政改革を進めるうえで、職員の資質向上は最重要である。自ら目標を設定し、自主的に仕事に取り組み、生活感覚溢れる職員を育成するための研修を積極的に進めていく。職務に対する意欲を高めるための点検・改善活動を職場で積極的に推進する。

## 第4章

# 財政計画

## （１）日本経済の動向

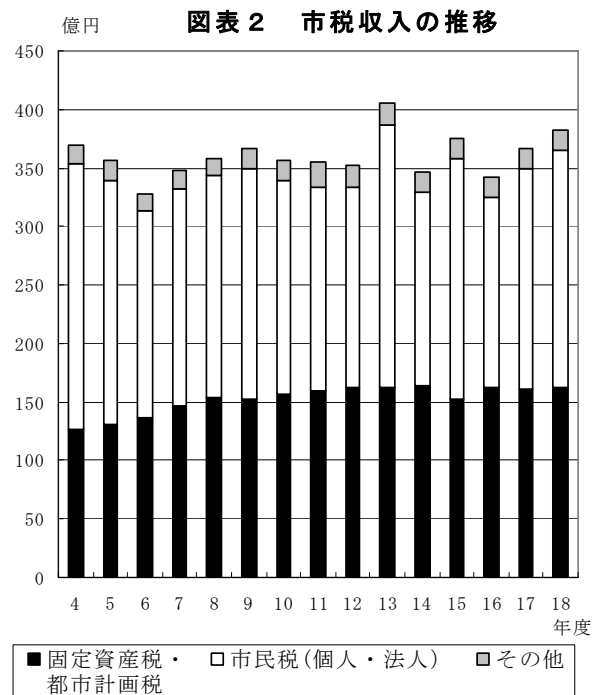
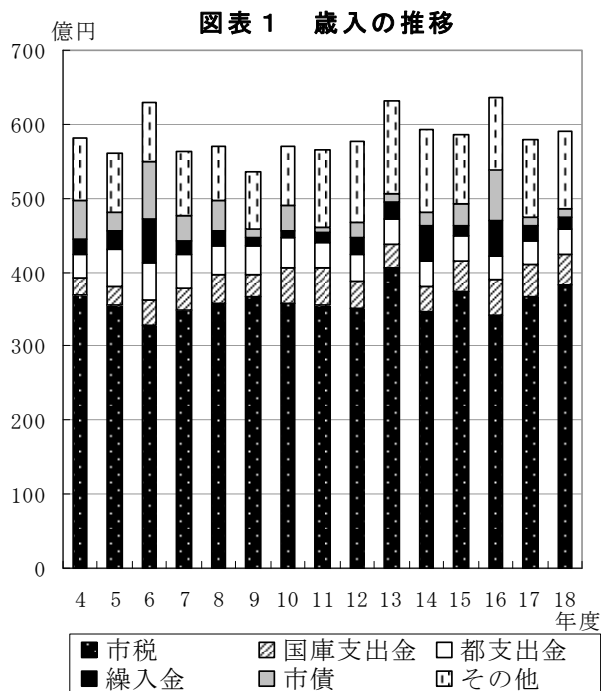
日本経済は平成14年1月より始まった景気回復が長期間にわたって持続している。平成20年1月の月例経済報告によれば、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の下振れリスクや金融資本市場の変動などに留意は必要とするが、先行きについては、企業部門が底堅く推移し、景気回復が続くと期待されるとしている。政府経済見通しによる国内総生産（GDP）については、平成19年度の実績見込みは、実質成長率1.3%程度、名目成長率で0.8%程度、平成20年度は実質成長率2.0%程度、名目成長率で2.1%程度とされている。

## （２）武蔵野市の財政の状況と課題

景気の低迷や国の減税政策のもとでも、本市の財政は市民の高い担税力に支えられ、これまで健全な財政を維持してきた。財政力を判断する理論上の指標とされる財政力指数も平成19年度に1.650（3か年平均）とな

り、全国三位となっている。しかし、後述する三位一体の改革による影響や今後の財政需要を考えると、この状態を将来にわたり維持していくことは大変厳しいと予想される。

本市の歳入の特徴は、市税収入が全体の約6割を占め、そのうちの約4割が個人市民税であり、この安定した財源が健全な財政運営を可能としている（図表1）。しかしながら、平成4年の189億円をピークに減少していた個人市民税は、税制改正の影響もあり平成17年度から徐々に回復の兆しを見せているものの、今後大きな伸びは期待できない。法人市民税は平成13、15、17及び18年度に一企業からの臨時的な増収により好転し、特に平成13年度は市税全体の収入が400億円を超え、これまでの最高額となった。また、平成18年度は景気回復による影響が法人市民税で見られたが、今後同様な税収を維持できるかについては、楽観できない状況にある（図表2）。



歳出については、人件費、扶助費、公債費の三費目を合わせたいわゆる義務的経費が、平成18年度決算で209億円となり、10年前の平成8年度決算と比較すると2.4%のマイナスとなっている。扶助費は徐々に増加しているものの、市債の償還のピークが過ぎ、公債費が減少したこと及び、人件費が減少したことによるものである。人件費は、職員定数適正化計画による人員削減、給与改定、各種手当の見直し等により減少しているが、平成19年度から22年度にかけてピークを迎える団塊世代の退職者の増加が、退職金の増加につながる。扶助費は生活保護

措置費の伸びが落ち着きを見せているが、乳幼児医療費助成の所得制限撤廃、義務教育就学児医療費助成の創設や高齢者人口の増加が今後の増加の要因になると考えられる。その他の経常的な経費としては、物件費の伸びにも注意する必要がある。物件費は平成18年度に115億円となり、10年間で10.7%増加している。特に、物件費の6割以上を占める委託料の伸びは10年間で22.9%と大幅な増となっている。委託料の増加は、人件費を抑えるために民間委託を進めたことが要因の一つで、やむを得ない面もあるが、物件費比率が多摩26市で一位であることもあ



り、その抑制も大きな課題の一つである（図表3）。

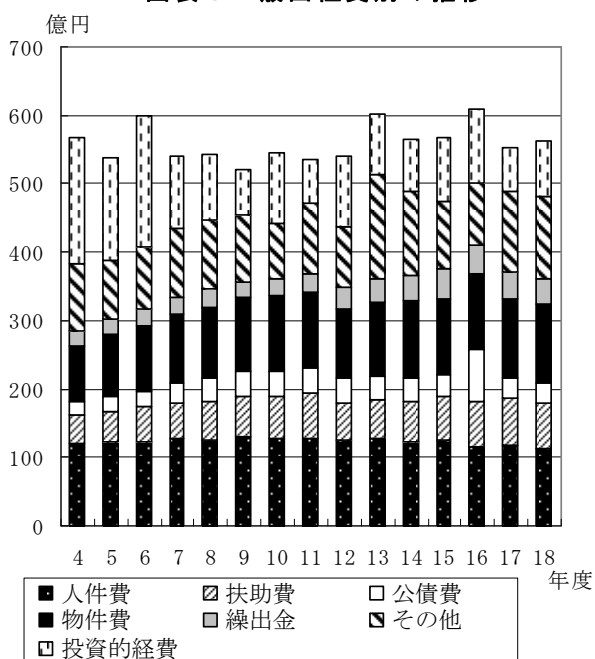
基金については、法人市民税の臨時的な収入等を着実に積立 ててきた結果、平成18年度末の基金残高は、287億円となった。今後、「武蔵野プレイス（仮称）」建設事業などへの取崩しを予定している ので、一定の減少が予想されるが、これからの市有施設の更新等の行政需要を勘案すれば、基金の取崩しは慎重に計画する必要がある（図表4）。

平成18年度末の市債（借金）残高は、一般会計260億円、下水道事業会計32億円、土地開発公社112億円で、合計404億円と

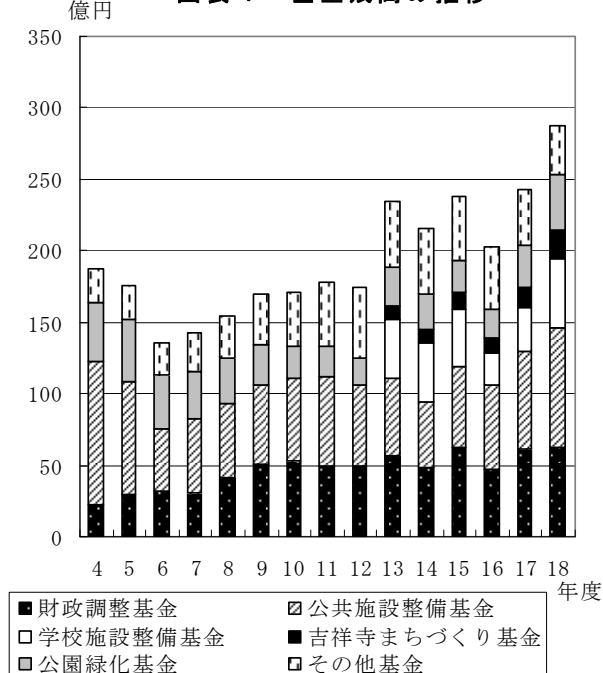
なっている。土地開発公社の借入金 は計画的な償還に努めているが、今後も必要な土地の先行取得が予定されているので、大幅な減少は考えにくい（図表5）。

財政構造の弾力性を表わす経 常収支比率は、平成14年度に 85.2%まで増加したが、法人市 民税の臨時的な収入などにより平成18年度には75.9%となった。一般的には70～80%が適正水準とされており、現在は多摩26市中最も低いが、施設の維持管理費の増などにより、この水準を維持することが難しくなることが予想される（図表6）。

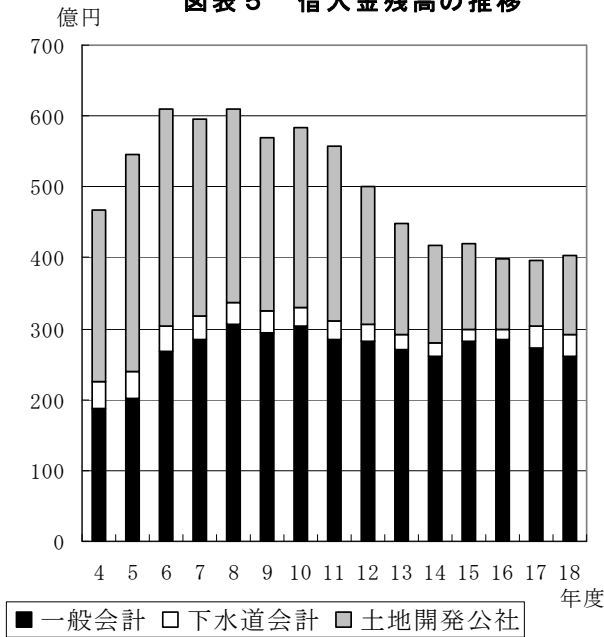
図表3 歳出性質別の推移



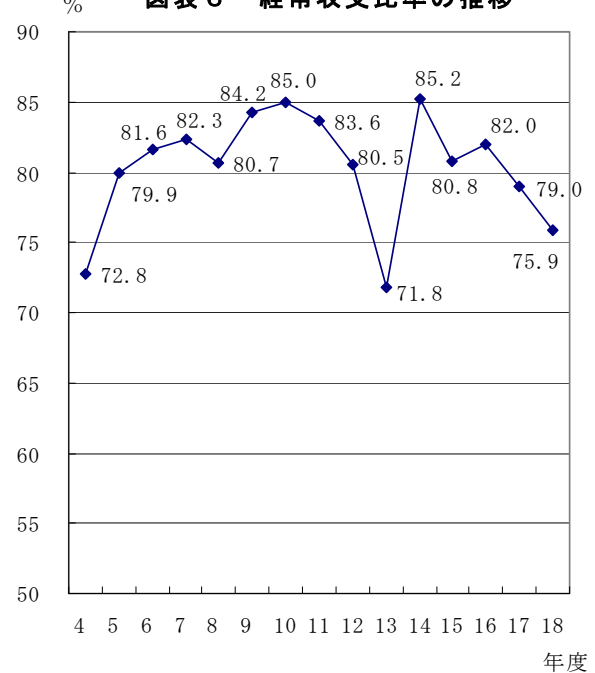
図表4 基金残高の推移



図表5 借入金残高の推移



図表6 経常収支比率の推移



### (3) 武蔵野市の財政見通し

平成19年度上半期（4～9月）の国の税収実績は、前年同期比7.2%増で当初予算編成時に想定した伸び率（9.0%増）を下回り、また地方税収の伸びについても急激に鈍化しつつある。

平成19年度の本市の市税収入においても、法人市民税の伸びが予想を下回る見込みとなっている。さらに、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴い、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことにより、本市においては所得の高い市民が多く平均税率が高いため、平成19年度以降毎年

度7億9,000万円もの大幅な税収減が見込まれている。

ただし、固定資産税については、平成17年度に地価が下げ止まり、平成18年度以降上昇基調に変わってきたこと、また大型マンションの建設計画が続くことなどから、増加傾向にあると予想している。

歳出では、現在進行している複数年にわたる事業は、JR中央線連続立体交差事業、「武蔵野プレイス（仮称）」建設事業及び武蔵境駅周辺整備事業がある。また、今後取り組まなければならない事業に、吉祥寺駅南口都市計画事業をはじめ、小中学校など更新時期を迎え始めた

市有施設の更新や維持管理のための改修事業などがあり、これらは膨大な経費を要すると見込まれる。さらに、地域での暮らしを支える福祉の充実、子育てしやすい環境の整備、持続可能な環境共生都市づくり、安全・安心のまちづくりなど、多くの課題が山積している。

一方、国は平成20年度から暫定措置として法人事業税を見直す是正策により、都などから4,000億円の税収を地方に回し、地域間の財政力格差の縮小を図り、偏在性の小さい地方税体系の構築をすすめるとしている。本市にとっては、直接的な影響は無いものの、今後、都市部の自治体に大きな影響を及ぼす動きも否定できず、税制改正の論議の行方には十分注視が必要である。

景気回復がこのまま緩やかに継続していくとしても、今後数年間の財政状況は、決して楽観できる状況で推移するとは考えられない。平成19年11月には事務事業・補助金見直し委員会の答申が出されたが、行政運営に

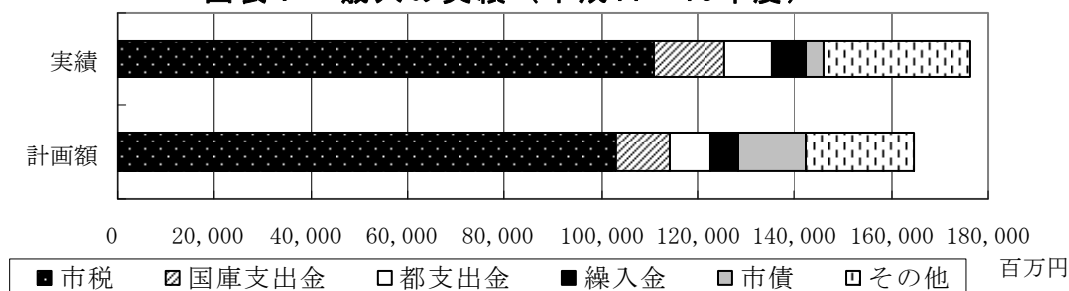
あたっては、これらの成果を生かし、サービスの質の向上とコストの削減に努め、スクラップ・アンド・ビルドを市役所一丸となって推進していく必要がある。

#### **（４）財政計画の策定の方法について**

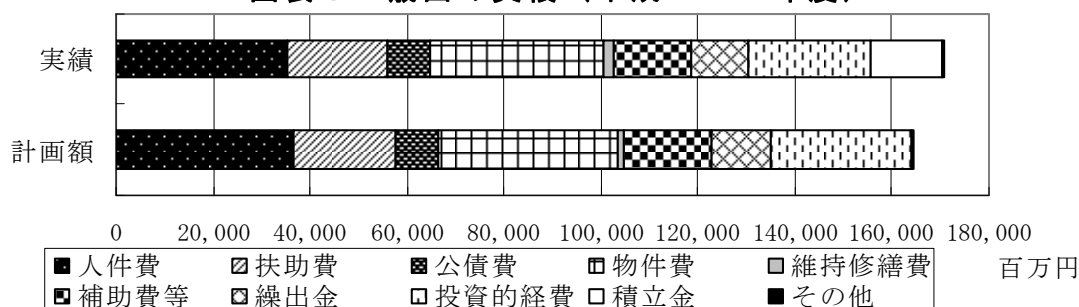
財政計画は、地方自治体が総合的な行政運営を行うための財源的な裏づけを保証するものであり、武蔵野市の長期計画、調整計画は、財政計画のもとに策定されている。

第四期基本構想・長期計画時における平成17年度から平成19年度まで3年間の計画額と実績の比較は図表7、図表8のとおりで、実績額が計画額を上回っている。歳入では、平成17年度及び平成18年度に法人市民税で臨時的な収入があったこと、また、地域住宅交付金などの新設された国庫補助金が交付されたことなどが大きな要因である。歳出では、ほとんどの費目で計画額を下回っている一方で、歳入が伸びた分を基金に積み立てている。

図表7 歳入の実績（平成17～19年度）



図表8 歳出の実績（平成17～19年度）



※実績は、平成17、18年度の決算額と平成19年度の決算見込額の合計。

財政計画策定にあたっては、調整計画の実効性を担保するため、従来の計画との整合性を図り、堅実な財政運営をすすめられるよう、以下のとおりの方法とした。

- ① 現行の税財政制度を前提とし、改正が明らかなものについては反映させる。
- ② 計画は一般会計についてのみ策定する。
- ③ 各年度の歳入・歳出の算定は、平成19年度を基準として、平成18年度までの決算の推移、将来人口推計、経済見通しなどを考慮して計上する。

- ④ 新規の事業計画の投資的経費については、各当該年度にその財源とともに計上する。

### （5）財政計画

平成20年度から平成24年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりである。歳入のうち個人市民税は人口推計と経済見通し等を、法人市民税は景気動向等を勘案して推計した結果、市税全体で平均0.6%の増を見込んだ。国庫支出金は、地域住宅交付金が平成21年度で終了することなどから平均2.6%の減、都支出金は制度改正による都民税（個人）徴収取扱金の減など

を見込み平均2.5%の減と推計した。繰入金は146億円とし、市債は新規事業のうち適債事業の充当率から101億円とした。

歳出のうち、人件費は給与改定を見込まず、現行の職員定数適正化計画による職員削減数から算出した。扶助費は、これまでの決算額の推移に人口推計からの伸び率を加え平均1.9%の増を見込んだ。公債費は、3年据置20年償還、借入利率2.8%で算出した。物件費、補助費等については、これまでの決算額の推移から算出し、繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から247億円とした。新規事業の投資的経費は全体で492億円となり、その内訳のうち一般財源は200億円でその他の財源は図表10のとおりである。

基金及び市債等の残高は図表11のとおりとなる。なお、基金については、積立ては利子分のみとしており、新規の積立ては計上していない。基金残高は平成24年度末で、139億円となり平成19年度末に比較して139億円減の見込みとなる。一般会計

の市債は平成24年度末で235億円となり、平成19年度末に比較して16億円減の見込みである。

この計画をもとにした平成24年度のバランスシートは図表12のとおりとなる。平成18年度から平成24年度では、固定資産は315億円増加し、市債は25億円減少する見込みである。一方、財政調整基金を含めた基金全体では148億円減少するが、正味財産は220億円増加すると試算した。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

財政計画上考慮しなければならない後年度負担である市債等の償還予定額は図表13のとおりである。

また、築30年を経過している主な施設の一覧を図表14に掲げたが、市有施設の更新は、財政上の重要課題のひとつである。昭和40年代を中心に鉄筋コンクリート化された小中学校校舎の改築計画はじめ、その他の市有施設、下水道施設及び水道施設については、それぞれ更新計画を策定しているところである。

また、クリーンセンターの建替えについては、平成27年度の稼働を目指して準備が進められている。

これらの計画に基づき、財政規律を保持しながら社会資本ストックの再整備へ向けて、計画的かつ着実に実施をしていく。

図表9 財政計画(平成20～24年度)  
(歳入)

| 区 分   | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 合計額<br>20～24年度 | 参考:17～21<br>年度の計画額 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------|
|       | 決算額    | 決算見込額  | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    |                |                    |
| 市税    | 382    | 363    | 363    | 370    | 376    | 382    | 374    | 1,865          | 1,727              |
| 国庫支出金 | 42     | 55     | 46     | 53     | 48     | 44     | 47     | 238            | 182                |
| 都支出金  | 34     | 33     | 33     | 33     | 31     | 30     | 29     | 156            | 140                |
| 繰入金   | 17     | 37     | 31     | 25     | 33     | 18     | 39     | 146            | 89                 |
| 市債    | 10     | 15     | 14     | 30     | 25     | 12     | 20     | 101            | 180                |
| その他   | 105    | 91     | 66     | 63     | 60     | 59     | 60     | 308            | 376                |
| 計     | 590    | 594    | 553    | 574    | 573    | 545    | 569    | 2,814          | 2,694              |

(歳出)

| 区 分   | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 合計額<br>20～24年度 | 参考:17～21<br>年度の計画額 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------|
|       | 決算額    | 決算見込額  | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    |                |                    |
| 人件費   | 113    | 122    | 118    | 114    | 119    | 112    | 116    | 579            | 606                |
| 扶助費   | 67     | 72     | 76     | 76     | 77     | 78     | 79     | 386            | 360                |
| 公債費   | 29     | 29     | 29     | 28     | 27     | 28     | 28     | 140            | 155                |
| 物件費   | 115    | 128    | 130    | 122    | 123    | 124    | 125    | 624            | 622                |
| 補助費等  | 53     | 57     | 61     | 57     | 58     | 59     | 60     | 295            | 300                |
| 繰出金   | 38     | 41     | 47     | 47     | 48     | 51     | 54     | 247            | 214                |
| 投資的経費 | 80     | 110    | 82     | 120    | 110    | 82     | 98     | 492            | 405                |
| その他   | 67     | 35     | 10     | 10     | 11     | 11     | 9      | 51             | 32                 |
| 計     | 562    | 594    | 553    | 574    | 573    | 545    | 569    | 2,814          | 2,694              |

図表10 経常及び資本予算

| 区 分         | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 合計額<br>20～24年度 | 参考:17～21<br>年度の計画額 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------------------|
|             | 決算額    | 決算見込額  | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    |                |                    |
| 経常予算        |        |        |        |        |        |        |        |                |                    |
| 収入          | 555    | 520    | 494    | 500    | 510    | 507    | 510    | 2,521          | 2,430              |
| 支出          | 481    | 485    | 471    | 454    | 462    | 463    | 471    | 2,321          | 2,329              |
| 差額          | 74     | 35     | 23     | 46     | 48     | 44     | 39     | 200            | 101                |
| 資本予算        |        |        |        |        |        |        |        |                |                    |
| 投資的経費       | 80     | 110    | 82     | 120    | 110    | 82     | 98     | 492            | 365                |
| 財源          |        |        |        |        |        |        |        |                |                    |
| 一般財源(経常予算額) | 39     | 35     | 23     | 46     | 48     | 44     | 39     | 200            | 101                |
| 国庫支出金       | 9      | 20     | 10     | 16     | 11     | 8      | 11     | 56             | 18                 |
| 都支出金        | 5      | 3      | 4      | 3      | 1      | 0      | 0      | 8              | 5                  |
| 基金繰入金       | 17     | 37     | 31     | 25     | 25     | 18     | 28     | 127            | 89                 |
| 市債          | 10     | 15     | 14     | 30     | 25     | 12     | 20     | 101            | 152                |
| 計           | 80     | 110    | 82     | 120    | 110    | 82     | 98     | 492            | 365                |

図表11 基金と市債等の残高見込み

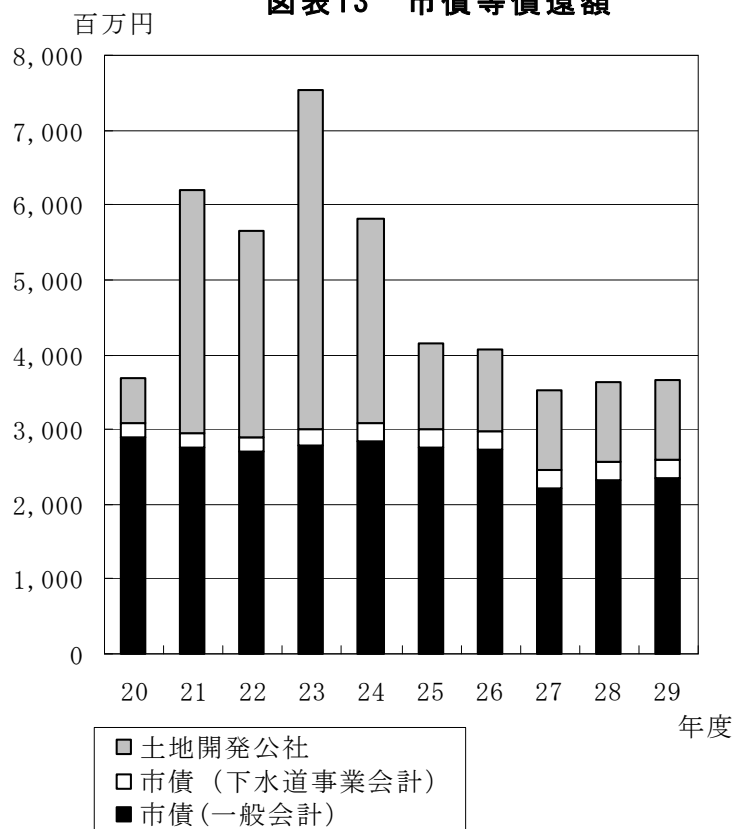
| 区 分           | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               | 決算額    | 決算見込額  | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    | 計画額    |
| 基金残高          | 287    | 278    | 250    | 227    | 194    | 177    | 139    |
| 市債残高(一般会計)    | 260    | 251    | 241    | 247    | 249    | 238    | 235    |
| 市債残高(下水道事業会計) | 32     | 35     | 36     | 36     | 35     | 35     | 34     |
| 土地開発公社借入金残高   | 112    | 93     | 108    | 87     | 88     | 69     | 53     |
| 借入金合計         | 404    | 379    | 385    | 370    | 372    | 342    | 322    |
| 借入金合計－基金残高    | 117    | 101    | 135    | 143    | 178    | 165    | 183    |

図表12 平成18年度及び平成24年度の予想バランスシート

(単位:億円)

|            | 平成18年度 | 平成24年度 | 増減    |
|------------|--------|--------|-------|
| 流動資産       | 107    | 116    | 9     |
| うち財政調整基金   | 62     | 43     | △ 19  |
| 固定資産       | 2,293  | 2,608  | 315   |
| 投資その他      | 253    | 124    | △ 129 |
| うち基金       | 227    | 98     | △ 129 |
| 資産合計       | 2,653  | 2,848  | 195   |
| 負債         | 394    | 369    | △ 25  |
| うち市債       | 260    | 235    | △ 25  |
| 正味財産       | 2,259  | 2,479  | 220   |
| うち国・都支出金   | 267    | 342    | 75    |
| うち積立金      | 289    | 141    | △ 148 |
| うち資産形成一般財源 | 1,703  | 1,996  | 293   |
| 負債・正味財産合計  | 2,653  | 2,848  | 195   |

図表13 市債等償還額



図表14

築30年を超える主な市施設一覧

(単位：㎡)

| 建築年   | 経過年数 | 学校教育施設   |          |          |          |            |          | 施設名      |        |       |        | 消防団詰所 | その他の施設 | 総延床面積      |
|-------|------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|----------|--------|-------|--------|-------|--------|------------|
|       |      | 校舎       |          | 体育館      |          | コミュニティセンター | 保育園      | 消防団詰所    | その他の施設 | 消防団詰所 | その他の施設 |       |        |            |
|       |      | 五小北校舎    | 五中北校舎    | 五中南校舎    | 五中体育館    |            |          |          |        |       |        |       |        |            |
| S. 36 | 46年  | 2,527.33 | 2,216.22 | 2,202.89 |          |            |          |          |        |       |        |       |        | 6,946.44   |
| S. 37 | 45年  |          |          |          |          |            |          |          |        |       |        |       |        | 0.00       |
| S. 38 | 44年  |          | 一中西校舎    | 5,879.65 |          |            |          |          |        |       | 公会堂    |       |        | 8,366.27   |
| S. 39 | 43年  |          |          |          | 五中体育館    |            |          |          |        |       |        |       |        | 1,288.30   |
| S. 40 | 42年  |          |          |          | 1,288.30 |            |          |          |        |       |        |       |        | 0.00       |
| S. 41 | 41年  |          |          |          |          |            |          |          |        |       |        |       |        | 0.00       |
| S. 42 | 40年  | 2,591.10 | 二中東校舎    | 1,327.28 |          |            |          |          |        |       | 桜堤調理場  |       |        | 4,685.03   |
| S. 43 | 39年  |          | 二小東校舎    | 5,030.00 | 二小体育館    | 三小体育館      |          |          |        |       |        |       |        | 6,943.65   |
| S. 44 | 38年  |          | 一小校舎     |          |          | 776.86     | 817.66   |          |        |       |        |       |        | 6,049.95   |
| S. 45 | 37年  |          | 4,369.20 |          |          | 一小体育館      | 四小体育館    |          |        |       |        |       |        | 4,656.42   |
| S. 46 | 36年  |          | 関前南小校舎   |          |          | 791.28     | 771.03   |          |        |       |        |       |        | 4,656.42   |
| S. 47 | 35年  |          | 四小校舎     | 3,631.47 | 三小校舎     | 4,040.81   | 六中西校舎    | 4,686.26 |        |       |        |       |        | 13,757.31  |
| S. 48 | 34年  |          | 五小西校舎    | 5,263.55 | 五小東校舎    | 2,504.62   | 五小体育館    | 六中体育館    |        |       |        |       |        | 12,077.48  |
| S. 49 | 33年  |          | 三小北校舎    | 2,710.21 | 井之頭小校舎   | 1,144.83   | 五中北校舎増築棟 | 427.35   |        |       |        |       |        | 5,945.50   |
| S. 50 | 32年  |          | 関前南小校舎   | 551.78   | 四中校舎     | 5,444.50   | 五中北校舎増築棟 | 427.35   |        |       |        |       |        | 6,549.83   |
| S. 51 | 31年  |          | 五小西校舎    | 5,162.55 | 四中校舎     | 8,518.82   | 関前南小体育館  | 789.33   |        |       |        |       |        | 16,654.03  |
| S. 52 | 30年  |          |          |          |          |            |          |          |        |       |        |       |        | 8,793.43   |
|       | 計    |          |          |          |          |            |          |          |        |       |        |       |        | 104,098.41 |



# 用語説明

| 用語                 | 用語の説明   |
|--------------------|---|
| ICT                | Information and Communication Technology ・インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの略。ICTは、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来ひんぱんに用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。                  |
| 安心助けあいネットワーク       | 近隣住民や地域福祉活動推進協議会（地域社協）等をはじめ、地域に関わりを持つ事業所などの協力を得て、高齢者の異変などを早期に発見する仕組み。   |
| 泉幼稚園               | 吉祥寺本町3丁目27-16にあった私立幼稚園。平成18年6月閉園。   |
| 一般廃棄物処理基本計画        | 廃棄物処理法に基づき、市の基本構想に即して策定する長期的視点に立った、市のごみ処理の基本方針を定める計画。   |
| インターロッキングブロック      | 広場や道路などに敷く特殊形状をした舗装用のコンクリート等のブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味で、ブロック相互のかみ合わせにより荷重分散を図る。   |
| ADHD（注意欠陥／多動性障害）   | Attention-Deficit/Hyperactivity Disorderの略。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。                         |
| NGO                | Non-Governmental Organizationの略。政府以外の組織であり、公共的・公益的サービスを担う活動を行う非営利の民間団体。国際的に活動するものを指す場合が多い。  |
| NPO                | Non-Profit Organizationの略。「民間非営利組織」又は「民間非営利団体」などと訳されることが多い。団体独自の理念（ミッション）を持ち、営利を目的としない社会活動を行う団体の総称。   |
| NPO活動促進基本計画        | 市民協働や市民パートナーシップという考え方を発展させ、多様化する地域の課題解決や新しい公共サービスの提供に取り組む体制作りを推進するため、NPO・市民活動の促進や協働のあり方に関する市の目標と方針を示すもの。計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間。  |
| LD（学習障害）           | Learning Disabilitiesの略。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。 |
| 応急危険度判定員           | 地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り速やかに、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するための要員で建築士等の資格を持った者が講習会を受けて任命される。  |
| 奥多摩・武蔵野の森          | 森林の荒廃問題は山側だけの問題ではなく、恵みを受けている都市側の責任として、奥多摩町において森林砂漠化の防止にむけて取り組んでいる。  |
| 温室効果ガス             | 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより地球に温室効果をもたらす気体の総称。京都議定書の対象となっている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類がある。   |
| 外環の2               | 外環（東京外かく環状道路）は、都心から15キロメートル圏を環状方向に結ぶ延長85キロメートルの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として都市計画決定した地上部の街路を外環の2という。  |
| 学習支援教室             | 授業でよくわからなかった学習内容の復習や、基本を確実に身に付けるための補充学習などを行う。放課後や土曜日に、希望者を対象に実施。  |
| 学童クラブ              | 市立小学校に通学する低学年（3年生まで。ただし、障がい児は4年生まで）の放課後監護に欠ける児童の安全を確保し、健全な育成を図る。武蔵野市では、各市立小学校区域ごとに設置されており、12か所の学童クラブがある。  |
| 家族で手作り・楽しい食卓キャンペーン | 子どもの「食」のあり方を考えるきっかけとなるような啓発活動として、平成15年度から「子どもの食に関する実態調査」「子どもの食環境を考えるシンポジウム」等を実施し、現在では「武蔵野野菜・たんけん隊」「親子でクッキング」を実施している。  |

| 用語             | 用語の説明   |
|----------------|---|
| 学校図書室サポーター     | 市立小・中学校において、児童・生徒の図書室利用を支援するとともに、図書室を利用した授業を行なう際の補助、図書室データベースの維持管理等を行う人。  |
| 家庭福祉員（保育ママ）    | 保育士、看護師等の資格を有した保育についての技能及び経験を有する者が、自宅のスペースを用いて保育を必要とする3歳児未満の乳幼児の保育を行う制度。  |
| 環境会計           | 事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し公表する仕組み。  |
| 環境基本計画         | 武蔵野市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的、計画的に推進するため、環境保全の目標や施策の方向を定めた計画。   |
| 環境浄化特別推進地区     | 昭和40年代の後半、吉祥寺の商業活動が活発になる反面、東地区一面に風俗営業を行う店が数多く進出して、近隣の生活環境を悪化させた。本市では、昭和58年に「武蔵野市環境浄化に関する条例」、「武蔵野市旅館、レンタルルーム規制条例」を定め、特に環境浄化を推進する必要がある地域を「環境浄化特別推進地区」として指定した。環境浄化特別推進地区では、旅館、レンタルルームの営業が許可されなくなり、また、街路灯、道路などの整備を進めることにより明るい街並みをつくるなど、地域の環境浄化に取り組んでいる。 |
| 吉祥寺グランドデザイン    | 吉祥寺の未来を展望し吉祥寺の総合的なまちづくりの方向性を定めたもの。吉祥寺グランドデザイン委員会は、その検討を行うべく、平成16年11月に設置され、平成19年1月まで、全11回の会議を開催した。   |
| 吉祥寺コンシェルジュ     | NPO法人まちづくり観光機構が受託運営する吉祥寺まち案内所において、吉祥寺を訪れた人々、吉祥寺にいる人々にそれぞれの人が必要とする情報を提供する人。  |
| 吉祥寺シアター        | 演劇、ダンスなど舞台芸術の上演に適しているブラックボックス（客席と舞台が一体となった四角い空間。「暗転」ができるよう暗い色調。）の劇場空間を持ち、その劇場の舞台とほぼ同じ広さを確保したけいこ場も併設している。演劇やダンスを中心とした優れた舞台芸術の鑑賞の機会を提供し、舞台芸術活動を通じた市民や劇団の創造や交流の場としての文化施設。所在地：吉祥寺本町1-33-22  |
| 吉祥寺美術館         | 日本画・版画・油彩画・書・写真等様々なジャンルの収蔵作品を中心とした企画展や各種の企画展を独自の創意と工夫で開催する「企画展示室」の他、銅版画家浜口陽三画伯の作品と木版画家萩原英雄画伯の作品を常設で展示する、「浜口陽三記念室」「萩原英雄記念室」がある。また、市民の作品発表の場として市民ギャラリーがあり、7月、11月、3月は企画展示室を有料で利用できる。さらに、音楽に関する様々な練習等のための音楽室も備える文化施設。所在地：吉祥寺本町1-8-16 Fビル7階              |
| 喫煙マナーアップキャンペーン | 清潔で快適な環境づくりを目標に、たばこを吸う人と吸わない人が共存できるような喫煙マナーの向上に取り組む。  |
| 義務教育就学児医療費助成制度 | 市内在住の小・中学生が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部を助成する制度。平成19年10月から所得制限を設けず開始。  |
| キャリア教育         | 職場体験や勤労体験を通じて、児童生徒の健全な職業観や勤労観の育成を図る教育。  |
| 旧桜堤小学校施設       | 旧境北小学校、旧桜堤小学校が平成8年3月に閉校して、統合新校として桜野小学校が開校した。現在旧桜堤小学校施設は、市立第二中学校こぼし学級、図書交流センター、学校開放施設としての会議室、民俗資料の収蔵庫などに使用されている。   |
| 狭あい道路          | 幅員が4m未満の狭い道路のこと。建築基準法第42条第2項に規定する「2項道路」など。  |
| 教育支援センター       | 市内在住の乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談の他、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室（チャレンジルーム）、小中学校への臨床心理士（相談員）の派遣などを行っている。所在地は大野田小学校地下1階、分室として第四中学校内の帰国・外国人教育相談室がある。  |
| きょう雑物          | 下水に含まれる固形物で、管渠内の堆積物の原因となる物質のこと。家庭ゴミやトイレトーパーパーなどがある。   |

| 用語            | 用語の説明  |
|---------------|--|
| 京都議定書         | 1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択された議定書。その内容の中心は、1990年を基準として2008年から2012年までの5年間平均で温室効果ガス排出量の削減目標が盛り込まれたこと。日本の削減目標は6%。   |
| 勤労者互助会        | 中小企業の従業員と事業主の福利厚生を充実させるために設立され、市が運営を支援している団体。市内の従業員数100人以下の個人または法人事業所（事業主と従業員全員加入）が加入できる。入会金は1人300円、会費は1人月額300円。   |
| 区画道路          | 幹線道路などある程度の幅員をもつ道路どうしを接続するための道路で、道路ネットワークの補完や個々の宅地間の交通のために利用される。   |
| くぬぎ園          | 武蔵野市立の軽費老人ホーム。<br>*軽費老人ホーム・・・利用料は負担できるが、比較的低所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人を対象とする老人ホーム。   |
| グリーンパートナー制度   | 事業者自らが行っている環境に配慮した取り組みを広く社会に公表することを目的として、平成15年度に武蔵野市が創設した制度。加入事業者数200（平成18年度末）   |
| 景観計画          | 景観行政団体が策定する良好な景観の形成に関する計画のこと。景観計画は、都市、農山漁村その他市街地または集落地域と、これを一体となって景観を形成している区域について定められる。この区域を景観計画区域という。   |
| 景観行政団体        | 景観法に基づき景観行政を推進する行政団体のこと。法定の景観行政団体は、都道府県、政令市、中核市。その他の市町村は、都道府県の同意により景観行政団体となることができる。景観行政団体になると、景観計画を定めることにより、法に基づく施策を実施できるようになる。  |
| 経常収支比率        | 財政の構造の弾力性を示し、市税などの経常的収入を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てられているかを表す指標。70～80%が望ましいとされ、低いほど新たな行政需要に対処することが可能となる。  |
| 健康づくり支援センター   | 子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用などにより、広く市民の健康づくりを支援している。保健センター内に設置。   |
| 建築確認          | 建築物の建築計画について、建築主の申請に基づき事前に建築物の敷地、構造、建築設備が建築基準法などの建築関係法令の規定に適合するかどうかを建築主事が判断、確認する行為。本市では、平成8年度に建築主事を設置し、特定行政庁となり、建築確認事務を開始した。   |
| 建築物の中間検査・完了検査 | 阪神・淡路大震災において施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多数見られたため、建築工事中でも検査を実施する必要性が生じ、平成10年6月12日の建築基準法改正により導入された制度。中間検査の対象となる建築物や、どの工程で検査を行うかは法令等で定められており、建築主には受検が義務付けられている。一方、建築工事が完了した時点で、出来上がった建築物が申請の内容と相違していないか、法律に適合しているかを確認する完了検査はすべての建築物について義務付けられている。          |
| 権利擁護事業        | 生活不安を感じている高齢者、身体障害のある人や、判断能力が不十分のため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。  |
| 公益法人制度改革      | 民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設した。新制度は、平成20年度中に施行する予定で、施行日から5年間は「移行期間」とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行する。 |
| 後期高齢者医療制度     | 平成20年4月から開始される、75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度のこと。運営主体は各都道府県ごとに設立される広域連合であり、市区町村と連携して事務を行う。基本的な役割分担は以下のとおり。<br>広域連合：資格の管理、保険料の決定、医療の給付、保健事業、制度・財政運営<br>市区町村：各種届出・申請の窓口受付、被保険者証等の引渡し・返還の受付、保険料の徴収、相談業務   |
| 高機能自閉症        | 3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。   |

| 用語              | 用語の説明   |
|-----------------|---|
| 合計特殊出生率         | 統計上の指標で、1人の女子が一生の間に生む平均子ども数。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、この数値が2.1を下回ると将来人口が減少していくと考えられている。  |
| 交差点すいすいプラン100事業 | 平成6年度に東京都が、慢性的な交通渋滞を緩和するため、比較的短期間に少額の投資で効果が発揮できる方策として策定した「交差点すいすいプラン」に基づく事業。右折待ちの車両により、後続車が直進できず、渋滞が発生している交差点において右折レーンを設置し、渋滞の緩和を図るもの。併せて交差点付近の歩道を整備する等、歩行者、自転車の安全対策を図っている事業。   |
| 交通バリアフリー基本構想    | 誰もが安全で快適に移動できるまちづくりをめざして平成15年3月に策定した、駅施設、バス事業、道路など交通のバリアフリー化を、ハード・ソフトの両面から計画的に進めるための基本構想。   |
| 子育てSOS支援センター    | 「武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」を制定して児童虐待の防止と子育てを支える総合的な体制を構築し、その中核機関として子育てSOS支援センターを平成16年2月1日に子ども家庭課内に設置した。主な業務としては、児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産後支援ヘルパー事業を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネットワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不安を持つ家庭を支援している。 |
| 子育て支援推進担当       | コミセン親子ひろば・子育て自主グループ等への支援、拡充を目的として、特に乳幼児期における子育て支援を行う者。  |
| 子育ては楽しキャンペーン    | 父親の育児参加を奨励するとともに、親子のふれあいを深め、子育ては楽しいものであるということが体感できる事業。例えば保育課で実施している「子育てフェスティバル」事業、子ども家庭課で実施している「子育ては楽しフォトコンテスト」事業などがある。   |
| COP13           | 気候変動枠組条約第13回締約国会議   |
| 子ども発達支援室ウィズ     | 市内在住で、2歳以上の発達に気がかりなところがある就学前の子どもに対する療育を行う。障害者総合センター内に設置されている。   |
| ごみ減量協議会         | 市民、事業者、市が協働し、将来にわたり持続可能な環境負荷の少ない省資源型の都市を目指す活動を推進し、「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」の宣言目標の達成を図るため公募市民や事業者、学生等で構成する協議会。  |
| コミセン親子ひろば       | コミュニティセンター（現在7館で実施）を活用した自由来所型の就学前の子どもと親が交流できるひろば（場所）で、コミセンによって開催日数等が異なるが、月1回は市の子育て支援のスタッフが出向き、子育てについての相談や情報提供を行っている。  |
| コミュニティカフェ       | 喫茶や飲食を提供しながら、地域での交流促進などを目的として運営されている場所・空間・店。  |
| コミュニティ協議会       | 地域住民が主体となり組織している公共的団体で、指定管理者としてコミュニティセンターの管理運営を行うとともに、自主三原則のもとで地域のコミュニティづくりを進めている。市内に16団体がある。協議会相互の連絡組織として「武蔵野市コミュニティ研究連絡会」が組織されている。  |
| コミュニティ構想        | 昭和46年、武蔵野市の第一期基本構想・長期計画の一つとして策定された構想。コミュニティセンターの建設を土地の選定から設計まで市民参加によって行い、さらにセンターの管理運営も地域住民で組織する公共的団体に委ねるというもので、全国でも先駆的な市民参加のコミュニティづくりの取り組み。   |
| コミュニティ市民委員会     | コミュニティ施策に関する市長の諮問事項について検討し提言を行う委員会。これまで第一期（昭和48年～50年）から第五期（平成11年～12年）まで設置され、答申が出されている。  |
| コミュニティセンター      | 市民（コミュニティ協議会）によりコミュニティづくりの拠点として管理運営されている公設民営の多目的施設。昭和51年に境南コミュニティセンターが第1号館として開設。現在は分館など3館を含め市内に20館が設置され、その管理運営は、地域住民の自主的・公益的団体である各コミュニティ協議会が指定管理者として市と協定を締結し、行っている。   |
| コミュニティビジネス      | 住民の能力、技術など地域資源を活かして、環境、福祉、教育などの幅広い分野で、まちづくり等と連携して進める事業のこと。  |

| 用語            | 用語の説明   |
|---------------|---|
| コンテンツ         | メディアによって提供される映像や画像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせを意味する。具体的には、ニュース、小説、映画、テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメなどがある。   |
| 災害時要援護者避難支援事業 | 災害時に、家族などによる援助が困難で、何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることができるしくみ。平成19年9月からモデル事業を開始した。  |
| 財政援助出資団体      | 市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。   |
| 財政力指数         | 財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表す。1を超えるほど財源に余裕があり、通常の水準を超えた行政活動が可能になる。   |
| 在宅介護支援センター    | 高齢者の在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、民生委員や地域からの情報を基に、必要な方へ訪問早期対応を行っている。住民の身近な相談窓口として市内に6か所開設されている。地域包括支援センターと連携して介護予防に関する支援や相談も行う。   |
| サポート医         | 認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医に対する認知症診断等に関する助言・相談等を行う医師。   |
| 三位一体の改革       | 全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて行政サービスを提供するため、国から地方への財源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の見直しの三つを同時一体的に行う改革。   |
| 自殺対策基本法       | 自殺対策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本事項を定めて自殺対策を推進し、自殺の防止、自殺者の親族等に支援し、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。  |
| 自主三原則         | 「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加・自主企画・自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で、本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条にも明記されている。  |
| 自主防災組織        | 地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の災害対策活動を担う組織で、コミュニティ協議会・町会・自治会・管理組合などを主体に結成されることが多い。   |
| 市政コンシェルジュ     | ホテルで観光や交通の案内係を務めるコンシェルジュの考え方を市に取り入れ、市民に市政等についての情報を総合的に説明する案内人のこと。   |
| 次世代育成支援対策推進法  | 平成17年度から10年間の時限立法で、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成対策支援について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律で平成15年7月に施行された。 |
| 自然の村          | 千曲川の源流にほど近い長野県川上村にある市立の野外活動施設。広大な場内には、宿泊施設、キャンプ施設、遊歩道やハイキングコースがあり、四季折々の自然を楽しむ。  |
| 自治基本条例        | 自治に関する基本的な事項を定める条例。自治の理念、基本的な制度などを内容とする条例。  |
| シチズンシップ教育     | 子どもたちが、将来、市民としての役割を果たせるよう、市民意識、市民性等を育む教育。   |
| 指定確認検査機関      | 平成11年5月1日に施行された改正建築基準法により、従来は建築主事（計画された建築物が建築基準法令に適合しているかどうかを確認する行政機関。本市は平成8年4月より設置）が行ってきた建築物の確認や検査の業務が、国土交通大臣や都道府県知事の指定する民間の指定確認検査機関でも行えるようになった。どちらに申請するかは建築主自身の判断で選択できる。                              |
| 指定管理者制度       | 平成15年9月に施行された地方自治法改正により新設された制度。この制度導入により、それまで公共団体、公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委託可能となった。  |

| 用語              | 用語の説明   |
|-----------------|---|
| 市民安全パトロール隊      | 地域の狭い路地や小さな広場などにもパトロールの目を行き届かせるため、市民の有償ボランティアにより組織したパトロール隊。隊員が手隙の時間に自宅周辺を徒歩、または自転車でパトロールする。市からはジャンパー、帽子、腕章のほか、合図灯、ポケットベルを貸与し、週に最低1回のパトロールと報告書提出を義務付けている。警察との合同パトロールや、学校行事に合わせたパトロールの依頼に応えることもある。現在の隊員数は61名。 |
| 市民協働サロン         | NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、市との協働を円滑に推進するため、市役所西棟7階に設置した場所のこと。交流コーナー、多目的スペース、印刷ステーションの3つの用途を持ち、公益性のある活動を支援する。   |
| 市民交通計画          | 「市民の視点に立った、高齢者や障がい者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系」の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通（路線バスなど）の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフト及びハードの両面から示した指針。                                |
| 市民パートナーシップ      | 市民と市がそれぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながら、地域の課題や社会的な課題の解決という共通目的のために、連携し協力し合うこと。   |
| 住宅マスタープラン       | まちづくりや福祉的な視点も含め、住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示すとともに、市民をはじめ、様々な主体との連携と協働による住宅・住環境づくりを進める際の基本的指針。平成13年度に策定。計画期間は平成13年度から平成22年度まで。   |
| 純移動率            | 人口統計上の指標で、算出の方法は下記のとおり。<br>$\frac{(\text{基準とした年の翌年の人口}) - (\text{基準とした年の人口をもとに転入、転出が全く起こらないと仮定した翌年の人口})}{(\text{基準とした年の人口})} = \text{純移動率}$ 移動率が正であれば、転入超過。負であれば、転出超過となる。                                   |
| 障害者自立支援法        | 障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で身近な市町村が一元的に提供する仕組みを定めた。   |
| 小学校理科専科教員       | 理科教育に関する専門性や指導力の高い人材を、市の非常勤講師として雇用し、小学校理科授業に活用すること。小学校理科教育の充実及び小学校教員の理科に関する実践的指導力の向上を図る。  |
| 小規模企業資金融資あっせん制度 | 小規模企業を営む市民の方に事業経営に必要な資金の融資を市があっせんし、利子・信用保証料の一部を補助する制度。市が直接資金を貸し付けるのではなく、市のあっせんを受けた方からの融資申し込みを金融機関や東京信用保証協会が審査し、金融機関が融資を行う。  |
| 小規模作業所          | 一般の企業等で働くことの困難な障がいのある人の働く場や活動の場として、障がいのある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として運営されているもの。  |
| 商工会議所           | 商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進のために設立された団体。産業振興・地域振興などの各種事業や経営者のための相談・指導などを実施。事務所は武蔵野商工会館6階（吉祥寺本町1-10-7）  |
| 商店会連合会          | 武蔵野市内の53の商店会が加盟する団体。約3,400の会員（商店）が所属している。主な活動は商店会が実施する広報活動やイベント活動の支援。   |
| 情報セキュリティ・ポリシー   | 組織全体の情報セキュリティに関する指針。<br>*情報セキュリティ・・・情報を安全に管理し、適切に利用できるように運営すること。  |
| 情報リテラシー         | 情報活用能力。コンピュータやネットワークを活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。主としてコンピュータを用いた情報の整理や発信の能力を意味し、パソコンの操作やデータの整理、インターネットでの情報検索など様々な分野を含む。   |
| 松露庵             | にじり口を持つ三畳台目の小間、一つの部屋としても利用できる水屋を兼ねた六畳間及び八畳間からなる二つの和室があり、茶道のほか句会、川柳、短歌、華道など、日本の伝統文化の様々な活動の場としても利用できる文化施設。所在地：桜堤1-4-22（古瀬公園内）   |
| 職員定数適正化計画       | 職員定数のあり方を見直し、より効率的な行政運営を行うために武蔵野市が定める計画。現在第4次職員定数適正化計画（平成19年度から平成21年度まで）を実施中。   |

| 用語              | 用語の説明  |
|-----------------|--|
| 自立支援医療の診断書料助成制度 | 自立支援医療費制度（精神通院）の申請をするために要した診断書の費用を助成する制度。助成限度額は3,000円。   |
| 自立支援給付          | 障害者自立支援法に基づいて、国や都道府県の義務的経費が伴う全国一律のサービス。この給付は、ホームヘルパーや通所施設等の障害者福祉サービス、精神通院医療費等の公費負担、車いす等の補装具費の給付等に分かれている。                                     |
| シルバー人材センター      | 正式名称は、「社団法人武蔵野市シルバー人材センター」。定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。                            |
| スクラップ・アンド・ビルド   | 行政機構における膨張抑制の方法の一つ。組織の新設や新規事業の執行にあたって、同等の組織、事業の廃止を条件とすること。   |
| 青少年問題協議会地区委員会   | 市長の付属機関である青少年問題協議会に設置され、地域ごとに活動する実施機関。武蔵野市では、市立小学校の通学区ごとに設置され、12の『地区委員会』がある。青少年の健全育成を図るため、地域において様々な問題を見つけ、考え、話し合い、より良い地域づくりのために、重要な役割を担っている。 |
| 成年後見制度          | 認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。   |
| セーフティネット        | 経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。  |
| セカンドスクール        | 市立小中学校に在籍する小学校5年生、中学校1年生の児童生徒が、授業の一部を自然に恵まれた農山漁村に長期間滞在して行い、普段の学校生活（ファーストスクール）では体験し難い総合的な体験活動を行うもの。   |
| 0123 吉祥寺・はらっぱ   | 保育ニーズの多様化に対応する施策の一つとして、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた施設。「0123 吉祥寺」が平成4年、「0123 はらっぱ」が平成13年にオープンした。              |
| 仙川リメイク          | 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画。武蔵野市内唯一の一級河川である仙川は、コンクリート三面張構造で水もほとんど流れていなかったため、動植物が生息しない空間となっていた。そこで、河川維持水の確保や遊歩道の整備、隣接公園の親水化などを進め、市民に親しめる水辺空間の創出を図る計画。    |
| 総合情報化基本計画       | 電子市役所の実現による行政サービスの利便性向上を目的として、平成17年6月に策定された計画。   |
| SOHO            | Small Office / Home Officeの略。自宅や自宅近くの小さな事務所を拠点に、それぞれの専門能力を生かし、パソコンなど各種情報機器と技術を駆使し働く労働形態。   |
| 待機児             | 認可保育所に入れる資格を持ち、入所の申込をしているにも関わらず保育所に入れない児童のこと。  |
| 耐震アドバイザー派遣      | 昭和56年以前に建築された市内の木造住宅に専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行う事業。   |
| 耐震改修費用助成        | 耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められた昭和56年以前に建築された住宅の耐震改修に要した費用の2分の1を助成する制度。50万円を限度とする。  |
| 耐震診断費用助成        | 昭和56年以前に建築された市内の民間住宅・分譲マンションを対象に、耐震診断に要した費用の2分の1を助成する制度。木造住宅は5万円、非木造住宅は20万円、分譲マンションは100万円を限度とする。   |
| 第二次子どもプラン武蔵野    | 平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に定められた市町村行動計画として策定した計画。  |



| 用語                | 用語の説明   |
|-------------------|---|
| 宅地開発等に関する指導要綱     | 武蔵野市における開発行爲及び中高層建築物の建築に対する指導の基準を定めている。計画的なまちづくりを推進し、緑豊かで良好な居住環境の促進を図り、もって武蔵野市の均衡ある発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和46年より施行している。                                   |
| 団塊世代              | 戦後のベビーブームに誕生した世代の人々のこと。一般的に昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までに誕生した人を指す。   |
| 単式簿記              | 1つの取引について、一面（1つの科目）のみを把握し、その増減を記帳するもの。  |
| 男女共同参画計画          | 男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年度から平成20年度に市が進めていく施策の基本的な方向と事業を示した計画。「武蔵野市第二次女性行動計画」を継承し、武蔵野市女性行動計画推進市民会議の提言や、意識調査の実施による市民の意見等を参考にして策定した。                               |
| 男女共同参画推進市民会議      | 「男女共同参画計画の推進・策定に関すること」「男女共同参画施策のあり方に関すること」を検討するため、平成19年8月に設置した、学識経験者、公募市民、関係団体等で構成する会議のこと。  |
| 弾力化               | 保育所入所定員を超過して児童を受け入れること。その場合、面積基準、配置基準については国基準の範囲内で行われる。   |
| 地域活動支援センター        | 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。  |
| 地域子ども館（あそべえ）      | 子どもたちの放課後対策の充実を図るため設置されたもの。保護者を含めた地域社会の構成員が一体となって子どもを育てるという考えに基づき、学校施設等を利用した早朝や放課後・土曜日等の子どもの居場所づくりや異年齢児の交流を目的として、市立小学校12校の全てで、教室開放、校庭開放、図書室開放を実施している。       |
| 地域コミュニティ          | 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通じて形成される人と人とのつながり。   |
| 地域住宅交付金           | 地方公共団体が主体となる公営住宅の建設など、地域住宅計画に基づき実施される居住環境整備事業が、総合的かつ計画的に推進されるよう支援するための交付金。  |
| 地域生活支援事業          | 障害者自立支援法に基づき、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、各自治体で事業の詳細を決定し、実施する事業。   |
| 地域通貨              | 限定された地域や特定の共同体のみで利用可能な通貨、またはその仕組み。  |
| 地域福祉活動推進協議会（地域社協） | 地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助けあい、支えあいの体制づくりを目指して設置された組織。市内13地域で結成されている。  |
| 地域包括支援センター        | 介護保険法の改正により、平成18年4月から新たに設置され、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うため、介護予防、ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等を行う。武蔵野市では、既存の在宅介護支援センターに併設されるかたちで、3か所に設置した。 |
| 地域リハビリテーション       | 障がいのある人々や高齢者およびその家族が住み慣れた地域で、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉教育および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。                               |
| 地域リハビリテーション有識者会議  | 地域リハビリテーションにおける本市の現状と課題を分析し、課題解決の方策を検討するため、保健・医療・福祉の専門家で構成する会議。   |

| 用語              | 用語の説明  |
|-----------------|--|
| 地区計画            | 地区単位のまちづくりの目標(将来像)、整備・開発及び保全の方針、地区整備計画を定め、個別の開発等を規制・誘導することにより計画の実現を図る都市計画法に規定される制度。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについての規定を定めることができる。   |
| 地区災害時待避所        | 市民が、災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時集合場所・避難所又は広域避難場所へ避難する際の緊急に避難する場所。   |
| 地方分権一括法         | 正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。地方分権改革の柱として平成11年に475本の法律改正案から成る法案として可決、平成12年4月から施行された。   |
| 地方分権改革推進法       | 「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする」「地方公共団体の自主性及び自立性を高める」ことを基本理念として、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る。平成19年4月施行。3年間の時限法である。  |
| チャレンジルーム        | 不登校児童・生徒が通級する教室で、学校復帰や社会的自立に向けて不登校児童・生徒を支援する。大野田小学校地下1階にある教育支援センター内に設置。  |
| 中高年齢者・障害者雇用創出事業 | 市民の専門的知識、技術及び経験などを活用するとともに、市が地域の雇用を創出することを目的に平成11年度から実施。職員100人を削減し、その財源で300人の中高年齢者(40歳以上65歳未満)及び障がい者(65歳未満)を雇用することを目標にしている。原則として市内在住者(職種によって例外あり)。   |
| TWCC            | Total Welfare Configured City の略。高齢者にやさしいまちは障がい者にも他のすべての人にもやさしいという福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。  |
| ティーチングアシスタント    | グループ活動時の指導補助、つまづいている児童・生徒への個別指導など子どもへの指導や、学習支援教室での指導補助を行うボランティア。主に大学生など。   |
| ティームティーチング      | 個に応じたきめ細かな指導を行うため、1人の教員だけで授業を行なうのではなく、複数の教員が役割分担して協力して行う指導形態。  |
| 電子コミュニティ        | インターネット、その他高度情報通信ネットワークを通じて、時間的及び場所的に制限されることなく形成される人と人とのつながり。  |
| テンミリオンハウス       | 地域の実情に応じた市民などの「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万円(ten-million)を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に7か所開設されている。  |
| 東京たま広域資源循環組合    | 一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合。多摩地域における25市1町の自治体で構成運営されている。平成18年4月に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合から現在の名称に変更。  |
| 東京みどりの研究会       | 東京の緑をつないで、次世代に残すための取組みを横断的に連携して行うために設置された研究会。国、都、6区2市(大田区、中野区、杉並区、練馬区、世田谷区、板橋区、三鷹市、武蔵野市)によって構成されている。   |
| 特定健康診査          | 平成20年4月から医療保険者が、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象とし、毎年度計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。   |
| 特定保健指導          | 平成20年4月から、医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援。   |
| 特別支援教育          | 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを明らかにし、その子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために、適切な指導や必要な支援を行う教育に関する制度。これまでの心身障害教育(特殊教育)の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症等を含める。平成19年4月から学校教育法に位置づけられた。 |

| 用語                     | 用語の説明   |
|------------------------|---|
| 特別用途地区                 | 都市計画法による地域地区の一種で、用途地域内の地区における土地利用の増進や環境保護等の特別な目的の実現のため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。市町村の条例に基づき、より地域的で詳細な用途の制限等を行うことができる。                     |
| 都市計画道路                 | 都市計画法において定められている都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の四種類の道路。   |
| 都市マスタープラン              | 住民に最も身近である市町村が、住民の意見を反映した具体性のあるまちづくりのビジョンを確立し、地区別にあるべき市街地像を示すとともに、整備方針等についてきめ細かく、かつ総合的に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針。                       |
| 土曜学校                   | 小中学生を対象に、土曜日を利用して、学校の授業ではできない体験や活動をする講座。市内小中学校や大学、市民会館、文化施設、体育館等を利用して実施している。  |
| トラスト                   | 自然や歴史的建造物の保存を目的に、それらを寄贈、買い取りなどによって入手して、保存、管理すること。   |
| トレーサビリティ               | 食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売元などを記録・保管すること。農産物については、「いつ、だれが、どこで、どのように」生産し、流通したかを明らかにする仕組みのこと。                                  |
| NPM (ニュー・パブリック・マネジメント) | New Public Management・ニュー パブリック マネジメントの略。民間企業における経営理論・手法、成功事例等を可能な限り行政現場に導入することを通じて、行政の経済性、効率性、有効性を高め、市民が支払う税金に対して最大の満足を提供すること。     |
| 乳幼児医療費助成制度             | 義務教育就学前までの乳幼児が病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度。平成6年1月に東京都の補助事業として、所得制限を設けて実施してきたが、平成17年10月に所得制限を撤廃した。                             |
| 認可保育所                  | 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育すること。 |
| 任期付職員                  | その人が持つ高度な専門的な知識経験又は優れた識見を活用するため、若しくは短期間で終了する見込みの業務や短期間の増加業務に対応するため、任期を定めて職員として採用された者のこと。  |
| 認証保育所                  | 東京都独自の制度として設置基準を設定し、多くの企業の参入と事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることを目指した認可外保育施設。  |
| 認定農業者                  | 農業経営基盤強化促進法の規定により、農業経営の改善を図ろうとする農業者自らが作成した農業経営改善計画が、市町村の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実であると市町村から認定を受けた農業者のこと。                       |
| 燃料電池コージェネレーションシステム     | 燃料電池（水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置）により電気を発電するとともに、発生する熱により給湯も同時に行うこと。   |
| 農業振興基本計画               | 「安心・安全武蔵野農業～市民の豊かな生活を彩る～」を本市の農業の将来像に設定し、農業の振興、農地の保全等について長期的視野に立って農業振興施策を推進するために策定。  |
| 農業ふれあい公園               | 関前五丁目地域に残された農地の景観を生かした、農をテーマとした公園。全体約4,600㎡のうち、半分を畑、残りを公園として利用している。   |
| パークアンドバスライド事業          | 渋滞緩和策の一つで、渋滞する街中を避けて駐車場（パーク）を作りそこに車を停めて、そこからバスを使って（バスライド）街中へ移動するもの。   |
| バスベイ                   | バス専用の停車スペース。バス乗降の際に発生する交通渋滞の緩和や乗降客の安全性を確保するために設置される。  |

| 用語           | 用語の説明   |
|--------------|---|
| バナー広告        | インターネットのホームページ上に貼られる帯状の広告のこと。バナーをクリックすると広告主のホームページにジャンプする。広告掲載料を課金する（本市で採用）ほか、バナーがクリックされた回数や商品販売の成果に比例するなど、様々な課金方法がある。  |
| バランスシート      | もともとは企業の財務状況を明らかにするために、保有するすべての資産・負債等の状況を総括的に表示した対照表（貸借対照表）のことをいう。自治体の場合、歳入歳出決算書などで財政状況を把握・分析してきたが、これでは単年度の財政状況しかわからないことから、近年になってバランスシートによる財政分析を行う自治体が増えている。武蔵野市では、平成12年に平成10年度決算を対象とした「武蔵野市のバランスシート」を作成以来、内容の充実を図りながら毎年度発行し、ホームページ等で公表している。現在では名称を「武蔵野市の年次財務報告書」に変更している。 |
| バリアフリー       | 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。もともとは建築用語で建物内の物理的障壁の除去を意味したが、今日ではより広範に、障がいのある人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去を意味する。  |
| バリアフリー新法     | 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で、従来の「ハートビル法（多数の人が利用する建築物対象）」と「交通バリアフリー法（駅や空港といった旅客施設を対象）」を一本化した法律。平成18年12月に施行。  |
| ヒートアイランド現象   | 都市部の気温がその周辺に比べて高温になる現象。等温線が島状になることに由来する。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人口熱の放出、大気汚染が原因となる。  |
| ビオトープ        | 特定の生物群集が生存できるよう特定の環境を整えた限られた地域で、生物が息息する場所とも訳される。すべての市立小学校内とむさしの自然観察園に基幹ビオトープを整備している。  |
| 1人2職制        | 本来業務のほかにプロジェクトなど他の業務に一時的に携わること。   |
| 開かれた学校づくり協議会 | 学校運営に関して、地域、保護者から広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを行うために各小中学校に設置。  |
| ビルピット        | 建物の排水を一時的に貯留してポンプにより公共下水道に排出するための排水槽。   |
| ファミリーフレンドリー  | 仕事と育児・介護とが両立できるよう、多様でかつ柔軟な働き方を勤労者が選択できる環境整備を行う施策。武蔵野市においては、親子の絆を重視し、家族の子育て力を高めることを基本方針としている。家族の子育て力を高めるには、自助、共助、公助の仕組みがバランスよく整えられる必要がある。  |
| ファンド         | 特定の計画・事業のために積み立てておく資金。  |
| 福祉型住宅        | ①65歳以上の高齢者②障がい者③母子家庭のいずれかに該当し、市内に引続き3年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方を対象としている。市内には高齢者用166戸、障がい者用8戸、母子世帯用7戸の計181戸の福祉型住宅がある。   |
| 複式簿記         | 1つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録することができる。資産の動きや損益を把握することができる。   |
| 福祉公社         | 正式名称は、「財団法人武蔵野市福祉公社」。在宅高齢者や障害のある人に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護センターにおいて権利擁護事業を行っている。  |
| 福祉的就労        | 一般企業で就労が困難な障がいのある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練などを受けながら働くことをいう。自立を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。  |
| 二ツ塚最終処分場     | 昭和59年から多摩地域25市1町のごみを受け入れてきた谷戸沢最終処分場に続く第二の処分場として平成10年から埋立てを開始した最終処分場。日の出町にある。平成18年7月からごみ焼却施設から排出される焼却残さを主原料として、土木建設資材である「エコセメント」に再生する施設が稼動した。  |

| 用語                 | 用語の説明   |
|--------------------|---|
| 二俣尾・武蔵野市民の森        | 森林の荒廃問題は山側だけの問題ではなく、恵みを受けている都市側の責任として、青梅市二俣尾において市が土地を借り市民への啓発活動と森林整備に取り組んでいる。   |
| ブックスタート            | むさしのブックスタート。平成14年から図書館が開始した事業。3～4ヶ月児対象のブックスタート（絵本、アドバイス集、ブックリストが入ったブックスタートパックを手渡す）と、3歳児対象のフォローアップ事業（読み聞かせと絵本・ブックリストを手渡す）がある。  |
| ブルーキャップ            | 吉祥寺駅周辺の環境浄化の一環として、しつようなつきまとい勧誘行為や、通行の妨げになる路上宣伝行為が後を絶たないため、平成14年に武蔵野市環境浄化に関する条例に基づき配置したつきまとい勧誘防止指導員のことで、「ブルーキャップ」は通称名。警察OBである嘱託職員4名と委託警備会社の警備員7名で構成し、勧誘行為等適正化特定地区内で行なわれる条例違反行為に対して指導を行う。発隊以降、特定地区の拡大や活動時間の拡大を行っており、現在は午後1時から午後9時まで活動時間している。  |
| ふれあいサロン            | 市立境南小学校の余裕教室を利用して講座を開講。休み時間には児童が教室を訪れ、一緒に遊んだりお喋りをして過ごす。また、ランチルームで児童と一緒に給食を食べたりするほか、学校行事にも参加し交流している。   |
| プレセカンドスクール         | セカンドスクールにおける学習効果をさらに高めることを目的とし、セカンドスクールを行なう1年前に市立小学校4年生を対象として行う2泊3日の短期宿泊体験学習。   |
| 防火水槽               | あらかじめ設置した耐震性の水槽に水を貯めておき、地震災害時等の火災発生時に水道が供給停止した場合でも、消火作業が行えるようにする施設。主に公園、道路等の地中に埋設してマンホールから消防ポンプ車の吸水を可能としている。  |
| 冒険遊び場（プレーパーク）      | 子どもがのびのびと、思い切り遊べるように禁止事項を無くし「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、遊び場にある道具や廃材、自然の素材を使って、子ども自身が遊びをつくる遊び場のこと。境3丁目に設置予定。   |
| 防災広場               | 住宅地の中にあり、法律に基づく公園の要件を満たさない程度の面積のオープンスペースに、災害時トイレ・耐震性貯水槽・防災倉庫等の防災設備を設置し、災害時の地域の活動拠点、一時的な安全確保の場所等の防災機能を持った広場。   |
| 防災推進員              | 武蔵野市民防災協会から委嘱された市民ボランティアで、地域の防災活動のリーダーとして活動している方。   |
| 北海道洞爺湖サミット         | 日本、アメリカ、イギリス、ロシア、フランス、ドイツ、カナダ、イタリアの8か国の首脳及びEU（欧州連合）の委員長が参加して、平成20年7月7日から9日までの3日間の日程で、北海道洞爺湖地域において開催される首脳会議。   |
| ボランティアセンター武蔵野      | 昭和53年に市民自治の精神に立脚した、全国でも特異な民間の運営による自主的な互助活動を行う組織として誕生し、平成7年から市民社会福祉協議会と組織統合した。ボランティア活動を希望する市民を登録し、ボランティアを必要としている市民に紹介する機関。ボランティア活動の内容としては、病院への付き添い、話し相手、障がいのある人や子どもの遊び相手、福祉施設での手伝い、緑化・環境活動、外国籍市民との交流、コミュニティ活動、芸術・文化・スポーツ活動などがある。   |
| ホワイトイーグル           | 青色回転灯を装着した専用のパトロールカーを用い、学校や子ども施設、コミュニティセンターを巡回警備する市内安全パトロール隊で、「ホワイトイーグル」は通称名。活動は月曜から金曜の平日、午前9時から午後6時まで。市内を東西方向に三分割し、委託警備会社の警備員6名が3台のパトロールカーに分乗する。小学校や保育園、子ども施設などでは、施設の職員と口頭で防犯情報を交換する。中学校や福祉施設などは周辺を警戒する。また、不審者の目撃が相次いだり、連続放火が発生するなどの状況があれば、重点パトロールや延長パトロールを行うこともある。<br>平成20年度より祝日を除く土曜日を追加し、活動時間を午後7時まで延長する。 |
| マルチペイメント           | インターネット等のネットワークを用い、パソコンや携帯電話等から税金や各種公共料金の支払が行えるようにするサービス  |
| 三鷹駅北口地区開発計画調査検討委員会 | 三鷹駅北口地区で計画が予定されている大規模な宅地開発事業や中高層建築物の建設事業について、市のまちづくりに関する計画との整合性、行政指導の内容等を調査、検討するため設置した委員会。  |

| 用語               | 用語の説明  |
|------------------|--|
| 民間駐車監視員制度        | 平成18年6月の道路交通法の一部改正により、駐車違反の取締りを行う民間監視員が、違反車両の発見、確認標章の取付けを行う制度。公安委員会の登録法人に属する有資格者が業務を行う。  |
| ムーバス             | 武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消し、高齢者をはじめ誰もが気軽に安全に街に出られることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金（未就学児は無料）。  |
| 武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会 | 中央線の立体交差に伴う武蔵境駅舎と駅前広場建設に当たり、武蔵境地域の特性を反映し、駅舎を利用する人達や地域住民の願いのこめられたものとして実現していくため、東京都、JR、西武鉄道等に要望・提案などの働きかけを行うことを目的に設置された地元住民、企業、学校などの有志の集まり。                                      |
| 武蔵野市観光推進計画       | 武蔵野市の都市観光の推進施策について定めた計画。平成19年8月に策定。  |
| (財)武蔵野健康開発事業団    | 市民の健康の保持増進と福祉の向上、ならびに地域社会の発展に寄与することを目的として、武蔵野市、武蔵野市医師会、横河電機株式会社の三者の協力により昭和62年10月に設立された公益法人。人間ドックやがん検診などの各種健（検）診、検査事業、及び啓発普及事業、調査研究事業等を行っている。                                   |
| 武蔵野市国際交流協会       | 平成元年10月13日に設立された任意団体。国際平和に寄与する開かれたまちづくりのため、市民レベルの国際交流や在住外国人支援を推進している。  |
| 武蔵野市子ども文芸賞       | 子どもたちに文芸活動を奨励して、ことば・文章による豊かな表現力を育てることを目指して、年に1度、小中学生を対象に、小説・童話や詩・俳句・短歌などの創作作品や読書感想作品を募集する。平成18年度からスタート。  |
| 武蔵野市公立保育園改革計画    | 公立保育園の体制の見直し、子育て支援施策の充実、保育の質の向上などを掲げた、武蔵野市の公立保育園経営改革を行うための3ヶ年（平成16年度～18年度）計画。平成16年2月策定。「武蔵野市公立保育園改革評価委員会」を設置し、①新たな子育て施策への取組、②認可保育園の保育の質の向上への取組、③公立保育園の効率的運営への取組について、年度ごとに評価した。 |
| 武蔵野市子ども協会        | 青少年の健全育成を図り、地域住民による青少年の育成活動を促進し、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に平成4年1月7日に設立された任意団体。現在、公の施設0123吉祥寺及びはらっぱの管理運営を行っている。   |
| 武蔵野市福祉総合計画       | 地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画を一体的に策定した計画。  |
| 武蔵野市緑の基本計画       | 都市緑地保全法に基づき、平成9年3月に策定した緑の総合計画。武蔵野市の緑の将来像および目標を設定し、その実現に向けて市民と一体となって進めるための緑の施策を盛り込んでいる。当初策定した基本計画を「武蔵野市緑の基本計画検討委員会」を設け、平成19年度中に改定予定。  |
| 武蔵野市民社会福祉協議会     | 武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37年に設立され、昭和53年に社会福祉法人として認可された団体。社会福祉協議会は全国の市区町村にあるが、名称に「市民」と入っているのは武蔵野市民社協だけである。                                 |
| むさしのジャンボリー       | 市内の小学校4年～6年生を対象に、青少年問題協議会地区委員会（青少協）と、市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、青少年の健全育成の一翼を担っている。   |
| (財)武蔵野スポーツ振興事業団  | 生涯体育の視点からスポーツ振興事業を行い、もって健康と体力の増進を図り、豊かで潤いのある市民生活の形成に寄与するため平成元年9月に設立した市の財政援助出資団体。平成17年4月からは、指定管理者として市の主なスポーツ施設の管理運営を行っている。  |
| 武蔵野地域五大学         | 武蔵野市内にある亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学と、市に隣接する東京女子大学、武蔵野大学の5つの大学。これらの大学と市が連携・協力して市民の生涯学習に寄与することを目的に、学長と市長とで構成される「武蔵野地域学長懇談会」及び実務担当者による「五大学連絡協議会」が設置されている。                               |
| 武蔵野地域自由大学        | 平成15年4月に発足し、市と武蔵野地域五大学（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医畜産大学（平成18年4月日本獣医生命科学大学へ名称変更）、武蔵野大学）が連携し、様々な分野にわたり高度で継続的、体系的な学習機会を市民に提供している。正規の大学ではないが、修了講座数により自由大学独自の学位（称号記）を授与している。              |

| 用語                   | 用語の説明   |
|----------------------|---|
| むさしのヒューマン・ネットワークセンター | 男女共同参画社会の実現をめざし、市民及び団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として、平成10年11月武蔵境市政センターの2階に開設。管理運営については、個人と団体から推薦された代表約20名の運営委員で構成するセンター運営協議会に委託している。施設の内容は、会議室、印刷室、情報交流コーナー等があり、自主事業の実施、男女共同参画に関する参考図書の貸し出しや関連情報の収集、提供をしている。 |
| 武蔵野プレイス（仮称）          | 新公共施設。図書館機能を中心に生涯学習機能を加えた知的創造拠点として、武蔵境駅南口農水省食糧倉庫跡地に建設される施設。平成22年度開設予定。  |
| 武蔵野方式                | 武蔵野市独自の行政運営手法の総称。武蔵野市の公立保育園改革においては、民営化などの手法を用いて供給体制を変えていくのではなく、公営のまま、職員の教育・研修体制の充実、職員配置の効率化を図ること。   |
| メンタルヘルス              | 多様化、複雑化する社会で、精神的な悩みを持ち、苦しむ人が急増している。身体の健康増進と共に、心の健康を保つための支援の必要性（精神保健）。   |
| 目的別コミュニティ            | 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり。   |
| ユニバーサルデザイン           | 年齢、障がいの有無などに関わらず、すべての人々に利用しやすいまちや建物、製品、サービスづくりを行っていきこうとする考え方。   |
| ユビキタス                | ラテン語で「いたるところに存在する」という意味。あらゆる機器にコンピューターが組み込まれ、ユーザはコンピューターの所在を意識することなく、情報を利用できるネットワーク環境のこと。   |
| 用途地域                 | 都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。   |
| ライフサイクルコスト           | 建物や施設にかかる企画、調査、計画、設計、建設に始まり維持管理、運営、解体、撤去、事業終了までの周期（サイクル）全般に渡って必要となる長期的なコストのこと。  |
| ランニングフェスティバル         | 子どもたちの体力低下への対応として、市内の子どもたちがスポーツに親しみ、体を動かす楽しさや心地良さを体験するイベント。平成18年度からスタート。  |
| 療育相談室ハビット            | 心身に何らかの障がいがある子どもに対する早期からの支援と、障がい児を育てる親の不安を軽減するための相談支援を行う。   |
| レモンキャブ               | バスやタクシー等の既存の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい者の方々の外出を支援するためのドア・ツー・ドアの移送サービス。市に登録された地域のボランティア運行協力が専用の福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運行する。  |
| ワーク・ライフ・バランス         | 幸せな人生を送るために、自分の価値観に合う働き方、仕事と生活の調和を考えようという概念。  |

武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

|      | 氏名                   | 役職等                       |
|------|----------------------|---------------------------|
| 委員長  | たむら かずひさ<br>田村 和寿    | 桐蔭横浜大学文化政策研究所教授           |
| 副委員長 | やまもと やすし<br>山本 泰     | 東京大学大学院総合文化研究科・<br>教養学部教授 |
| 副委員長 | さかい ようこ<br>酒井 陽子     | 行・財政分野市民会議推薦者             |
|      | かせ ひろこ<br>加瀬 裕子      | 早稲田大学人間科学部教授              |
|      | くりた みちはる<br>栗田 充治    | 亜細亜大学国際関係学部教授             |
|      | くりはら こわし<br>栗原 毅     | 緑・環境・市民生活分野<br>市民会議推薦者    |
|      | こはら たかはる<br>小原 隆治    | 成蹊大学法学部教授                 |
|      | まえかわ れいたろう<br>前川 禮太郎 | 健康・福祉分野市民会議推薦者            |
|      | むかい かずえ<br>向井 一江     | 子ども・教育分野市民会議推薦者           |
|      | むらい ひさお<br>村井 寿夫     | 都市基盤分野市民会議推薦者             |
|      | あいだ こうじ<br>会田 恒司     | 武蔵野市副市長                   |